

謄本

- 一通ニ付 二十錢
- 二 前號以外ノ檢定證及成績書ノ謄本 一通ニ付 五錢

附則

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 生絲検査手数料令附則第二項ノ増加手数料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

生絲検査所處務規程

明治三十七年七月一日農商務省訓令第八號
 改正 大正八年九月二十六日訓令第十號
 昭和二年六月三十日訓令第二號
 昭和四年九月十四日訓令第八號

- 第一條 生絲検査所ニ左ノ部ヲ置ク
 - 一 正量部
 - 一 品位部
 - 一 庶務部
- 第二條 正量部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 生絲ノ原量、正量、練減及水分ノ検査ニ關スル事項
 - 二 前號ノ検査ニ關スル研究及調査並ニ講習及講話ニ關スル事項
 - 三 第一號ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査及鑑定ニ關スル事項
 - 四 第一號ノ検査ノ檢定證並ニ前號ノ検査及鑑定ノ成績

書ノ調製ニ關スル事項

- 第三條 品位部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 生絲ノ品位検査ニ關スル事項
 - 二 生絲ノ品位検査及貯藏ニ關スル研究及調査ニ關スル事項
 - 三 生絲ノ品位検査及整理ニ關スル講習及講話ニ關スル事項
 - 四 生絲ノ品位検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査及鑑定ニ關スル事項
 - 五 生絲ノ品位検査ノ檢定證並ニ前項ノ検査及鑑定ノ成績書ノ調製ニ關スル事項
- 第四條 庶務部ニ庶務課及調査課ヲ置ク
- 第五條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 官印ノ保管ニ關スル事項
 - 二 所員ノ進退身分ニ關スル事項
 - 三 所内取締ニ關スル事項
 - 四 文書ノ接受發送及保管ニ關スル事項
 - 五 豫算及決算並ニ會計ニ關スル事項
 - 六 手数料徴收ニ關スル事項
 - 七 國有財産及物品ニ關スル事項
 - 八 附屬生絲絹物倉庫ノ管理ニ關スル事項

九 他部課ノ主掌ニ屬セザル事項

第六條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 事業報告ノ編纂刊行ニ關スル事項
- 二 生絲ノ検査ニ關スル研究及調査並ニ講習及講話ニシテ他部ノ主掌ニ屬セザルモノニ關スル事項
- 三 生絲ニ關スル標本ノ蒐集ニ關スル事項
- 第七條 所長處務細則又ハ講習規程ヲ設クルトキハ農林大臣ニ報告スベシ
- 第八條 所長檢定證又ハ成績書ヲ作成スルトキハ之ニ署名又ハ記名捺印スベシ
- 第九條 所長ハ毎年事業ノ成績ヲ農林大臣ニ報告スベシ

検査受付時間

横濱 生絲検査所
神戸

生絲検査ノ請求書又ハ依頼書及生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査又ハ鑑定ノ依頼書受付時間左ノ通定ム

- 昭和二年六月二十八日
- 四月一日ヨリ十月三十一日迄
午前八時ヨリ午後三時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
- 十一月一日ヨリ三月三十一日迄

生絲検査所處務規程 検査受付時間 検査鑑定依頼書

休日及休暇日ハ之ヲ除ク

検査鑑定依頼書

横濱 生絲検査所
神戸

生絲ノ検査ニ關スル器具、機械其ノ他ノ物件ノ検査又ハ鑑定ノ依頼ヲ爲サントスルモノハ左記様式第一號ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘ提出スベシ
 前項ノ器具、機械ヲ受理シタルトキハ様式第二號ノ預證ヲ交付ス検査又ハ鑑定ヲ終リタルトキハ様式第三號ノ成績書ヲ交付ス
 様式第一號

検査(鑑定)依頼書

收入 印紙

左記検査(鑑定)依頼候也

年月日	住所
氏名(名稱)印	
生絲検査所長宛	
一品名	

- 一 番 號
- 一 數 量
- 一 製產地及製造者
- 一 依頼ノ目的
- 一 手 數 料 額

(注意) 收入印紙ニハ消印セザルモノトス

第二號 預 證 (生絲檢查所検査及鑑定規則ノ様式ヲ掲グ)

第三號 成績書 (同上)

右之通定ム

昭和二年六月二十八日

生絲檢查所

生絲整理法講習規程 横濱生絲檢查所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲メ生絲整理法ノ講習ヲナス

第二條 講習科目左ノ如シ

- 一、實 習 揚返、捻造、括造、肉眼検査
- 二、講 義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

前項ノ場合ニハ様式中「講習」ヲ「研究」ト改メ希望研究期間ヲ記入シテ本所ニ差出スベシ

研究生ニハ第二條第二號、第四條及第十條ヲ適用セズ

(様式第一號)

生絲整理法講習願

原籍 現住所

戸主何某何男(女)

氏 名

年 月 日生

私儀御所生絲整理法講習相受度別紙書類添附ノ上及志願候也

年 月 日

氏 名

生絲検査所長宛

備考

- 一、履歷書及醫師ノ身體検査書ノ様式ハ適宜トス
- 一、履歷書ハ志願者ノ自書トス

(様式第二號)

推 薦 書

原籍

生絲整理法講習規程

第四條 講習期間ハ毎年三月ヨリ五月迄三箇月間トス
第五條 講習志願者ハ左記各號ノ資格ヲ具備シ且製絲工場主、蠶絲業團體代表者、若ハ蠶絲業關係者ノ推薦ニ係ル者ニ限ル

一、年齢滿拾七歳以上ノ者

二、高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者

三、貳箇年以上製絲業ニ従事シタル者

四、身體健全ナル者

第六條 講習志願者ノ許否ハ所長之ヲ定メ本人ニ通知ス

第七條 講習生ノ費用ハ自辨トス但シ講習料ヲ徴收セズ

第八條 講習志願者ハ様式第一號ノ願書、様式第二號ノ推薦書、履歷書、戸籍抄本及身體検査書ヲ添附シ二月十日迄ニ本所ニ差出スベシ

第九條 志願者入所ノ許可ヲ得タルトキハ様式第三號ノ保證書ヲ本所ニ差出スベシ

第十條 講習科程ヲ習得シタル者ニハ習得證書ヲ授與ス

第十一條 講習中體面ヲ損スル行爲アル者若ハ習得ノ見込無シト認メタル者ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 既ニ生絲整理ノ素養アル者ニシテ尙本所ニ於テ之ガ研究ヲナサムトスル者ハ第四條ノ期間中ニ於テ其ノ志願ヲ許可スルコトアルベシ

現住所 戸主何某何男(女)

氏 名

年 月 日生

右ノ者御所生絲整理法講習志願ノ處極メテ適當ノ者ト相認メ候條規程ニ據リ及推薦候也

年 月 日

住 所

職 名

推薦者 氏

名

生絲検査所長宛

(様式第三號)

保 證 書

三 錢 印 紙

原籍 現住所

戸主何某何男(女)

氏 名

年 月 日生

令般右ノ者生絲整理法講習ノ爲メ入所御許可相成候ニ就テハ同人在所中ニ係ル一切ノ事項ハ私共ニ於テ引受可申此段保證候也

年月日

住所
保證人氏 名
住所
保證人氏 名

生絲檢查所長宛

備考

一、保證人ノ一名ハ推薦者、一名ハ横濱市在住者トス

生絲整理法講習規程

神戸生絲檢查所

第一條 本所ハ生絲整理ノ改良統一ヲ圖ラムガ爲生絲整理法ノ講習ヲ爲ス

第二條 講習科目左ノ如シ

一 實習 捻造、括造、肉眼検査

二 講義 生絲整理法、生絲検査法

第三條 講習生ノ定員ハ男女ヲ通ジテ拾五名トス但シ時宜ニ依リ増減スルコトアルベシ

第四條 講習期間ハ毎年二月ヨリ四月ニ至ル間ニ於テ六十日間トス

第五條 講習志願者ハ左記各號ノ資格ヲ具備シ且ツ製絲工場主又ハ蠶絲業團體代表者若ハ蠶絲業關係者ノ推薦ニ係

ル者ニ限ル

一、年齢滿拾七歳以上ノ者

二、高等小學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者

三、一年以上生絲整理ニ從事シタル者

四、身體健全ナルモノ

第六條 講習志願者ノ許可ハ所長之ヲ定メ本人ニ通知ス

第七條 講習生ノ費用ハ自辨トス但シ講習料ヲ徴收セズ

第八條 講習志願者ハ様式第一號ノ願書ニ様式第二號ノ推薦書、履歷書、戸籍抄本及身體検査書ヲ添附シ一月二十日迄ニ本所ニ之ヲ差出スベシ

第九條 志願者入所ノ許可ヲ得タルトキハ様式第三號ノ保證書ヲ本所ニ差出スベシ

第十條 講習課程ヲ習得シタル者ニハ習得證書ヲ授與ス

第十一條 講習中體面ヲ損スル行爲アル者若クハ習得ノ見込ナシト認メタル者ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

附則

昭和八年ニ限り講習期間ヲ三月十五日ヨリ五月十五日迄トシ第八條中一月二十日迄トアルヲ二月末日迄トス

(様式第一號)

生絲整理法講習願

原籍

年月日

住所
職名
推薦者氏 名

神戸生絲檢查所長宛

(様式第三號)

保證書

三錢印紙

原籍
現住所
戸主何某何男(女) 氏 名

年月日生

今般右ノ者生絲整理法講習ノ爲入所御許可相成候ニ就テハ同人在所中ニ係ル一切ノ事項ハ私共ニ於テ引受可申此段保證候也

年月日

住所
保證人氏 名
住所
保證人氏 名

神戸生絲檢查所長宛

一八一

私儀御所生絲整理法講習相受度別紙書類添付ノ上及志願候也

年月日

現住所
戸主何某何男(女) 氏 名
原籍
現住所
戸主何某何男(女) 氏 名

神戸生絲檢查所長宛

備考

一、履歷書及醫師ノ身體検査書ノ様式ハ適宜トス

一、履歷書ハ志願者ノ自書トス

(様式第二號)

推薦書

原籍
現住所
戸主何某何男(女) 氏 名

年月日生

右ノ者御所生絲整理法講習志願ノ處極メテ適當ノ者ト相認メ候條規程ニ據リ及推薦候也

生絲整理法講習規程

備考

- 一、保證人ノ内一名ハ推薦者、一名ハ神戸市在住者トス

地方生絲検査所規程

大正九年八月十一日農商務省令第十九號
改正 昭和三年九月農林省令第十二號

第一條 本規程ニ於テ地方生絲検査所ト稱スルハ北海道地方費、府縣費又ハ市費ヲ以テ常置スルモノヲ謂フ

第二條 地方生絲検査所ノ産業職員左ノ如シ

- 所長
- 技師
- 主事
- 技手
- 主事補

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ主事又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 地方生絲検査所ニ於テ行フ業務左ノ如シ

- 一 生絲ニ關スル各種ノ検査
- 二 生絲検査ニ關スル各種ノ研究及調査
- 三 生絲ニ關スル講話、講習、傳習及質問應答

第四條 地方生絲検査所ヲ設立セムトスルトキハ地方長官又ハ市長ハ左ノ事項ヲ具シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ支所ヲ設ケムトスルトキ亦同ジ

- 一 名稱及位置
 - 二 業務ノ項目
 - 三 用地ノ面積及建物ノ坪數
 - 四 用地及建物ノ平面圖
 - 五 検査設備ノ種類、員數及其ノ検査能力
 - 六 検査ニ關スル規程
 - 七 職員ノ職名、員數及其ノ事務分擔
 - 八 收支豫算書
- 前項第二號、第五號及第六號ニ掲グル事項ヲ變更セムトスルトキハ地方長官又ハ市長ハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第一項第一號、第三號、第四號及第七號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ地方長官又ハ市長ハ之ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ
- 農林大臣必要アリト認ムルトキハ第一項第二號、第五號及第六號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條ノ二 地方長官又ハ市長ハ地方生絲検査所ノ前年度ノ業務功程ヲ毎年五月三十一日迄ニ農林大臣ニ報告スベシ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官又ハ市長ニ對シ地方生絲検査所ノ業務ニ關シ報告ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 地方生絲検査所又ハ其ノ支所ヲ廢止セムトスルトキハ地方長官又ハ市長ハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第四條ノ事業ヲ行フ爲北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ常置シタル生絲検査所ハ本令ニ依リ設立シタルモノト看做ス

地方長官ハ前項ノ生絲検査所ニ付第四條各號ニ掲クル事項ヲ本令施行後一月以内ニ農商務大臣ニ届出ツヘシ

附則 (昭和三年九月農林省令第十二號附則)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第三條ノ業務ヲ行フ爲市費ヲ以テ設立シタル生絲検査所ハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

六 蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

蠶業試驗場官制

大正三年六月十七日勅令第百十三號
 改正 大正五年三月勅令第百二十六號
 改正 大正七年四月勅令第百八十一號
 改正 大正八年四月勅令第百五十四號
 改正 大正十年六月勅令第百七十四號
 改正 大正十二年二月勅令第百三十九號
 改正 大正十二年三月勅令第百六十七號
 改正 大正十三年十二月勅令第百七十六號
 改正 大正十四年三月勅令第百四十一號
 改正 昭和二年十一月勅令第百二十二號
 改正 昭和六年五月勅令第百九十一號
 改正 昭和七年七月勅令第百六十二號

第一條 蠶業試驗場ハ農林大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌

- 一 蠶絲業ニ關スル試驗及調査
- 二 原蠶種ノ製造及配付
- 三 桑ノ接穗及苗木ノ生産及配付
- 四 桑葉、繭、生絲、製絲用水其ノ他蠶絲業ニ關係アル物料ノ分析
- 五 講習及講話

第二條 蠶業試驗場ニ左ノ職員ヲ置ク

蠶業試驗場官制

場長 內一人ヲ勅任ト爲ス
 技師 專任 十八人 奏任
 技手 專任 二十九人 判任
 屬 專任 七人 判任

第三條 場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ農林大臣ノ指揮監督ヲ承ケ場中全般ノ事務ヲ掌理ス

第四條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第五條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第六條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 農林大臣ハ必要ト認ムル地ニ蠶業試驗場支場又ハ其ノ出張所ヲ置キ本場ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第八條 蠶業試驗場ノ位置並支場及出張所ノ位置及名稱ハ農林大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

原蠶種製造所官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ原蠶種製造所技師、技手又ハ書記ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各蠶業試驗場技師、技手又ハ書記ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

蠶業試驗場ノ位置並出張所ノ位置及名稱

大正三年六月十七日農商務省告示第百八十號
改正 大正十三年十二月農商務省告示第百八十一號
改正 大正十三年十二月農商務省告示第百八十二號
改正 昭和七年十一月農林省告示第百五十號

蠶業試驗場 東京市杉並區高圓寺二丁目
蠶業試驗場福島出張所 福島縣福島市
蠶業試驗場松本出張所 長野縣松本市
蠶業試驗場熊本出張所 熊本縣飽託郡健軍村

蠶業試驗場附屬試育所及附屬桑園ノ位置及名稱

大正十三年十二月二十日農商務省告示第百八十二號
改正 昭和六年十二月二日農林省告示第三百七十二號

蠶業試驗場綾部試育所 京都府何鹿郡綾部町
蠶業試驗場小淵澤試育所 山梨縣北巨摩郡小淵澤村
蠶業試驗場沖繩試育所 沖繩縣島尻郡眞和志村

蠶業試驗場前橋桑園 群馬縣前橋市
蠶業試驗場一宮桑園 愛知縣一宮市

蠶業試驗場處務規程

大正三年十月十七日農商務省訓令第十號
改正 大正七年七月同訓令第十三號
改正 大正八年九月同訓令第九號
改正 大正十三年十二月訓令第十五號
改正 昭和五年三月農林省訓令第二號

- 第一條 蠶業試驗場ニ左ノ部課ヲ置ク
一 桑樹部
一 生理部
一 病理部
一 製絲部
一 化學部
一 蠶種部
一 庶務課
- 第二條 桑樹部ニ於テハ桑樹ニ關スル試驗調查及講習講話ノ事務ヲ掌ル
- 第三條 生理部ニ於テハ蠶ノ種類並生理ニ關スル試驗調查及講習講話ノ事務ヲ掌ル
- 第四條 病理部ニ於テハ蠶ノ病理ニ關スル試驗調查及講習

講話ノ事務ヲ掌ル
第五條 製絲部ニ於テハ製絲ニ關スル試驗調查及講習講話ノ事務ヲ掌ル

第六條 化學部ニ於テハ蠶絲ニ關スル化學的試驗調查、分析及講習講話ノ事務ヲ掌ル

第七條 蠶種部ニ於テハ原蠶種ノ製造配付ノ事務ヲ掌ル

第八條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 官印ノ保管ニ關スル事項
二 場員ノ進退身分ニ關スル事項
三 場内取締ニ關スル事項
四 文書ノ接受、發送及保管ニ關スル事項
五 豫算及決算並會計ニ關スル事項
六 國有財産及物品ニ關スル事項
七 他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第九條 蠶業試驗場支場ニ支場長ヲ、出張所ニ出張所長ヲ置ク

支場長及出張所長ハ場長ノ指揮監督ヲ承ケ支場又ハ出張所全般ノ事務ヲ處理ス

第十條 場長處務細則、講習規程又ハ支場若ハ出張所ノ處務規程ヲ設クルトキハ農林大臣ニ報告スヘシ

第十一條 場長分析成績書ヲ作成スルトキハ其ノ擔任者ト

蠶業試驗場ノ位置並出張所ノ位置及名稱 蠶業試驗場附屬試育所及附屬桑園ノ位置及名稱 蠶業試驗場處務規程 蠶業試驗場處務細則

共ニ之ニ署名又ハ記名捺印スヘシ
第十二條 場長ハ每年事業ノ成績ヲ農林大臣ニ報告スヘシ

蠶業試驗場處務細則

大正三年十月七日蠶達第二號
改正 大正九年四月蠶達第九號
改正 昭和五年三月蠶達第四號

- 第一條 桑樹部ノ主掌事務左ノ如シ
一 桑樹ニ關スル試驗及調査
二 桑園管理ニ關スル事項
- 第二條 生理部ノ主掌事務左ノ如シ
一 蠶ノ種類及生理ニ關スル試驗及調査
二 氣象ノ觀測ニ關スル事項
- 第三條 病理部ノ主掌事務左ノ如シ
一 蠶ノ病理消毒其ノ他蠶病豫防ニ關スル試驗及調査
二 桑樹ノ病蟲害ニ關スル試驗及調査
三 蠶種ノ検査ニ關スル事項
- 第四條 製絲部ノ主掌事務左ノ如シ
一 製絲ニ關スル試驗及調査
- 第五條 化學部ノ主掌事務左ノ如シ
一 蠶絲業ニ關スル化學的試驗、調査及分析

- 第六條 蠶種部ノ主宰事務左ノ如シ
- 一 蠶種ノ製造保護及配付ニ關スル事項
- 第七條 庶務課ノ主宰事務左ノ如シ
- 一 文書ノ受授、發送及保管ニ關スル事項
- 二 場員ノ進退出張等ニ關スル事項
- 三 官印ノ保管ニ關スル事項
- 四 會計事務ニ關スル事項
- 五 物品會計ニ關スル事項
- 六 國有財産ニ關スル事項
- 七 事務報告成案並編纂ニ關スル事項
- 八 報告類ノ印刷及配付ニ關スル事項
- 九 圖書類ノ保管ニ關スル事項
- 十 統計ニ關スル事項
- 十一 場内取締ニ關スル事項
- 十二 備人ノ備罷ニ關スル事項
- 十三 不用品ノ處分ニ關スル事項
- 十四 他部ノ主宰ニ屬セサル事項
- 第八條 委託試驗、講習、講話、標本及事業報告成案並編纂ニ關スル事務ハ其ノ管掌ニ從ヒ各部ニ於テ之ヲ掌ル
- 第九條 文書ノ接受發送ハ庶務課ニ於テ之ヲ取扱フヘシ
- 第十條 本場ニ到達スル文書ハ掛員ニ於テ接受シ親展文書

- ヲ除クノ外之ヲ開封シ簿冊ニ登錄シタル後場長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ各部主任又ハ庶務課長ニ配付スヘシ
- 第十一條 文書ニ金券印紙又ハ物品等ヲ添附シタルモノアルトキハ其ノ旨ヲ簿冊ニ登錄シ文書ト共ニ配付スヘシ
- 第十二條 各部主任又ハ庶務課長文書ヲ受ケタルトキハ之ヲ査閲シ處分ノ要旨ヲ示シテ掛員ニ交付シ其ノ處分案ヲ作ラシメ重要ナルモノニ就テハ部課中回議ノ上庶務課長ニ回付スヘシ
- 發議ヲ要スルトキ亦前項ニ同シ
- 第十三條 庶務課長前條ノ文書ヲ受ケタルトキハ場長ノ決裁ヲ受ケ掛員ヲシテ其ノ處理ヲ爲サシムヘシ
- 第十四條 各部主任又ハ庶務課長ニ於テ接受シタル文書ハ遅クトモ接受ノ日ヨリ五日以内(休暇日ヲ除ク)ニ之ヲ處理スヘシ事件ノ種類ニ依リ前項ノ期限内ニ處理シ難キモノアルトキハ場長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十五條 文書掛員ニ於テ發送ヲ要スル文書ヲ受ケタルトキハ即日淨書校正ヲ爲シ簿冊ニ登錄ノ上發送スヘシ但シ文書輻輳シテ即日施行シ難キトキハ場長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ處理スヘシ
- 第十六條 文書ニ添附スヘキ附屬書又ハ圖表等ハ主務部課ニ於テ調製スヘシ

- 第十七條 場員名ヲ以テ發送スル文書ハ其ノ封筒ニ所屬ノ部主任又ハ課長ノ檢印ヲ受クヘシ
- 第十八條 文書ハ部課ノ名ヲ以テ發送スルコトヲ得ス
- 第十九條 秘密文書ニシテ發送ヲ要スヘキモノハ庶務課長ニ於テ淨書檢印ヲ爲シ封緘ノ上發送ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十條 文書ハ完結ノ都度類別ニ依リ會計ニ關スル文書ハ會計年度毎ニ其ノ他ノ文書ハ曆年度毎ニ之ヲ一括編綴スヘシ但シ一事件ニシテ翌年度ニ連續スルモノハ完結ノ年ニ於テ編綴スヘシ
- 第二十一條 文書ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ保存スヘシ
- 第一類 永久保存 諸達其ノ他例規徵證ニ供スヘキ文書 並報告材料及調査參考ニ供スヘキ文書
- 第二類 二十ヶ年保存 會計ニ關スル文書
- 第三類 七ヶ年保存 例規ニ依リ處理シタルモノ
- 第四類 一ヶ年保存 一時限リ處辨ニ關スルモノ
- 第二十二條 文書保存期間ハ處分完結ノ翌年ヨリ起算ス其ノ期間滿了シタルトキハ庶務課長之ヲ調査シ關係部主任ニ合議ノ上場長ノ決裁ヲ得テ廢棄ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十三條 保存文書貸附期間ハ特別ノ理由アルモノノ外三十日以内トシ貸附ノ際證書ヲ徵スヘシ
- 第二十四條 圖書ハ掛員ニ於テ受入貸借其ノ他諸般ノ整理

- ヲ爲スヘシ
- 圖書保管規定ハ別ニ之ヲ定ム
- 第二十五條 物品ノ購入、修繕又ハ備人ノ雇人ヲ要スルトキハ物品取扱主任ニ於テ其ノ員數理由ヲ記シ關係部主任ノ檢印ヲ受ケ庶務課長ニ回付スヘシ
- 第二十六條 庶務課長ニ於テ前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ場長ノ決裁ヲ得テ購入修繕又ハ備人ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第二十七條 物品取扱主任ハ其ノ主管ノ物品ニ就キ毎年二月物品會計官吏立會ノ上臺帳ニ就キ現品ヲ照査スヘシ
- 第二十八條 場員出勤後直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ
- 第二十九條 場員退廳ノトキハ各自其ノ取扱ノ書類物品ヲ收藏シ重要ナル印鑰ノ類ハ宿直員ニ其ノ保管ヲ託スヘシ
- 第三十條 場員病氣其ノ他己ムヲ得サル事故ニ依リ缺勤スルトキハ即日其ノ旨場長ニ届出ツヘシ但シ病氣缺勤一週間以上ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ届出ツヘシ爾後二週間毎ニ亦同シ
- 第三十一條 場員出張シタルトキハ歸着後直ニ口頭ヲ以テ概要ヲ復命シ且復命書ヲ一週間以内ニ場長ニ差出スヘシ若シ一週間以内ニ差出シ難キ事情アルトキハ其ノ旨場長ニ届出ツヘシ又特ニ大臣ヨリ命令アリタルトキハ場長ヲ

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

經テ大臣ニ復命スヘシ

第三十二條 場員旅費ノ概算渡ヲ受ケタルトキハ歸着後七日以内ニ精算書ヲ差出スヘシ

第三十三條 場員ヨリ大臣ニ提出スヘキ願伺届等ハ場長ヲ經由スヘシ

第三十四條 養蠶期中ハ總テ休暇ヲ廢ス但シ休暇ヲ得ムトスルモノハ其ノ事由ヲ具シ場長ノ許可ヲ受クヘシ

第三十五條 一般執務時間ノ外場員執務時間ノ増加並備人ノ服務時間及休日ハ別ニ之ヲ定ム

第三十六條 宿直ハ判任官以下ノ場員輪番ニ之ヲ勤務スヘシ

宿直規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七條 看護歸省、墓參、轉地療養又ハ旅行ヲ爲サムトスルトキハ其ノ事由、日數、旅行先ヲ明記シ場長ノ許可ヲ受クヘシ但シ轉地療養ノ場合ニハ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ

第三十八條 忌服ヲ受ケタルモノハ其ノ續柄ヲ記載シ届出ツヘシ

蠶業試驗場出張所處務規程

大正十四年三月一日蠶達第三號

七、寄贈ノ圖書又ハ標本等ノ領收及領收證又ハ謝狀ノ發送

八、價格三百圓以内ノ物品ノ處分

九、價格二百圓以内ノ物品ノ亡失又ハ毀損ニ關スル處分

十、本場及出張所相互間ニ於ケル物品ノ保管轉換ニ關スル件

十一、判任官以下ノ受託出張申請ニ關スル件

第五條 出張所長ハ前條第四號乃至第六號又ハ第八號及第九號ノ事項ヲ專決シタルトキハ其ノ都度場長ニ報告スヘシ出張所長受託出張申請ヲ許可シタルトキハ出張事項及旅費ノ概算、申請者ヲ本場ニ報告スヘシ

第六條 出張所長ハ場員ノ事務分擔ヲ定メ場長ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 出張所長ハ前年度ノ事業成績ヲ編纂シ四月十五日迄ニ場長ニ報告スヘシ

蠶業試驗場桑ノ接穗及苗木配付規程

規程

大正十二年三月七日農商務省告示第五二號

改正 大正十四年一月同第一七號

第一條 蠶業試驗場ニ於テ生産スル桑ノ接穗及苗木ハ道府

蠶業試驗場出張所處務規程 蠶業試驗場桑ノ接穗及苗木配付規程

第一條 蠶業試驗場出張所ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、桑樹ノ試験ニ關スル事項

二、蠶種ノ試験ニ關スル事項

三、養蠶ノ試験ニ關スル事項

四、原蠶種ノ製造ニ關スル事項

五、桑樹及蠶ノ試験委託ニ關スル事項

六、講習講話ニ關スル事項

第二條 出張所長事故アルトキハ次席ノ場員其ノ事務ヲ代理ス

第三條 出張所長ハ主管事務ニ付各官廳ニ照會往復スルコトヲ得

第四條 出張所長ハ主管事務ニ付左ニ掲クル事項ヲ專決スルコトヲ得但シ特ニ重要ノ關係アルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノハ此ノ限ニアラス

一、判任官以下ノ看護歸省、墓參、轉地療養又ハ旅行ノ願及除服出仕

二、所員大正十一年閣令第六號ニ依ル賜暇

三、判任官以下ノ受驗願

四、判任官以下十日以内ノ内地出張

五、日給金壹圓ヲ超ヘサル雇員ノ命免及賞與

六、守衛、給仕、小使及常備人ノ備置及賞與

縣ノ蠶業試驗場又ハ之ニ相當スル機關ニ對シ無償ニテ之ヲ配付ス

第二條 前條ニ依リ配付スヘキ桑ノ接穗及苗木ノ品種左ノ如シ

國桑第拾參號

國桑第拾七號

第三條 桑ノ接穗又ハ苗木ノ配付ヲ受ケムトスルモノハ毎年十一月末日マテニ蠶業試驗場ニ請求書ヲ提出スヘシ

第四條 蠶業試驗場長ハ一月末日迄ニ配付スヘキ品種名及數量ヲ決定シ之ヲ前條ノ請求者ニ通知スヘシ

第五條 桑ノ接穗又ハ苗木ノ配付ヲ受ケタルモノハ之ヲ親木トシテ接穗又ハ苗木ヲ生産配付シ様式第一號ニ依リ配付ノ成績ヲ蠶業試驗場ニ報告スヘシ

第六條 新品種ノ桑ノ接穗又ハ苗木ノ配付ヲ受ケタルモノハ各品種毎ニ第二號様式ニ依リ其ノ成績ヲ蠶業試驗場ニ報告スヘシ

報告スヘシ

様式第一號

桑ノ接穗(苗木)配付成績

一 品種別配付者數

一 品種別數量

一 品種別數量

様式第二號

蠶業試驗場桑ノ接穗及苗木配付規程

改正 同 八年三月告示第六一號

一 春 蠶

品種 國蠶支十三號、國蠶支十四號、國蠶支十五號、國蠶支十六號、國蠶支一〇五號、國蠶支一〇六號、國蠶歐十六號、國蠶歐十七號、國蠶歐十八號

組合七

(國蠶支十三號)	(國蠶支十四號)
(國蠶歐十六號)	(國蠶歐十七號)
(國蠶支一〇五號)	(國蠶支一〇五號)
(國蠶歐十七號)	(國蠶支一〇六號)
(國蠶支十四號)	(國蠶歐十八號)
(國蠶支一〇六號)	(國蠶支十六號)
(國蠶支十五號)	(國蠶歐十六號)
(國蠶歐十七號)	(國蠶支十六號)
(國蠶支十六號)	(國蠶歐十八號)
(國蠶歐十八號)	

二 夏秋蠶

品種 國蠶日七號、國蠶日一一〇號、國蠶支一〇五號、國蠶支一〇六號

組合七

(國蠶日一一〇號)	(國蠶日七號)
(國蠶支一〇五號)	(國蠶支一〇六號)

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程(蠶業試驗場內規)

大正三年十一月十一日農商務大臣決裁
改正 大正四年三月一日
改正 大正五年五月
改正 大正十二年十二月

第一條 本場ニ於テ養繭分業沈線法ノ煮繭手及教婦タラントスル者ニ對シ短期講習ヲ行フ

第二條 講習生ノ定員ハ男生(煮繭手)貳拾五名以内女生(教婦)七拾名以内トス

第三條 講習期間ハ五箇月トス但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ

第四條 講習科目ハ左ノ如シ

○第一 實習

男生

一、煮繭法

女生

一、線法

○第二 講義

男生

一、煮繭法

女生

一、製絲法

一、製絲法

一、傳染性疾患アル者

二、身體發育不完全ニシテ作業ニ堪ヘサル者

三、精神ニ異狀アル者若ハ言語ノ障礙甚ダシキ者

四、視力又ハ聽力ニ障礙アル者

第八條 志願者ハ第壹號及第貳號書式ニヨル自筆ノ願書並ニ履歷書ニ第參號書式ノ推薦者、戶籍抄本及第四號書式ノ身體検査證ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ之ヲ本場ニ差出スヘシ

第九條 志願者ニ對シ銓衡ノ上假入場ヲ許可シ更ニ本場ニ於テ學力及技術ノ試験並ニ身體検査ヲ行ヒタル上入場ヲ許可ス

第十條 假入場許可ノ通知ヲ受ケタル者ハ直チニ本場宛請書ヲ差出スヘシ

第十一條 講習生ハ入場後十日以内ニ第五號書式ニヨリ保證書ヲ認メ之ヲ本場ニ差出スヘシ保證人ノ一名ハ入場者ヲ推薦シタル工場主若ハ團體代表者又ハ入場者ノ父兄タルヘク一名ハ東京市若ハ其隣接町村ニ住シ本場ニ於テ適當ト認メタル者タルヘシ

第十二條 講習ヲ終リタルトキハ試験ヲ行ヒ合格者ニハ修得證書ヲ授與ス

第十三條 講習生ニシテ品行不良若ハ修得ノ見込ナシト認

一、煮繭法

第五條 講習生ハ本場宿舍ニ寄宿セシメ寢具ハ之ヲ貸與ス

宿舍ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 志願者ハ地方長官、製絲工場主又ハ製絲業團體代表者ノ推薦ニ係ル者ニシテ左ノ資格ヲ有スル者タルヘシ

一、男生

(イ) 年齢二十歳以上ノ者

(ロ) 品行方正ニシテ身體強壯ナル者

(ハ) 高等小學卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

(ニ) 二箇年以上製絲業ニ從事シ現ニ煮繭手ノ職ニアル者若ハ將來煮繭手タラントスル者

一、女生

(イ) 年齢滿十八歳以上ノ者

(ロ) 品行方正ニシテ身體強壯ナル者

(ハ) 尋常小學卒業生又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

(ニ) 三箇年以上器械製絲ニ從事シ現ニ教婦ノ職ニアル者若ハ將來教婦タラントスル者

第七條 左記ノ者ハ入場ヲ許サス

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場養繭分業沈線法講習規程

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

メタル者ハ之ヲ退場セシム

(第壹號書式)

志願書

私儀今般御場煮繭分業沈繰法講習生志願ニ付入場御許可相成度別紙履歷書、推薦書、戶籍抄本及身體檢查證相添へ此段相願候也
年 月 日

本籍地

住所族籍(戶主又ハ戶主トノ續柄)
氏 名印

年 月 日 生

蠶業試驗場長殿

(第貳號書式)

履歷書

本籍地
住所族籍(戶主又ハ戶主トノ續柄)
氏 名
年 月 日 生

學業

一 何年何月何學校又ハ何某ニ就キ何々修業或ハ卒業
一 何年何月何學校何講習所若ハ何講習會ニ於テ製絲ニ

身體檢查證

現住所

氏 名
年 月 日 生

一、體 格

一、身 長

一、體 重

一、胸 圍

一、既往及現在ノ疾患並ニ畸形(妊娠ノ有無)

右之通相違無之仍テ證明候也

年 月 日

住 所

醫師 氏

名 印

(第五號書式)

保證書

本籍地

住所族籍
氏 名

右ノ者今般御場煮繭分業沈繰法講習生トシテ入場御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク遵守セシムヘキハ勿論専心勉勵可爲致候尙又本人在場中ニ係ル一切ノ事件ハ私共ニ於

蠶業試驗場分析手數料ノ件

關スル學理又ハ技術ノ講習ヲ受ケ或ハ卒業證書ヲ受ク

實業

一 何年何月ヨリ何製絲場ニ於テ煮繭又ハ繰絲ニ従事ス
一 何年何月何所ニ於テ何々ノ職ニ従事ス

賞罰

一 何年何月何所ニ於テ何々賞罰ヲ受ク
右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏 名印

(第三號書式)

推薦書

現住所
氏 名
今般右之者貴場煮繭分業沈繰法講習生志願ノ處適當ノ者ト認メ候ニ付推薦候也
年 月 日

住所(何製絲場主又ハ組合長)
氏 名印

蠶業試驗場長殿

(第四號書式)

テ引受可申仍テ保證書差出候也
年 月 日

住所何製絲場主(何團體
代表者)又ハ父兄
保證人 氏 名印

住 所

保證人 氏

名 印

蠶業試驗場長殿

蠶業試驗場分析手數料ノ件

大正九年二月二十日勅令第三〇號
改正 大正十一年四月勅令第二一五號

第一條 蠶業試驗場ニ分析ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從

ヒ手數料ヲ納ムヘシ

一 水分又ハ灰分全量ノ定量分析 每一件五十錢

二 前號以外ノ定量分析每一件一成分三圓一成分ヲ増ス
每ニ二圓ヲ加フ

第二條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令ハ大正十一年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

蠶業試驗場ニ於テ分析ノ依頼ニ
應スル件

大正九年二月二十四日農商務省告示第三四號

大正九年二月二十日ヨリ左記ニ於テ桑葉、繭、生絲、製絲
用水其ノ他蠶絲業ニ關係アル物料ノ分析依頼ニ應ス
蠶業試驗場 東京府豊多摩郡杉並町

蠶業試驗場分析依頼者心得

大正九年二月二十四日農商務省告示第三五號

- 一 分析ノ依頼ヲ爲ス者ハ第一號書式ニ準シ依頼書ヲ作り
供試品ヲ添ヘ蠶業試驗場ニ申出ツヘシ
- 二 蠶業試驗場長ニ於テ分析ヲ爲スノ必要ナシト認メ又ハ
分析ヲ爲スコト能ハサルトキハ依頼ニ應セサルコトアル
ヘシ
- 三 蠶業試驗場長ヨリ分析ノ依頼ニ應スル旨ヲ通知シタル
トキハ第二號書式ニ準シ手数料納付書ヲ作り大正九年勅
令第三十號ニ依ル相當收入印紙ヲ貼付シテ差出スヘシ
- 四 分析ノ爲差出スヘキ供試品ノ數量左ノ如シ但シ蠶業試
驗場長ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ増加セシムルコト

アルヘシ

- 桑(葉、枝條、根ノ類) 乾燥セルモノ 一五〇匁
 - 蠶(卵、蠶兒、蛹蛾ノ類) 乾燥セルモノ 一〇〇匁
 - 絹絲(繭層、生絲、屑絲、眞綿ノ類) 六〇匁
 - 水(製絲用水、煮繭湯、繰絲湯ノ類) 五升
 - 五 供試品ハ成分ヲ知ラントスルモノノ全部ヲ代表スルニ
足ル様之ヲ採取スヘシ
 - 六 供試品ハ輸送ノ途中乾燥、吸濕、腐敗又ハ酸酵ニ依リ
成分ニ變化ヲ來ササル様其ノ調製、荷造、輸送等ニ注意
スヘシ
 - 七 水ハ清潔ニ洗滌シタル硝子製ノ容器ニ入レ「コルク」又
ハ護謨栓ヲ施シ破損セサル様送付スヘシ
 - 八 供試品ハ之ヲ返戻セス但シ分析ノ依頼ニ應セサルモノ
ニ付テハ其ノ旨通知ノ日ヨリ二週間以内ニ請求アリタル
モノニ限り之ヲ返戻ス
 - 九 分析ノ成績ハ之ヲ依頼者ニ交付ス
- (第一號書式)
- 一 供試品名
 - 二 生産地若ハ製造地名
 - 三 生産人若ハ製造人名

- 四 分析ヲ要スル成分
 - 五 分析依頼ノ理由
- 右分析相成度此段及依頼候也

年月日

住所 職業

氏名 印

蠶業試驗場長宛

(第二號書式)

此處ニ收
入印紙ヲ
貼付シ消
印スヘシ

分析手数料納付書

何年何月何日附及依頼候何々分析ノ儀許可相成候ニ付右
手数料納付候也

年月日

住所

氏名 印

蠶業試驗場長宛

蠶業試驗場依頼分析事務取扱心得

大正九年二月二十九日蠶達第八號

蠶業試驗場ニ於テ分析ノ依頼ニ應スル件 蠶業試驗場分析依頼者心得

- 第一條 化學部ニ於テ分析依頼書ヲ接受シタルトキハ豫メ
供試品ヲ點檢シ分析スヘキ成分ノ適否ヲ調査シ依頼ニ應
スヘキモノハ依頼者ニ其旨ヲ通知スルト共ニ手数料ノ金
額ヲ示シ納付書ノ差出方ヲ通知スヘシ
- 第二條 供試品點檢ノ結果分析ノ必要ヲ認メサル成分アル
トキハ其依頼ニ應セサル旨ヲ通知スヘシ
- 第三條 供試品ノ性質上尙分析ノ必要ヲ認ムル成分アルト
キハ其旨依頼者ニ注意スヘシ
- 第四條 依頼分析ハ總テ其手数料ヲ納付シタル後之ニ着手
スヘシ
- 第五條 分析手数料納付書ニ貼付セル收入印紙ノ消印洩レ
ヲ發見シ又ハ消印セルモノ不完全ナルモノト認メタルトキ
ハ化學部ニ於テ左ノ消印ヲ施スヘシ

消印 蠶業試驗場

- 第六條 化學部ニ於テ分析ヲ終了シタルトキハ別紙第一號
書式ニ依リ分析成績調書ヲ製シ經伺ノ上別紙第二號書式
ノ分析成績書ヲ作り依頼者ニ交付ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第七條 分析成績書ニ表示スヘキ數字ハ原品ノ百分率又ハ
十萬分率ヲ以テシ單位以下二位迄ヲ記載スヘシ

- 一 名稱及位置
- 二 業務ノ項目
- 三 用地ノ種類及面積
- 四 建物ノ種類及面積
- 五 用地及建物ノ平面圖
- 六 職員ノ職名及員數
- 七 收支豫算書

第五條ノ二 道府縣蠶業試驗場ニ於テ繰絲ニ依ル繭ノ檢定業務ヲ行フ場合ニ於テハ地方長官ハ業務開始前檢定ニ關スル規程ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

- 一 檢定設備ノ種類及員數
 - 二 檢定業務ニ従事スル職員ノ職名、員數及事務分擔
- 農林大臣必要アリト認ムルトキハ檢定ニ關スル規程竝ニ檢定設備ノ種類及員數ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ
- 第六條 第五條第一號、第二號又ハ前條第二項各號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ地方長官ハ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

第七條 地方長官ハ道府縣蠶業試驗場ノ前年度ノ業務功程

前項ノ道府縣蠶業試驗場ニ付テハ地方長官ハ本令施行後一月以內ニ農林大臣ニ第五條ノ二第二項各號ニ掲グル事項ヲ届出デ且檢定ニ關スル規程ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ届出及申請ヲ爲シタル道府縣蠶業試驗場ニ於テハ檢定ニ關スル規程ノ認可申請ニ付其ノ處分ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依リ第三條第二項第四號ノ業務ヲ行フコトヲ得

道府縣蠶業試驗場規程公布ノ件

大正十一年十一月二十一日附農第一二二〇一號通牒

今回道府縣蠶業試驗場規程ヲ公布シ原蠶種製造所規程ヲ廢止セラレ候處右ハ蠶絲業ノ現況ニ鑑ミ從來ノ設備ヲ地方蠶絲業技術ノ中樞機關トシテ利用スルノ得策ナルヲ認メタル次第ニ有之候條從前ノ如ク原蠶種ノ製造配付ヲ行フト共ニ試驗、調査、講習又ハ指導等ノ業務ヲモ行ハシメラレ候様致度此段及通牒候也

追テ本規程公布ノ結果蠶絲業法施行規則及蠶絲業獎勵費交付規則中ニ於テ原蠶種製造所トアルハ蠶業試驗場ト解釋シ處理相成度此段申添ヘ候

道府縣繭檢定所規程

道府縣蠶業試驗場規程公布ノ件 道府縣繭檢定所規程

ヲ毎年五月末日迄ニ農林大臣ニ報告スヘシ但シ蠶絲業改良獎勵費交付規則ニ依リ報告シタル事項ハ之ヲ要セス

道府縣蠶業試驗場ノ業務ニ關スル書類ヲ印行シタルトキハ地方長官ハ其ノ都度之ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第八條 道府縣蠶業試驗場又ハ其ノ支場ヲ廢止シタルトキハ地方長官ハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道府縣原蠶種製造所規程ハ之ヲ廢止ス

道府縣原蠶種製造所規程ニ依リ設立シタル府縣ノ原蠶種製造所ハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

本規程施行ノ際ニ前項原蠶種製造所ノ所長、技師、技手又ハ主事補ノ職ニ在ル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各蠶業試驗場長、技師、技手又ハ主事補ニ命セラレタルモノトス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ第三條第二項第四號ノ業務ニ相當スル業務ヲ行フ道府縣蠶業試驗場ハ之ヲ本規程ニ依リ繰絲ニ依ル繭ノ檢定業務ヲ行フモノト看做ス

附 則

昭和六年六月三十日農林省令第十一號

第一條 本規程ニ於テ道府縣繭檢定所ト稱スルハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ設立スルモノヲ謂フ

第二條 道府縣繭檢定所ノ地方產業職員左ノ如シ

- 所 長
 - 技 師
 - 技 手
 - 主 事 補
- 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ技手ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 道府縣繭檢定所ハ繰絲ニ依ル繭ノ檢定ヲ行フモノトス

道府縣繭檢定所ハ前項ノ業務ノ外左ノ業務ヲ行フコトヲ得

一 繭ノ鑑定

二 繭ノ檢定及繭ノ鑑定ニ關スル研究及調査

三 講習、講話、傳習及質問應答

第四條 道府縣繭檢定所ヲ設立シタルトキハ地方長官ハ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ支所ヲ設ケタルトキ亦同ジ

- 一 名稱及位置

- 二 業務ノ項目
- 三 用地及建物ノ面積
- 四 用地及建物ノ平面圖
- 五 檢定設備ノ種類及員數
- 六 職員ノ職名、員數及事務分擔
- 七 收支豫算書

前項第一號、第二號、第五號又ハ第六號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ地方長官ハ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

第五條 地方長官ハ道府縣繭檢定所ノ檢定業務開始前檢定ニ關スル規程ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ檢定ニ關スル規程並ニ檢定設備ノ種類及員數ニ付變更ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 地方長官ハ道府縣繭檢定所ノ前年度ノ業務功程ヲ毎年五月三十一日迄ニ農林大臣ニ報告スベシ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ道府縣繭檢定所ノ業務ニ關シ報告ヲ命ズルコトアルベシ

第七條 道府縣繭檢定所又ハ其ノ支所ヲ廢止シタルトキハ地方長官ハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ニ之ヲ届出ヅベシ

附 則

考ニ供シ繭檢定規程ヲ改正又ハ制定セラレ度繭檢定規程標準及送付候也

繭檢定規程標準

第一條 繭ノ檢定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申

一 生 繭 檢 定

(一) 一荷口ノ數量 五〇〇疋(一三三貫)

(二) 一荷口ノ數量 二、〇〇〇疋(五三三貫)

(三) 一荷口ノ數量 四、〇〇〇疋(一、〇六六貫)

(四) 一荷口ノ數量 四、〇〇〇疋(一、〇六六貫)ヲ超ユルモノ

二 乾 繭 檢 定

(一) 一荷口ノ數量 一八〇疋(四八貫)

(二) 一荷口ノ數量 七〇〇疋(一八七貫)

(三) 一荷口ノ數量 一、四〇〇疋(三七四貫)

(四) 一荷口ノ數量 一、四〇〇疋(三七四貫)ヲ超ユルモノ

檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指定シタル者又ハ賣買兩者立會ノ上申請者之ヲ採取シ袋詰トシ封印ヲ施スベシ

第一項第一號ノ檢定供用繭ニ對シテハ提出前之ニ本乾燥ヲ施スベシ

第三條 繭ノ檢定ハ左ノ項目ノ全部ニ付之ヲ行フ

一 選 除 繭

二 繭 絲 長

繭檢定規程標準

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第一項ノ業務ニ相當スル業務ヲ行フ繭檢定所ニシテ府縣費ヲ以テ設立シタルモノアルトキハ道府縣蠶業試驗場規程ニ依ルモノヲ除クノ外地方長官ハ本令施行後一月以内ニ農林大臣ニ第四條第一項各號ニ掲グル事項ヲ届出デ且檢定ニ關スル規程ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ届出及申請ヲ爲シタル繭檢定所ハ之ヲ本規程ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項ノ繭檢定所ニ於テハ檢定ニ關スル規程ノ認可申請ニ付其ノ處分ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依リ第三條第一項ノ業務ヲ行フコトヲ得

繭檢定規程標準

昭和六年八月四日六蠶局第三四〇號通牒

先般農林省令ヲ以テ新ニ道府縣繭檢定所規程ヲ制定セラルルト同時ニ道府縣蠶業試驗場規程ヲ改正セラレタルハ道府縣ニ於ケル繭檢定事業ヲ獎勵スルニ當リ之カ統一ヲ圖ルノ要アルニ依ル次第ニ有之且現ニ繭檢定事業ヲ施行セラルル地方ハ勿論今後新ニ繭檢定事業ヲ施行セムトスル地方ニ於テハ繭檢定ニ關スル規程ヲ定メ當省大臣ノ認可ヲ受ケラルル要有之候處右認可ヲ申請セラルル場合ニ於テハ別冊ヲ參

請書ニ檢定供用繭ヲ添附シ之ヲ繭檢定所(蠶業試驗場ヲ含ム以下同ジ)ニ提出スベシ

第二條 前條ノ規定ニ依リ提出スベキ檢定供用繭ノ數量ハ左ノ如シ

迄 三・〇疋(八〇〇匁)

迄 四・二疋(一、二〇匁)

迄 五・四疋(一、四四〇匁)

迄 六・六疋(一、七六〇匁)

迄 一・〇疋(二六七匁)

迄 一・四疋(三七三匁)

迄 一・八疋(四八〇匁)

迄 二・二疋(五八七匁)

三 繭 絲 織 度

四 落 緒 回 數

五 生 絲 量

六 繰 絲 量

七 小 類

第四條 繭ノ檢定ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 選除繭ハ檢定供用繭ノ全部ニ付キ同功繭其ノ他繰絲

二〇九

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

- ニ適セザル繭ヲ選除シ其ノ重量歩合ヲ算出スルモノトス
- 二 繭絲長ハ春蠶繭ニ在リテハ五粒付卷取速度一分間二〇〇米夏秋蠶繭ニ在リテハ六粒付卷取速度一分間二〇〇米各四緒線ニ依リ三〇〇粒ヲ線絲シ一粒ニ對スル線長ヲ算出スルモノトス
 - 三 繭絲織度ハ前號ノ線絲ニ依リ得タル生絲ノ正量ト其ノ線長トニ依リ一粒ニ對スル織度ヲ算出スルモノトス
 - 四 落緒回数ハ第二號ノ線絲中ノ有效添緒回数ヲ検査シテ一粒ニ對スル落緒回数ヲ算出スルモノトス
 - 五 生絲量ハ白繭ニ在リテハ十四中黃繭ニ在リテハ二十一中ヲ目的トシ別表ノ卷取速度及緒數ニテ左ノ方法ニ依リ線絲シテ算定スルモノトス

(一) 生繭檢定

- (イ) 一荷口數量五〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル三十分ノ十二ヲ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一・二ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
- (ロ) 一荷口數量二、〇〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル四十二分ノテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

- テ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
- (ハ) 一荷口數量一、四〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十八分ノ十二ヲ三區ニ分チテ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一・二ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
 - (ニ) 一荷口數量一、四〇〇疋ヲ超ユルモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル二十二分ノ十六ヲ四區ニ分チテ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一・六ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
 - 六 線絲量ハ前號ノ線絲ニ依リ得タル生絲ノ正量ト所要時間トニ依リ一時間ニ對スル線絲量ヲ算出スルモノトス
 - 七 小類ハ第五號ノ線絲ニ依リ得タル生絲ヨリ十「パネル」ヲ採取シ生絲検査所生絲格付検査標準寫眞ニ依リ

記

荷口番記號	春夏秋蠶繭別	黃白別	主タル蠶品種名	一荷口總乾檢定供用乾(生)繭數量(生)繭數量	乾燥程度	出荷團體名又ハ氏名

繭檢定規程標準

- 二十四ヲ二區ニ分チテ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二・四ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
- (ハ) 一荷口數量四、〇〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル五十四分ノ三十六ヲ三區ニ分チテ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ三・六ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
 - (ニ) 一荷口數量四、〇〇〇疋ヲ超ユルモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル六十六分ノ四十八ヲ四區ニ分チテ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ四・八ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

(二) 乾繭檢定

- (イ) 一荷口數量一八〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十分ノ四ヲ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ〇・四ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス
- (ロ) 一荷口數量七〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十四分ノ八ヲ二區ニ分チテ線絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ〇・八ニ

小類點ヲ採點スルモノトス

- 第五條 繭檢定所ニ於テ繭檢定ヲ終リタルトキハ申請者ニ對シ様式第二號ニ依リ繭檢定證ヲ交付ス
 - 第六條 繭檢定ノ申請者ハ繭檢定證ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得
 - 第七條 檢定供用繭ヲ線絲シテ得タル生絲及檢定殘繭ハ之ヲ申請者ニ還付ス但シ還付ニ要スル費用ハ申請者ノ負擔トス
 - 第八條 繭ノ檢定ニ關シ必要ナル細則ハ繭檢定所長ノ定ムル所ニ依ル
- 第一號 様式
- 乾(生)繭檢定申請書
- 左記乾(生)繭檢定相成度此段及申請候也
- 年 月 日
- 申請者 宛
- 繭檢定所長宛

別表 第一號 緒數及一緒ノ卷取速度 (生繭口の織度 14 中ノ場合)

Table with columns for '一緒ノ卷取速度' and '繭口織度' (2.20 to 3.65). Rows show '緒數' (3, 4, 5) and '一緒ノ卷取速度' (180, 200, 220, 240) with corresponding numerical values.

第 號 繭 檢 定 書

申 請 者

荷 口 番 (記) 號

春 夏 秋 蠶 繭 別

主 タ ル 蠶 品 種 名

一 荷 口 總 乾 (生) 繭 數 量

疋 (匁)

檢 定 供 用 乾 (生) 繭 數 量

疋 (匁)

選 除 繭

%

繭 絲 長

米 (尺)

繭 絲 織 度

デニール

對 繭 一 粒 落 緒 回 數

回

對 乾 (生) 繭 生 絲 量

%

對 一 時 間 繰 絲 量

瓦 (匁)

小 類

點

備

繰 絲 方 法

考

目 的 織 度

緒 數

卷 取 速 度

年 月 日

繭 檢 定 所 長 印

(本證ノ文字ハ改竄セザルモノトス)

注意 備考欄ニハ第四條第五號ノ繰絲ニ付記載スベシ

別表 第二號 緒數及一緒ノ卷取速度 (生繭日の級數 21 中ノ場合)

Table with columns for '一緒ノ卷取速度' (1st speed) and '緒數' (Number of threads) ranging from 180 to 240. It contains multiple rows of numerical data representing different grades and speeds.

繭檢定講習規程

- 第一條 蠶業試驗場ハ道府縣繭檢定所(道府縣蠶業試驗場ヲ含ム以下同シ)ニ於テ繭檢定ニ從事スル者又ハ從事セムトスル者ニ對シ沈線及浮線ニ依ル繭檢定ニ關シ必要ナル技術ノ講習ヲ行フ
第二條 講習生ノ定員ハ四十名以内トス
第三條 講習期間ハ沈線ニ依ルモノ浮線ニ依ルモノ各五箇月トス
但シ時宜ニヨリ之ヲ變更スルコトアルヘシ
第四條 講習科目ハ繭檢定ニ關スル講義及實習トス
第五條 講習生ハ道府縣繭檢定所長ノ推薦ニ係ル者ニシテ蠶業試驗場長ニ於テ適當ト認メタル者トス
第六條 講習生ヲ推薦セムトスル道府縣繭檢定所長ハ推薦書ニ第一號書式ノ履歷書及第二號書式ノ健康證明書ヲ添ヘ指定ノ期日迄ニ蠶業試驗場長ニ提出スヘシ
第七條 蠶業試驗場長ハ講習生入場ノ際健康診斷及繰絲技術ノ實地考査ヲ行ヒ不適當ト認メタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
第八條 講習生ハ入場後指定ノ期日迄ニ第三號書式ノ保證書ヲ蠶業試驗場長ニ差出スヘシ

繭檢定講習規程

- 第九條 講習生ニシテ成業ノ見込ナキ者ト認ムルトキハ退場セシムルコトアルヘシ
第十條 講習ヲ修了シタルトキハ修得證書ヲ授與ス(第一號書式)

履歷書 本籍 住所族籍(戶主又ハ戶主トノ續柄) 氏名 年月 日生

學業

- 一、何年何月何學校又ハ何某ニ就キ何々修業或ハ卒業
一、何年何月何學校何講習所若ハ何講習會ニ於テ製絲ニ關スル學理又ハ技術ノ講習ヲ受ケ或ハ卒業證書ヲ受ク

職業

- 一、何年何月ヨリ何年何月迄何製絲場ニ於テ煮繭又ハ繰絲ニ從事ス
一、何年何月ヨリ何年何月迄何所ニ於テ何々ノ職ニ從事ス

賞罰

- 一、何年何月何所ニ於テ何々賞又ハ罰ヲ受ク

蠶業試驗場及繭檢定所關係法規

右之通相違無之候也

年月日

右

氏

名

右ノ者今般御場繭檢定講習生トシテ入場御許可相成候ニ就テハ御規則ヲ遵守セシムヘキハ勿論本人在場中ニ係ル一切ノ事項ハ私共ニ於テ引受可申仍テ保證書差出候也

年月日

住所

保證人 氏

名

住所

保證人 氏

名

蠶業試驗場長殿

(第二號書式)

健康證明書

現住所

氏

名

年月日生

一、禮 格

一、身 長(糶)

一、體 重(庇)

一、胸 圍(糶)

一、既往及現在ノ疾患

右之通相違無之仍テ證明候也

年月日

住所

醫師 氏

名

(第三號書式)

保證書

本籍 住所

七 海外生絲市場調查事務所關係法規

臨時海外生絲市場調查事務所設置ニ關スル件

昭和七年十一月廿六日勅令第三百六十二號

第一條 農林大臣ハ海外主要生絲市場所在地ニ海外生絲市場調査事務所ヲ設ケ海外生絲市場ニ關スル調査事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第二條 臨時農林省ニ左ノ職員ヲ置キ海外生絲市場調査事務所ニ屬セシム

事務官 專任一人
技師 專任一人
屬 專任一人

所長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 前條ノ職員ニハ本俸ノ外左ノ年額ノ在勤手當ヲ給ス

事務官 八千五百圓以内
技師 七千七百五十圓以内
屬 六千圓以内

奏任官ニシテ農林大臣ノ認許ヲ受ケ妻ヲ任地ニ居住セシムル者ニハ現ニ受タル在勤手當ノ額ノ十分ノ四以内ニ相

臨時海外生絲市場調查事務所設置ニ關スル件
海外生絲市場調查事務所長委任事務規程

當スル額ノ加給手當ヲ給ス

第四條 前條ノ在勤手當及加給手當ノ支給ニ關シテハ農林大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海外生絲市場調查事務所長委任事務規程

昭和八年一月十七日八蠶第二百十六號

第一條 海外生絲市場調查事務所長ハ左ニ掲グル事項ヲ專決處理スルコトヲ得但シ特ニ重要ノ關係アルモノ又ハ事ノ異例ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 所員ノ事務分擔ニ關スル件
- 二 雇員ノ命免ニ關スル件
- 三 守衛、給仕、小使其ノ他傭人ノ傭罷及給與ニ關スル件
- 四 所長及所員ノ亞米利加合衆國及加奈陀領内ニ於ケル出張ニ關スル件
- 五 所員ノ除服出仕、轉地療養、旅行願及受験願ニ關スル件
- 六 所員ノ大正十一年閣令第六號ノ規定ニ依ル休暇ニ關スル件

海外生絲市場調查事務所關係法規

- スル件
 - 七 所員ノ缺勤届、出張發着届、宅調及外勤ニ關スル件
 - 八 官廳其ノ他ニ對スル照會及回答ニ關スル件
 - 九 物件ノ調製、買入、貸借及運搬、職工人夫ノ雇傭並ニ勞力供給ノ請負ニ關スル件
 - 十 物品ノ修繕ニ關スル件
 - 十一 不要物品ノ賣拂ニ關スル件
 - 十二 物品納入延期ニ關スル件
 - 十三 廣告料、翻譯料、保管料、手数料、謝金等ノ處理ニ關スル件
 - 十四 海外ニ於ケル接待費ノ處理ニ關スル件
 - 十五 官吏出張先ニ於テ公務ニ要スル通信運搬費等千圓以內ノ處理ニ關スル件
 - 十六 物品ノ亡失又ハ毀損ニ關スル件但シ故意又ハ怠慢ニ因ルモノヲ除ク
 - 十七 本省及本省所管各廳トノ間ニ於ケル物品ノ保管轉換ニ關スル件
 - 十八 參考品ノ貸與及出陳ニ關スル件
 - 十九 圖書、印刷物、標本、見本等ノ領收及配布ニ關スル件
- 第二條 所長前條第二號、第三號又ハ第十六號ノ規定ニ依

ル事項ヲ處理シタルトキハ其ノ都度之ヲ蠶絲局長ニ報告スベシ

海外生絲市場調查事務所ノ名稱及位置

昭和七年十一月二十六日農林省告示第三百五十二號

左ノ通海外生絲市場調查事務所ヲ置ク

名	稱	位	罰
紐育海外生絲市場調查事務所	亞米利加合衆國紐育市		
備考	紐育海外生絲市場調查事務所ノ事務ハ當分ノ内農林省內ニ於テ之ヲ取扱フ		

第二編 蠶絲業獎勵規則

一 蠶絲業改良獎勵關係規則

蠶病豫防費國庫補助規則

明治四十年四月一日農商務省令第六號
改正 大正元年十二月同第二十七號
改正 大正七年六月同第二十號
改正 大正八年十二月同第三十六號

第一條 蠶絲業法第二十六條ノ規定ニ依ル蠶病豫防費ニ對スル補助金ハ本則ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル府縣ノ豫算ニ對シテ之ヲ交付ス

一 普通蠶種再検査手数料ノ徴收ヲ廢止シ又ハ之ヲ低減シタル場合ニ於テ其ノ廢止又ハ低減シタル額

二 蠶病豫防費ノ豫算額ヨリ蠶種検査手数料徴收豫算額ヲ控除シタル殘額（大正八年十二月省令第三十六號改正）

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル府縣ハ其ノ申請書ニ左ノ各號ニ掲ケタル書類ヲ添附シ前年度一月三十一日迄ニ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一 蠶病豫防費ノ豫算書

二 蠶種検査手数料徴收率及徴收額豫算書

前項各號ノ豫算書ニハ前年度豫算ニ對スル比較増減ヲ示シ且其ノ細目ニ付説明ヲ附スヘシ

蠶病豫防費國庫補助規則 蠶業取締所設備費ニ對スル國庫補助ノ件

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル府縣ハ翌年度八月末日迄ニ前條第一項各號ノ豫算ニ對スル決算書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル府縣ノ蠶病豫防費決算金額カ補助金交付ノ指令ヲ受ケタル當時ニ於ケル豫算金額ニ達セサルトキハ農商務大臣ハ其ノ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 本則中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ差出シタル蠶病豫防費國庫補助申請書ハ之ヲ本則ノ規定ニ依リ差出シタルモノト看做ス

蠶業取締所設備費ニ對スル國庫補助ノ件

補助ノ件

大正八年七月八日附農第一〇八九號農務局長通牒
優良蠶種ノ生産ハ蠶絲業改良發達上最肝要ノコトタルニ依リ蠶絲業法中ニ之カ検査ノ方法ヲ規定シ多年實施セラレル次第ニ有之候處蠶業取締所ニ於ケル鏡檢室及検査用具ノ設備尙未タ完タカラサルモノ多ク爲ニ鏡檢、洗滌等ノ作業

蠶絲業改良獎勵關係規則

ニ尠ナカラス不便ヲ感スルノミナラス往々事務ノ滯滞ヲ來シ處理上錯誤ヲ招クノ事實ヲ生シ延テ立法ノ趣旨ヲ貫徹シ難キ憂有之候ニ付テハ之カ完備ヲ期スル爲大正九年度ヨリ地方蠶病豫防ニ關スル經費トシテ蠶業取締所ノ設備費ヲ計上セラレタル場合ニハ之ニ對シテモ相當補助セラルル筈ニ有之候條明年度事業計畫ノ御參考迄ニ特ニ御承知置キ相成度依命此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費交付規則

明治四十四年五月一日農商務省令第二十一號
全部改正 大正七年五月農商務省令第十七號
改正 昭和四年七月 農林省令第十六號

第一條 桑園ノ改良又ハ原蠶種ノ製造配付ニ關シ本則ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ府縣ニ獎勵費ヲ交付ス

第二條 桑園ノ改良ニ關スル獎勵費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ場合ニ之ヲ交付ス

一 桑園改良獎勵事務ニ從事スル專任技術員ヲ設置スルコト

二 桑ノ接穗又ハ苗ヲ生産シ之ヲ配付スルコト

三 桑園ノ改設ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコト

三 事業ノ計畫及其ノ施行ノ方法書

四 獎勵金又ハ補助金ノ交付規程

五 監督ニ關スル規程又ハ方法書

六 第二條第七號又ハ第三條第三號ノ場合ニ於テハ前各號ニ掲ケタル書類ノ外市町村、同業組合、農會其ノ他ノ團體ノ行フ事項ノ要領ニ付前各號ニ掲ケタル書類

第五條 獎勵費ノ交付ヲ受ケタル府縣ハ別記様式ニ依リ、様式ノ定メナキ事項ニ付テハ適宜ノ様式ニ依リ前年度ノ成績ヲ五月底迄ニ、前年度費用ノ決算書及有償配付ナルトキハ其ノ收入金額ヲ八月底迄ニ桑園ノ改良ニ關スルモノト原蠶種ノ製造配付ニ關スルモノトニ區別シ農林大臣ニ報告スヘシ

第六條 獎勵費ノ交付ヲ受ケタル府縣ノ費用決算金額カ獎勵費交付ノ指令ヲ受ケタル當時ニ於ケル獎勵費交付豫算金額ニ達セザルトキハ農林大臣ハ其ノ交付シタル獎勵費ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 本則中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
従前ノ規定ニ依リ差出シタル桑園ノ改良又ハ繭質改良整理

蠶絲業改良獎勵費交付規則

- 四 指導桑園ヲ設置スルコト
- 五 農林大臣ノ定ムル條件ニ依リ桑ニ關スル試驗又ハ調査ヲ爲スコト
- 六 品評會、講習會、共同除害、基本調査其ノ他桑園ノ改良ニ關スル施設ヲ爲スコト
- 七 市町村、農會其ノ他ノ團體ニ對シ前號ニ掲ゲタル事項ヲ行フコトヲ條件トシテ補助金ヲ交付スルコト
- 第三條 原蠶種ノ製造配付ニ關スル獎勵費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項ヲ行フ場合ニ之ヲ交付ス
 - 一 蠶業試驗場ヲ設ケ原蠶種ヲ製造シ之ヲ配付スルコト
 - 二 原蠶種ヲ買收シ之ヲ配付スルコト
 - 三 市、郡市以上ヲ地域トスル同業組合其ノ他ノ團體ニ對シ前各號ニ掲ケタル事項ノ全部又ハ一部ヲ行フコトヲ條件トシテ補助金ヲ交付スルコト
- 第四條 獎勵費ノ交付ヲ受ケムトスル府縣ハ申請書ヲ桑園ノ改良ニ關スルモノト原蠶種ノ製造配付ニ關スルモノトニ區別シ之ニ左ノ各號ニ掲ケタル書類ヲ添附シ毎年四月末迄ニ農林大臣ニ差出スヘシ
 - 一 別記様式ニ依ル費用豫算書及有償配付ヲ行フトキハ其ノ收入豫算書
 - 二 桑ノ接穗、苗又ハ原蠶種ヲ配付スルトキハ其ノ規程

ニ關スル獎勵費交付ノ申請書ハ之ヲ本則ノ規定ニ依リ差出シタルモノト看做ス

附 則 (昭和四年七月一日農林省令第十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中四月末迄トアルハ桑園ノ改良ニ關スルモノニ付テハ昭和四年度ニ限り九月三十日迄トス

(別記)

様式

第一表 桑園ノ改良ニ關スル成績

第一號 桑ノ接穗及苗配付

穂木園	苗圃	配付數量
箇所數	箇所數	段別 穂木
段別	段別	本苗 實生 原苗 計
畝歩	畝歩	本 本 本 本

第二號 桑園改設

府	獎勵團體別	同上團體數	改設者數	改設段別
縣				畝歩

合	體團ノ他ノ其		
	計	(郡市農會)	(府縣農會)
計			

第三號 指導桑園

新設	既設	計	指導回数	指導ヲ受ケタル人員
計				

第四號 (イ) 桑園品評會

府	縣	開催團體別	同上團體數	出品人員	出品點數	出品段別	受賞人員

(ハ) 共同除害

何々(凍害、害蟲、害菌等)共同除害

府	縣	獎勵團體別	同上團體數	實行團體數	實行段別	除害方法ノ概略
合	計					

(ニ) 基本調査

府	縣	實行團體別	同上團體數	調査段別	荒廢桑園段別
計					

蠶絲業改良獎勵費交付規則

合	體團ノ他ノ其		
	計	(郡市農會)	(府縣農會)
計			

(ロ) 栽桑講習會

府	縣	開催團體別	同上團體數	開催回数	講習生數

合	體團ノ他ノ其		
	計	(郡市農會)	(府縣農會)
計			

第二表 原蠶種ノ製造配付ニ關スル成績

計	蠶品名	種繭ノ數量	原蠶種製造額

第二號 原蠶種配付

蠶ノ品名	配付シタル種ノ數量	原蠶	原蠶種ノ需給
化性	製造シタルノモタルモ	買收シタルノモタルモ	計
計			

備考

- 一 郡市、郡市以上ヲ地域トスル同業組合其ノ他ノ團體ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ本表ニ準シ其ノ成績ヲ調査シ上部ニ團體名ノ欄ヲ設ケ記載スルコト
- 二 本表ハ春蠶及夏秋蠶別ニ調製スルコト
- 三 交雜蠶種製造用ノ目的ヲ以テ配付シタルモノアルトキハ其ノ組合セ品種名ト配付數量トヲ別表ニ記載シ添付スルコト

第三表 桑園改良獎勵費豫算書 (決算書)

科目	豫算額 (決算)	前年度豫算額 (決算)	比較		備考
			増	減	
裁桑技術員專任俸給					
旅費					
改設獎勵費					
改設者補助					
下級團體補助					
指導桑園費					
穂木園及苗圃費					
指定試驗費					
品評會、講習會、共同除害、基本調査其ノ他桑園改良施設ニ關スル經費					
市町村農會其ノ他ノ團體ニ對スル補助					

備考

改設獎勵費中改設者補助トハ道府縣ヨリ改設者又ハ改設實行團體ニ直接補助シタルモノヲ謂ヒ下級團體補助トハ農會其ノ他ノ團體ニ對シ改設獎勵ヲ行フコトヲ條件トシテ補助シタルモノヲ謂フ

繭質改良獎勵費國庫補助ノ件

大正五年八月三日附農第八〇七九號農務局長通牒

明治四十四年農商務省令第二十一號蠶絲業改良獎勵費交付規則中繭質改良整理ニ關スル國庫補助ニ就テハ自今左記事項御承知置キ相成度依命此段及通牒候也

記

- 一 原蠶種製造所長トシテ專ラ其ノ任ニ當ル者ノ適否ハ此ノ事業ノ成敗ニ多大ナル關係ヲ有スルニ依リ豫メ當省ト打合セテ經タル者ナルトキハ其ノ俸給年額ノ半額ヲ補助スルコト
- 二 所長他ニ本務ヲ有シ原蠶種製造所長ヲ兼ヌルモノナルトキハ他ノ專任擔當者ニ前號ノ規定ヲ適用スルコトヲ得ルコト

繭質改良獎勵費國庫補助ノ件 蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

大正十二年八月二十日附農第八六六一號農務局長依命通牒

蠶絲業改良獎勵費交付規則中繭質改良整理ニ關スル國庫補助

三 第一號ノ規定ニ依リ打合セテ爲サムトスルトキハ其ノ氏名、俸給年額ヲ記載シタル申請書ニ履歷書ヲ添付シ差出スコト

四 蠶絲業改良獎勵費交付規則第五條ニ依リ差出スヘキ申請書中ニハ第一號ノ規定ニ依リ打合セテ經タル者ノ氏名及現ニ受クル所ノ俸給額ヲ記載スルコト

五 地方ニ於ケル原蠶種ノ製造配付ハ當省蠶業試驗場ノ事務ニ關係ヲ及ホスコトアルニ依リ之カ計畫ニ付テハ其ノ設定變更共ニ各管轄地ノ蠶業試驗場支場ト打合セテ爲スコト

六 原蠶種製造所費ニ對スル國庫補助ハ原蠶種ノ製造配付ニ關スル費用ノミニ交付スヘキモノナルニ依リ試驗、調査、講習等ヲ併セ行フトキハ蠶絲業改良獎勵費交付規則第五條ニ依リ添付スヘキ豫算書ヲ原蠶種製造配付ニ要スル費用ト其ノ他ノ費用トニ區別シ記載スルコト

蠶絲業改良獎勵關係規則

助ノ件ニ就テハ大正五年八月三日附農第八〇七九號ヲ以テ通牒置候處大正十三年度ヨリ場長又ハ專任擔當者ノ俸給ニ對スル補助率ヲ支給豫定額ノ三分ノ一ニ變更シ尙原蠶種ノ製造配付ニ關係アル試驗ノ經費ニ對シテハ特ニ補助可相成候ニ付右御了知相成度此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

昭和六年十月三日附六蠶局第四二四號蠶絲局長通牒

蠶絲業改良獎勵費交付規則中藪質改良整理ニ關スル國庫補助ノ件ニ付大正十二年八月二十日附農第八六一號ヲ以テ農務局長ヨリ通牒置候處昭和六年度ヨリ場長又ハ專任擔當者ノ俸給ニ對スル補助率ハ支給豫定額ノ四分ノ一ニ變更可相成ニ付右御了知相成度此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件

昭和七年六月二十七日附七蠶局第三五八號蠶絲局長通牒

蠶絲業改良獎勵費交付規則中藪質改良整理ニ關スル國庫補助ノ件ニ付客年十月三日附六蠶局第四二四號ヲ以テ通牒置

候處豫算減額ノ結果昭和七年度ヨリ場長又ハ專任擔當者ノ俸給ニ對スル補助率ハ支給豫定額ノ五分ノ一ニ變更可相成ニ付右御了知相成度此段及通牒候也

蠶絲業改良獎勵費交付規則ニ關スル件

昭和四年七月一日附四蠶第一七四七號蠶絲局長依命通牒
改正 昭和七年三月九日附七蠶第九五五號蠶絲局長依命通牒

今般蠶絲業改良獎勵費交付規則中改正公布相成候處右左記ノ方針ニ依リ處理致スコトト相成候ニ付テハ御了知ノ上政府獎勵ノ趣旨ニ副フ様格別ノ御配慮相成度依命此段及通牒候也

記

- 第一 獎勵費ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス
- (イ) 規則第二條第一號ニ掲クル經費ニ對シテハ技術員ノ俸給及旅費ノ三分ノ一以內
- (ロ) 規則第二條第二號乃至第四號ニ掲クル經費ニ對シテハ其ノ三分ノ一以內
- (ハ) 規則第二條第五號ニ掲クル經費ニ對シテハ其ノ二分ノ一以內

- (ニ) 規則第二條第六號及第七號ニ掲クル經費ニ對シテハ其ノ五分ノ一以內

第二 規則第二條第一號ノ技術員ハ大正九年勅令第二百四十八號ニ依リ産業ニ關スル技術職員タルコトヲ得ル者タルコトヲ要ス但シ地方農林技師ノ任用ニ付テハ豫メ蠶絲局長ノ承認ヲ受クヘシ

尙本補助ハ栽桑專任技術員設置ニ對シ交付セラルヘキモノナルモ之カ新設ノ爲他ノ蠶絲業關係技術員ノ經費ヲ振替ヘタルカ如キ場合ニハ之ヲ交付セサルコトアルヘシ

- 第三 規則第二條第二號ノ事業ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
- (イ) 桑ノ接穗又ハ苗ハ道府縣蠶業試驗場又ハ之ニ準スヘキモノニ於テ生産スルコト
- (ロ) 桑ノ品種ハ道府縣ニ於テ定メタル獎勵品種タルコト

(ハ) 穂木園又ハ苗圃ハ五段歩以上タルコト
第四 規則第二條第三號ノ事業ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フコトヲ要ス

- (イ) 一定ノ改良計畫ノ下ニ桑園ノ改設ヲ行フ養蠶實行組合ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコト
- (ロ) 獎勵金ハ一段歩ニ對シ十圓以上タルコト

蠶絲業改良獎勵費國庫補助ニ關スル件 蠶絲業改良獎勵費交付規則ニ關スル件

- (ハ) 改良計畫ハ十年以內ノ期間ニ於テ完了スル様定メシムルコト

(ニ) 桑ノ品種ハ道府縣ニ於テ定メタル獎勵品種タルコト
第五 規則第二條第四號ノ事業ハ左ノ條件ニ依リ施行スルコトヲ要ス

- (イ) 指導桑園ハ道府縣直接之ヲ經營スルコト但シ道府縣ハ養蠶實行組合又ハ篤志養蠶者ニ其ノ管理ヲ委託スルコトヲ得
- (ロ) 指導桑園ハ一ヶ所二段歩以上タルコト
- (ハ) 指導桑園ハ五年以上實地指導ノ用ニ供スルコト

第六 第三乃至第五ノ事業ノ施行ニ關シ特別ノ事情ノ爲本通牒ニ依リ難キ場合アルトキハ其ノ事由ヲ具シ農林大臣ノ承認ヲ受クヘシ

稚蠶共同桑園設置獎勵規則

昭和四年七月三日 農林省令第十七號
改正 昭和七年三月七日 農林省令第三號
改正 昭和七年七月十三日 農林省令第十二號

第一條 農林大臣ハ春蠶又ハ夏秋蠶稚蠶共同桑園ノ設置ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

春蠶稚蠶共同桑園ノ設置ニ關スル獎勵金ハ桑樹凍害豫防ノ目的ヲ以テスル場合ニ限り之ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ道府縣ノ左ニ掲グル經費ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

一 稚蠶共同桑園ヲ設置スル養蠶實行組合ニ對シ交付スル獎勵金

二 養蠶業組合ノ交付スル前號ノ獎勵金ニ對シ交付スル補助金

三 養蠶業組合ノ交付スル第一號ノ獎勵金ニ對シ道府縣養蠶業組合聯合會ノ交付スル獎勵金ニ對シ交付スル補助金

四 農會ノ交付スル第一號ノ獎勵金ニ對シ交付スル補助金

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル道府縣ハ其ノ申請書

全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規程ニ違反シタルトキ

二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第三條中四月三十日迄トアルハ昭和四年度ニ限り九月三十日迄トス

別記
様式

稚蠶共同桑園設置ニ關スル成績
第一 箇所數及段別

第二條第一號ノ獎勵金	計	第二條第一號ノ獎勵金ヲ交付スル團體ノ員數		設置組合		箇所數	段別
		春蠶稚蠶共同桑園	夏秋蠶稚蠶共同桑園	組合數	組合員數		
		實數	實數				
		實數	實數				
		實數	實數				
		實數	實數				

稚蠶共同桑園設置獎勵規則

ニ左ノ書類ヲ添ヘ毎年四月三十日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 經費豫算書

二 獎勵及監督ニ關スル規程

三 春蠶稚蠶共同桑園ニ在リテハ其ノ凍害豫防方法及其ノ督勵方法、夏秋蠶稚蠶共同桑園ニ在リテハ桑ノ品種竝ニ其ノ栽植及仕立方法

四 養蠶業組合、道府縣養蠶業組合聯合會又ハ農會ニ對シ補助金ヲ交付スル場合ニ於テハ前各號ノ書類ノ外養蠶業組合、道府縣養蠶業組合聯合會又ハ農會ノ行フ事項ノ要領ニ付前各號ノ書類

前項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ變更アリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第四條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣獎勵金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ其ノ請求書ニ經費精算書ヲ添ヘ

翌年四月十日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ別記様式ニ依ル事業成績ヲ翌年七月三十一日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ

附 則 (昭和七年三月七日 農林省令第三號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和六年度以前ノ獎勵金ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和七年七月十三日 農林省令第十二號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第三條中四月三十日迄トアルハ昭和七年度ニ限り十月三十一日迄トス

合 計	第二條第三號ノ補助金		第二條第四號ノ補助金	
	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計		計	
	實數		實數	
	實數		實數	
	實數		實數	
	實數		實數	
	實數		實數	

備考

第二條第三號ノ補助金ニ付テハ第二條第一號ノ獎勵金ヲ交付スル團體ノ員數ノ欄ニ第二條第三號ノ獎勵金ヲ交付スル道府縣養蠶業組合聯合會ノ員數ヲ併記スルコト

第二經 費

合 計	第二條第一號ノ獎勵金		第二條第二號ノ補助金		第二條第三號ノ補助金		第二條第四號ノ補助金	
	計	實數	計	實數	計	實數	計	實數
	春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園		春蠶稚蠶共同桑園	
	夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園		夏秋蠶稚蠶共同桑園	
	計		計		計		計	
	實數		實數		實數		實數	
	實數		實數		實數		實數	
	實數		實數		實數		實數	
	實數		實數		實數		實數	
	實數		實數		實數		實數	

備考 第一ノ備考ヲ準用ス

稚蠶共同桑園設置獎勵規則

稚蠶共同飼育所設置獎勵規則ニ
關スル件

昭和五年六月七日附蠶第二一六四號
蠶絲局長依命通牒

今般稚蠶共同飼育所設置獎勵規則公布相成候處右ハ左記ニ
依リ處理相成度依命此段及通牒候也

記

- 第一 稚蠶共同飼育所ノ設置團體ハ養蠶者十五名以上ヲ以テ組織スルモノタルコト
- 第二 稚蠶共同飼育所ハ左ノ條件ニ該當スルモノタルコト
イ 規模ハ蟻量四〇〇瓦以上ノ蠶兒ヲ二眠起迄飼育スルコトヲ得ルモノタルコト
ロ 構造ハ春蠶及夏秋蠶ノ飼育ニ適スルモノタルコト
- 第三 稚蠶共同飼育所ノ設置團體ニ對シテハ左ノ條件ニ依ラシムルコト
イ 稚蠶共同飼育所ハ春蠶期及夏秋蠶期ヲ通ジ稚蠶ノ共同飼育ノ爲之ヲ使用スルコト
ロ 共同飼育ハ團體員ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

ハ 稚蠶ノ飼育ニ必要ナル共同桑園ヲ設置スルコト

二 共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成關係規則

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成

規則

大正十四年四月二十三日農林省令第五號
改正 大正十五年九月一日農林省令第二十一號

第一條 農林大臣ハ乾藪取引ノ發達並藪ノ乾燥及保管ノ改善ヲ圖ル爲共同藪倉庫及共同乾藪裝置ニ對シ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルコトヲ要ス但シ共同藪倉庫ニ對スル助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ヘキモノハ第一號ニ該當スル者ニシテ農業倉庫業法第六條ノ認可ヲ受ケタル者及第二號ニ該當スル者ニ限ル

- 一 産業組合、産業組合聯合會、農會、蠶業ノ發達ヲ目的トスル公益法人又ハ市町村若ハ之ニ準スヘキモノ
- 二 株式會社但シ其ノ株式及議決權ノ十分ノ八以上カ養蠶業者ニ屬スルモノニ限ル
- 三 主トシテ養蠶業者ヲ以テ組織スル同業組合若ハ道府縣ノ規程ニ依リ認メラレタル養蠶組合又ハ其ノ聯合會

第三條 共同藪倉庫ニ對スル助成金ハ農林大臣ノ適當ト認

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則

ムル規模及構造ヲ具備スル倉庫ノ新築、増築又ハ改築ニ要スル費用ニ對シ其ノ十分ノ四以内ヲ交付ス

第四條 共同乾藪裝置ニ對スル助成金ハ農林大臣ノ適當ト認ムル規模及構造ヲ具備スル乾藪設備及之ニ附屬スル藪ノ取扱場ノ新設、増設若ハ改造又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ買入ニ要スル費用ニ對シ其ノ十分ノ四以内ヲ交付ス

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ三月三十一日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スヘシ但シ申請者カ助成金交付ノ許可ヲ受ケタルコトアル者ナル場合ニ於テ前ニ提出シタル添附書類ノ記載事項ニ變更ナキモノアルトキハ其ノ旨ヲ明ニシ當該書類ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

- 一 第一號様式ニ依ル事業計畫書
- 二 第二號様式ニ依ル設備要領書
- 三 第三號様式ニ依ル費用豫算書
- 四 業務規程
- 五 市町村及之ニ準スヘキモノ以外ノ者ニ在リテハ其ノ定款、寄附行爲、會則又ハ規約
- 六 産業組合ニ在リテハ職業別組合員ノ數及其ノ出資口數ヲ記載シタル書類

- 七 産業組合聯合會ニ在リテハ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ定款、藪ノ取扱ニ關スル業務規程其ノ他業務施行ニ關スル規程及其ノ産業組合聯合會ニ對スル出資口數ヲ記載シタル書類
- 八 株式會社ニ在リテハ職業別株主及其ノ所有株式ノ數ヲ記載シタル書類
- 九 養蠶組合ニ在リテハ其ノ組合員、其ノ聯合會ニ在リテハ組織組合及各組織組合ノ組合員ノ數ヲ記載シタル書類
- 申請者カ養蠶組合又ハ其ノ聯合會ナルトキハ代表者ヲ定メ其ノ代表者ヨリ助成金交付ノ申請ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ證スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス
- 助成金交付ノ申請ヲ爲シタル者第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ヲ變更シタルトキハ其ノ旨農林大臣ニ届出ツヘシ
- 第六條 業務規程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ藪倉庫ノ事業ヲ爲ササル者ノ業務規程ニ在リテハ第二號乃至第十一號、乾藪ノ事業ヲ爲ササル者ノ業務規程ニ在リテハ第十三號及第十四號ニ掲クル事項ハ之ヲ記載ルコトヲ要セス

- 一 事業ノ種類
- 二 第十五條第二項ノ規定ニ依ル保管藪一荷口ノ最少數量
- 三 第十五條第三項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨及保管スヘキ物品ノ名稱
- 四 第十五條第三項ノ規定ニ依リ保管スヘキ物品ニ付保管ノ順位ヲ定メタルトキハ其ノ順位並同條第一項ノ規定ニ依ル保管物ノ保管上必要アルトキ及第二十條ノ規定ニ依リ保管ニ制限ヲ受ケタルトキハ何時ニテモ第十條第三項ノ規定ニ依ル保管物ノ出庫ヲ爲サシメ得ヘキ旨及其ノ出庫ノ順位
- 五 保管ノ方法及保管上特殊ノ作業ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ作業
- 六 混合保管ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ範圍及受寄物返還ニ關スル規定
- 七 保管料ニ關スル規定
- 八 保管期間ニ關スル規定
- 九 證券發行ニ關スル規定
- 十 保險ニ關スル規定
- 十一 避クヘカラサル事由ニ因ル減量ノ負擔ニ關スル規定

- 十二 入庫料、出庫料、乾燥料其ノ他ノ手数料ニ關スル規定
- 十三 第十六條第二項ノ規定ニ依ル乾燥ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨
- 十四 乾燥ノ順位及乾燥ノ方法
- 十五 受寄物又ハ受託物ノ検査又ハ格付ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十六 受寄物又ハ受託物ノ調製、改装若ハ荷造又ハ其ノ運送若ハ販賣ノ仲立若ハ取次ヲ爲シ又ハ受寄物若ハ其ノ倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十七 共同寄託者又ハ共同委託者ノ委託ニ依リ受寄物若ハ受託物又ハ其ノ賣却代金ニ對シ各寄託者又ハ委託者ノ有スル權利ノ割當ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 第七條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者工事ニ着手シ又ハ工事ヲ完成シ若ハ物件ノ買入ヲ了シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツヘシ
- 第八條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事又ハ買入物件ニ付農林大臣ノ指定シタル者ノ検査ヲ受クヘシ
- 第九條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者工事ノ仕様ニ重要

- ナル變更ヲ加ヘ又ハ買入物件ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 農林大臣ハ前項ノ認可ヲ爲スニ際シ助成金ノ額ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第十條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者助成金ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ工事完成又ハ物件買入終了後費用精算書ヲ添エ請求書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ
- 農林大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス工事完成又ハ物件買入終了前ニ於テ助成金ノ交付ヲ爲スコトアルヘシ
- 第十一條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者其ノ事業又ハ物件ノ第二條ニ規定スル資格ヲ具備スル者ニ讓渡セムトスルトキハ第四號様式ニ依ル願書ヲ差出シ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者解散シタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ合併後存続シ又ハ合併ニ因リ設立シタル法人カ第二條ニ規定スル資格ヲ具備スル場合ニ於テ事業ノ承繼ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス解散シタル法人ト同一ノ事業ヲ行フ法人カ第二條ニ規定スル資格ヲ具備スル場合ニ於テ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル物件ノ讓受ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケタル

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

トキ亦同シ前二項ノ認可アリタルトキハ譲受人又ハ承繼人ヲ以テ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第十二條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ヲ休止シ、廢止シ又ハ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル物件ヲ第二條ニ規定スル資格ヲ具備セサル者ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十三條 左ノ場合ニ於テハ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

一 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル物件ノ現状ニ重大ナル變更ヲ加ヘムトスルトキ

二 株式會社又ハ養蠶組合若ハ其ノ聯合會其ノ定款又ハ規約ヲ變更セムトスルトキ

三 業務規程(農業倉庫業者ノ業務規程ヲ除ク)ヲ變更セムトスルトキ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツヘシ

一 業務規程ノ外業務施行ニ關スル規程ヲ設ケ又ハ之ヲ變更シタルトキ

二 市町村及之ニ準スヘキモノヲ除クノ外其ノ役員ニ變更アリタルトキ

三 第十七條ノ主任技術者ヲ任免シタルトキ

第十七條 共同乾藪裝置ニ對スル助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ農林大臣ノ定ムル資格ヲ有スル主任技術者ヲ設置スルコトヲ要ス

第十八條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル株式會社ハ利益金ノ處分ニ付農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ事業月報、每期收支計算書及毎期事業報告書ヲ農林大臣ニ差出スヘシ

第二十條 農林大臣必要ト認ムルトキハ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ何時ニテモ業務規程ノ變更ヲ命ジ第十五條第三項又ハ第十六條第二項ノ規定ニ依ル保管又ハ乾燥ニ付制限ヲ爲シ其ノ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ業務執行若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ農林大臣ハ助成金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ依ル處分若ハ助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

二 第二條ニ規定スル資格ヲ失フニ至リタルトキ

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則

四 休止シタル事業ヲ開始シタルトキ

第十五條 共同藪倉庫ニ對スル助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ養蠶業者ノ共同ノ寄託ニ因リ其ノ生産シタル藪ノ保管ヲ爲ス爲其ノ倉庫ヲ使用スルコトヲ要ス

共同藪倉庫ニ於テハ品質及乾燥齊一ナル藪ノ大量ヲ一荷口トシテ保管スルコトヲ要ス

共同藪倉庫ニ對スル助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ限り前項數量ノ制限ニ拘ラス又ハ共同ノ寄託ヲ爲ス養蠶業者ニ非サル者ノ寄託ニ依リ藪ノ保管ヲ爲シ若ハ保管藪ニ損傷ヲ及ボス虞ナキ他ノ物品ノ保管ヲ爲ス爲其ノ倉庫ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル保管物ノ保管期間ハ其ノ地方ニ於ケル次ノ春蠶藪ノ收穫開始時期ヲ超エテ之ヲ定メ又ハ更新スルコトヲ得

第十六條 共同乾藪裝置ニ對スル助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ養蠶業者ノ共同ノ委託ニ因リ其ノ生産シタル藪ノ乾燥ヲ爲ス爲其ノ乾藪設備ヲ使用スルコトヲ要ス

共同乾藪裝置ニ對スル助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ前項ノ規定ニ依ル乾燥ニ支障ナキ限り前項ノ規定ニ拘ラス藪其ノ他ノ物品ノ乾燥ヲ爲ス爲其ノ乾藪設備ヲ使用スルコトヲ得

三 詐欺ノ手段ヲ以テ助成金交付ノ許可ヲ受ケ又ハ助成金ノ交付ヲ受ケタルトキ

二十二條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

地方長官第五條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ意見書ヲ添エ農林大臣ニ進達スヘシ

第二十三條 左ノ場合ニ於テハ本則ニ依ル助成金ハ之ヲ交付セズ

一 農業倉庫獎勵規則ニ依リ補助金ノ交付ヲ受クルトキ

二 農業倉庫獎勵規則ニ依リ補助金ノ交付ヲ受クル道府縣ノ補助金ノ交付ヲ受クルトキ

第二十四條 農林大臣必要ト認ムルトキハ第三條乃至第五條ノ規定ニ拘ラス共同藪倉庫及共同乾藪裝置ニ對シ助成金ヲ交付スルコトアルヘシ

附 助

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條中一月末日迄トアルハ大正十四年度ニ限り八月末日迄トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樣 式

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

ニ付御認可相成度此段相願候也
年 月 日

讓渡人

所在地

法人又ハ組合名

右代表者 氏

名

讓受人

所在地

法人又ハ組合名

右代表者 氏

名

農林大臣殿

共同藪倉庫及共同乾藪裝置ノ助成ニ關スル件

大正十四年四月二十五日十四
農第六七六一號次官依命通牒

本邦蠶絲業ノ根本的改善ニ資シ同時ニ農村ノ振興ヲ圖ル目的ヲ以テ本年度ヨリ共同藪倉庫及共同乾藪裝置ノ設置ヲ爲ス者ニ對シ助成金ヲ交付スルコトト相成今般之カ實施ニ關スル助成規則ノ公布ヲモ見ルニ至リタル次第ノ處右助成ノ實施ハ大體別紙ノ方針ニ依リ處理致スコトト相成候ニ付テ

キ事業ヲ計畫實施スルニ不慣ノ事情モ可有之ニ付當省ニ於テ設計圖面、業務規程等ノ模範案ヲ作成シ計畫者ノ參考ニ資セシメ尙其他ノ事項ニ付テモ必要ニ應シ出來得ル限り省員ヲシテ實地ノ指導ヲ爲サシムル見込ニ有之

四 助成ヲ爲スヘキ地方ノ選定ニ付テハ前記ノ方針ニ依ル次第ナルニ付テハ貴管下ニ於テ助成金ノ交付ヲ受ケテ藪倉庫又ハ乾藪裝置ノ設置ヲ計畫スル者アル場合ニハ其ノ計畫ノ概要御調査相成之ヲ具シテ豫メ當省ト十分内協議ノ上御指導相成様致度

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成方針

第一 助成スヘキ共同藪倉庫及共同乾藪裝置經營主體ノ選定標準

一 共同藪倉庫ハ乾藪取引發達ノ見込アリ且乾藪ノ共同販賣ヲ爲ス養蠶業者ノ團體カ相當發達シ又ハ發達ノ見込アル地方ニ於ケル藪ノ主要集散地又ハ藪ノ主要集散地タル見込アル場所ニ於テ之ヲ經營セムトスルモノニ對シ之ヲ助成スルコト但シ地方ノ選定ニ付テハ左ニ掲クル地方ハ成ル可ク之ヲ避クルコト
イ 養蠶業者ノ利用シ得ヘキ藪倉庫業カ發達セル地方
ロ 養蠶業者ト製絲業者トノ間ニ正量取引ノ如キ善良

共同藪倉庫及共同乾藪裝置ノ助成ニ關スル件

ハ御諒知ノ上政府助成ノ趣旨ノ徹底スル様格別ノ御配意相成度依命此段及通牒候也
追テ本助成ニ付テハ左記ノ點御含置ノ上可然御指導相成度申添候

記

一 本件ハ毎年左ノ金額(共同藪倉庫ニ對スル分及共同乾藪裝置ニ對スル分通計)ノ範圍内ニ於テ藪倉庫ニ對シテハ本年度以降八箇年間、乾藪裝置ニ對シテハ五箇年間之ヲ助成スル豫定ニ有之

大正十四年度乃至十六年度

六〇四、八〇〇圓

大正十七年度及十八年度

六六六、四〇〇圓

大正十九年度乃至二十一年度

三六九、六〇〇圓

二 助成ノ目的ハ主トシテ從來ノ生藪ノ引ニ代ヘテ乾藪取引ノ發達ヲ圖ラムトスルニ在ルヲ以テ其ノ目的ヲ達スルニハ自然先ツ乾藪取引發達ノ見込アル地方ニ設置スルモノヲ助成シテ十分ニ其ノ成績ヲ舉ケシメ漸次他ノ地方ヲシテ之ニ倣ハシムルヲ適當ト認メ從テ之ニ該當スル地方ニ於テ可成集中的ニ設置ノ助成ヲ爲サムトスル次第ニ有之

三 藪倉庫及乾藪裝置ハ共ニ養蠶業者ノ共同施設トシテ設置經營セシムル方針ノ處地方當業者ノ中ニハ斯ノ如

ナル藪取引ノ慣行ノ發達セル地方

二 共同藪倉庫經營主體ハ左ノ條件ヲ具備スル者ニ限リ之ヲ認ムルコト
イ 附近ノ產藪地方ニ於テ乾藪取引ヲ爲ス爲繼續シテ藪ノ大量共同寄託ヲ爲サムトスル養蠶業者ノ團體カ相當存在シ又ハ其ノ見込アリテ之トノ間ニ密接ナル關係ヲ有スルコト

ロ 受寄藪ノ乾燥ヲ爲スニ十分ナル附屬乾藪裝置若ハ其ノ設置計畫ヲ有スルカ又ハ他ノ乾藪所ト連絡ヲ有スルコト
ハ 生藪市場又ハ特定ノ製絲業者ノ附屬機關トシテ之ヲ設置セムトスル者ニ非サルコト

三 共同乾藪裝置ハ助成セムトスル藪倉庫ノ經營主體カ其ノ倉庫ノ附屬設備トシテ倉庫ト同一場所若ハ其ノ附近ノ藪小集散地ニ設置スルモノ又ハ地方ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムル場合ニ於テ既設農業倉庫ノ附屬施設トシテ經營スルモノ若ハ藪ノ小集散地ニ於テ主トシテ養蠶業者ニ利用セシムル爲之ヲ經營セムトスルモノニ對シ助成スルコト

四 助成金ヲ交付スヘキ者ノ選定ハ特別ノ事情アル場合ノ外左ノ順位ニ據ルコト

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

二五四

- イ 共同藪倉庫ニ付テハ其ノ地方ニ同一ノ目的ヲ有スル多數ノ倉庫計畫アリテ相當廣キ地域ニ亘リ乾藪取引發達ノ見込アル場合ニ於テ其ノ地方ニ於テ計畫セラレタルモノニ對シテハ他ニ先チテ助成金ヲ交付スルコト
 - ロ 共同乾藪裝置ニ付テハ助成セムトスル藪倉庫ニ附屬スルモノニ對シテハ他ニ先チテ助成金ヲ交付スルコト
 - ハ 特別ノ事情アリト認ムル場合ノ外規模ノ大ナルモノニ對シテハ他ニ先チテ助成金ヲ交付スルコト
- 第二 助成スヘキ共同藪倉庫及共同乾藪裝置ノ規模及構造ニ關スル標準
- 一 共同藪倉庫ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ノ外左ニ掲クル規模及構造ヲ具備スルコト
 - イ 一箇所藪三千石以上ノ收容能力ヲ有スルモノナルコト
 - ロ 鐵筋「コンクリート」造、木造「モルタル」塗、土藏造又ハ之ト同等以上ノ耐火力ヲ有スル構造ナルコト
 - ハ 壁體、地階床、屋根及窓ヲ防濕構造ト爲シタルモノナルコト

- ニ 二以上ノ階數ヲ有スルモノナルコト
 - ホ 貯藪室ハ之ヲ「タンク」裝置トスルモノナルコト
 - 二 共同乾藪裝置ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ノ外左ニ掲クル規模及構造ヲ具備スルコト
 - イ 春蠶繭ノ出廻時期ニ於ケル藪ノ最高集中日ノ集中見込數量ノ二分ノ一以上ヲ一晝夜ニ本乾燥爲シ得ル能力ヲ有スルモノナルコト但シ一晝夜ノ本乾燥能力一箇所一千貫以上ノモノナルコト
 - ロ 乾燥程度ニ著シキ不同ヲ生スル虞ナキ構造ヲ有スルモノナルコト
 - ハ 直射熱ノ影響少キモノナルコト（炭火裝置ノモノニ非サルコト）
 - ニ 換氣ノ完全ナルモノナルコト
 - ホ 溫度ノ調節ヲ容易ニ爲シ得ルモノナルコト
 - ヘ 生藪及半乾藪ノ品質ヲ損傷スルコトナクシテ之ヲ處理スルニ適當ナル藪取扱場及處理具（簞箱棚等）ヲ備フルモノナルコト
- 第三 事業經營ニ關スル事項
- 一 共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第十五條第二項ノ規定ニ依ル一荷口ノ數量ハ之ヲ百五十石以上トスルコト但シ當分ノ間ハ五十石以上ヲ認ムルコト

- 二 左ニ掲クル物品ハ助成規則第十五條第三項ノ規定ニ依リ之ヲ保管スルヲ得サラシムルコト
 - イ 多濕性ノモノ
 - ロ 潮解性ノモノ
 - ハ 害蟲ノ發生又ハ附著シ易キモノ
 - 三 保管料及乾藪料其ノ他ノ手數料ハ成ル可ク實費ノ計算ヲ基礎トシテ之ヲ定メシムルコト
 - 四 寄託藪又ハ受託藪ニ付テハ他ニ適當ナル檢定機關ナキ場合ニハ成ル可ク經營者ヲシテ緒挽試驗其ノ他適當ノ方法ニ依ル檢査格付ヲ行ハシムルコト
 - 五 助成規則第十七條ノ規定ニ依ル主任技術者ハ左ニ掲クル資格ヲ有スル者ナルコト
 - イ 本省又ハ本省ノ適當ト認ムル者ノ開催シタル乾藪ニ關スル講習會ノ講習ヲ受ケタル者
 - ロ 學校、講習所又ハ試驗場ニ於テ乾藪ニ關スル學術ヲ修得シタル者
 - 六 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル株式會社ノ利益配當ハ特別ノ事由アル場合ノ外年一割ヲ超ユルヲ許ササルコト
- 第四 助成金額ノ算定
- 一 助成金額ハ費用精算額ニ依リ、其ノ精算額カ豫算額

- ヲ超ユル場合ニハ豫算額ニ依リ之ヲ計算スルコト
 - 二 助成規則第十條第二項ノ規定ニ依リ工事完成前助成金ノ交付ヲ爲ス場合ニ於テハ助成金ハ豫算額ニ依リ之ヲ計算シテ交付シ前號ニ依リ計算シタル助成金額カ其ノ交付額ニ滿タサル場合ニ於テハ其ノ差額ハ之ヲ返還セシムルコト
- 共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件**
- 大正十四年十二月二十四日
十四農局第二三五〇號通牒
- 貴管下ニ於テ大正十四年四月二十三日農林省令第五號共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則ニ依リ共同藪倉庫並共同乾藪裝置ヲ設置シ助成金ノ交付ヲ受ケムカ爲同規則第五條ニ基キ申請ヲ爲サムトスル者アルトキハ大體別冊様式ニ依リ産業組合以外ノ者ノ場合ニハ之ニ準シ申請セシメラレ貴官ニ於テ同規則第二十二條第二項ニ依リ意見書ヲ添附進達ノ際ニハ該申請事業計畫ニ關シ左記事項ニ付調書添附相成度此段及通牒候也
- 記

二五五

共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成關係規則

一 事業計畫ノ地區内ニ於ケル繭ノ生産及取引ニ關スル事項

- (一) 地區内ノ繭産額(春蠶繭及夏秋蠶繭別)蠶品種ノ統一ノ狀況及府縣内ノ産額及統一狀況トノ比較
- (二) 地區内養蠶組合ノ概況及養蠶組合ト本計畫トノ關係
- (三) 現在ノ繭取引事情概況
 - (1) 繭市場ノ有無、有ルトキハ其ノ所在地、經營主體、市場設備ノ概要、取引繭ノ出荷地ノ範圍、主ナル繭者及一年ノ取扱高
 - (2) 養蠶組合ト製絲業者トノ間ニ正量取引ノ如キ善良ナル取引アルトキハ其ノ概要及取引高
 - (3) 別ニ繭ノ販賣ヲ目的トスル既設ノ産業組合アラハ其ノ概況及同組合ト本計畫トノ關係
 - (4) 地區内ノ製絲業者ノ工場所在地、工場主、釜數、原料繭購入先
 - (5) 地區内及其ノ附近ニ於テ乾繭ノ取引ノ慣習又ハ經驗アラハ其ノ概要
 - (6) 地區内ニ於テ繭ノ保管ヲ爲ス倉庫アラハ其ノ所在地、經營主體、倉庫棟數及坪數、收容能力、主タル利用者及

其ノ利用概況

- 三 地區内ニ於テ乾繭場(製絲工場ニ所屬スルモノヲ除ク)アラハ其ノ所在地、經營主體、能力、主タル利用者及其ノ利用概況
 - 四 地區内ニ於ケル金融機關ニシテ將來乾繭ニ對スル金融ニ利用シ得ヘキモノノ所在地、名稱、資本金額
 - 五 事業計畫ニ對スル養蠶業者、製絲業者其ノ他關係業者ノ態度
 - 六 事業計畫ノ中心トナレル人物ノ經歷及其ノ適否ニ對スル意見
 - 七 地方廳ニ於テ乾繭取引ノ指導ニ關スル方針及之ニ對シ別ニ獎勵計畫アラハ其ノ計畫
- 共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成金交付申請書様式
- 今般本組合ニ於テ乾繭取引實施ノ目的ヲ以テ共同繭倉庫及共同乾繭裝置設置致度候ニ付大正 年度ニ於テ助成金圓交付相成度大正十四年農林省令第五號共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則第五條ニ依リ別紙添附書類相添ヘ此段及申請候也
- 年月日
- 主タル事務所ノ所在地

組合名 何 某團

農林大臣殿 添附書類

- 一 事業計畫書
- 二 設備要領書
- 三 費用豫算書
- 四 業務規程
- 五 定款
- 六 職業別組合員ノ數及其ノ出資口數ヲ記載シタル書類
- 七 農業倉庫業法第六條ニ依ル認可書寫

一、計畫ノ目的 注意

依ル認可ヲ受ケサルトキハ助成金交付許可ノ指令前ニ認可ヲ受ケ其ノ認可書寫ヲ追完スル旨ヲ記載スルコト

事業計畫書

一、本項ニハ乾繭取引ヲ實施セムトスルニ至リタル事由、繭取引實施區域、差當リ區域内ニ於テ本計畫ニ基キ實施セムトスル乾繭取引ノ數量見込(區域内ニ於ケル最近三箇年ノ産繭額ヲ附記スルコト)及將來事業ノ擴張ヲ豫期スルモノナル場合ニハ將來ノ擴張見込ヲ記スルコト

二、乾繭設備及之ニ附屬スル繭取扱場ノ買入ヲ爲サムトスル場合ハ其ノ事由ヲ詳細ニ記載スルコト

二、助成規則第十五條第一項又ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ル寄託繭又ハ委託繭ノ數量見込

繭倉庫又ハ乾繭設備所在場所	第十五條第一項ニ依ル寄託繭	第十六條第一項ニ依ル委託繭
町所在本倉庫	春 蠶 繭 夏 秋 蠶 繭	春 蠶 繭 夏 秋 蠶 繭
(附屬乾繭所)	石	石

共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

計	創立費	敷地關係經費	附屬建物及設備關係經費	藪檢定設備	藪係經費	乾藪經費
		土地○坪○圓、整地費○圓	事務所○棟○圓、控所○棟○圓、造延○坪○圓、什器○圓、其他○圓	建物○棟○圓、繅絲機○釜分○圓、揚返機○釜分○圓、其他○圓	圓、汽機(電動機)○臺○圓、汽罐場○棟○圓、造延○坪○圓、藪取扱場○棟○圓、造延○坪○圓、生藪及半乾藪處理具○圓、其他○圓	○式乾燥機○臺○圓、汽罐場○棟○圓、造延○坪○圓、汽機(電動機)○臺○圓、乾燥場○棟○圓、造延○坪○圓、生藪及半乾藪處理具○圓、其他○圓

(二) 起業費財源ノ内譯

科	目	金額	備考
拂込	出資金	円	出資○口一口ニ付○圓
農林省助成金			
地方費獎勵金			
低利資金借入金			
、銀行借入金			
、			
計			

注意

農林省助成金ノ實際交付金額ヲ豫定ヨリ減少セル場合ニ於テ如何ナル方法ニ依リ其ノ財源ヲ調達スルカ豫メ其ノ方法ヲ定メ附記スルコト

(三) 一箇年ノ收支概算

(イ) 収入

科	目	金額	備考
乾藪	藪料	円	乾藪料一石○圓○錢○分
保管	料		保管料一日一石○厘○分平均○箇月分
出入庫及證券發行手数料			出入庫手数料一石○錢○分證券發行手数料一通○錢○分
藪販賣幹旋手数料			販賣幹旋數量○石一石當リ○錢
計	雑収入		空間利用料○圓其他○圓

(ロ) 支出

科	目	金額	備考
給料		円	事務員○人月給○圓、技術員○人月給○圓
雑給			運搬乾燥人夫○人、火夫○人、平均日給○錢○日分常備夫○人、雑役夫○人平均月給○圓

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

計	雜費	公課	修繕費	借入金 利息	固定資本 銷却費	借地料	火災保險料	燃料費	賄費	旅費	會議費	諸手当當	役員報酬
				借入金〇〇圓年〇分〇厘	設備費總額〇〇〇圓〇〇圓年銷却	〇〇坪一坪一箇月〇〇錢	倉庫、乾藪所及附屬建物火災保險料	石炭〇〇噸一噸〇〇圓、木炭〇俵一俵〇圓其他〇〇圓	一日〇〇錢延〇〇日分	役員及職員出張旅費	通常總會一回〇〇圓、役員會〇回〇〇圓	事務員〇人、技術員〇人手當一人平均〇〇圓	組合長報酬〇〇圓其他役員報酬〇〇圓

設備要領書
倉庫、乾藪設備及附屬建物ノ敷地坪數、建坪數(各階別)及所在場所

倉庫又ハ乾藪所名稱、所在郡市町村字番地、敷地坪數

種	類	坪數			備	考
		一階	二階	三階		
倉庫	下屋					
同	下屋					
乾	燥場					
同	下屋					
汽	罐場					
藪	取扱場					
同	下屋					
事	務所					
生	產者控所					
藪	格付場					
渡	廊下					
便	所					
何	々					

注意

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

- 一、本表及之ニ對應スル圖面ハ倉庫又ハ乾藪設備ノ所在場所ニ以上アル場合ニハ各所在場所毎ニ之ヲ作成スルコト
- 二、本表ハ敷地内建物全部ニツキ之ヲ記載スルコト
- 三、同種類ノ建物カ二棟以上アル場合ニハ圖面ト對照シ得ヘキ記號ヲ附シ一棟毎ニ之ヲ記載スルコト
- 四、備考欄ニハ構造ノ種類(例ヘハ「鐵筋コンクリート造」「木造鐵板葺」等)及新設、増設、改造若ハ買入ノ別等ヲ記載スルコト

敷地内建物及設備ノ配置圖並敷地附近ノ概況圖添附別紙ノ通り

注意

- 一、配置圖ハ縮尺百分ノ一、二百分ノ一、又ハ三分ノ一トスルコト
- 方位、敷地境界線、四隣ノ道路及門ノ位置ヲ記入スルコト
- 建物ハ種類ヲ記入シ將來擴張ノ計畫アルモノニ付テハ豫メ其位置ヲ定メ置キ之ヲ點線ニテ圖示スルコト
- 同種類ノ建物二棟以上アル場合ニハ記號ヲ附シ設備要領書第一項記載事項ト對照ニ便ナラシムルコト
- 二、敷地附近概況圖ニハ關係道路附近ノ主ナル建物ノ名稱及方位ヲ記入スルコト

- 二 前號ノ敷地ハ申請者ノ所有ニ屬スルモノナリヤ否ヤノ別及所有ニ屬セサルモノニ付テハ其ノ使用ノ權利ニ關スル事項

注意

- 敷地ヲ借入ルル場合ニハ借入ニ關スル契約ノ條項ヲ記載スルカ又ハ其ノ契約書ノ寫ヲ添附スルコト
- 三 倉庫ニ關スル事項
- 注意
- 本項ハ倉庫ノ所在場所ニ以上アル場合ニハ各所在場所毎ニ之ヲ記載スルコト
- (一) 所在地 郡市町村字番地
- (イ) 倉庫(附屬下屋共)ノ圖面及仕様添附別紙ノ通り
- 注意
- 一、倉庫ノ圖面ハ各階平面圖(各階貯藪室平面圖共)建圖及斷面圖ヲ添附スルコト(農林省農務局設

計例及別紙「圖面作成上ノ注意」ヲ参照スルコト

- 二、仕様書ノ作成ニ付テハ別紙「仕様書作成上ノ注意」ヲ参照スルコト
- 三、下屋アルモノハ其ノ圖面及略仕様ヲ添附スルコト(其ノ作成ニ付テハ別紙注意事項ヲ参照スルコト)
- 四、倉庫カ二棟以上アル場合ニハ記號ヲ附シ各種毎ニ圖面及仕様ヲ添附スルコトヲ要スルコト但シ構造及規模同一ナル場合ニハ一通ニテモ差支ナキモ此ノ場合ニハ其ノ旨ヲ記載スルコト

(ロ) 保管方法

注意

本項ニハ藪ニ付之ヲ袋詰トナシ或ハ裸藪ノ儘ニテ貯藪室ニ保管スルカ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ保管スルカヲ記載スルコト但シ袋詰ト爲ス場合ハ袋ノ種類ヲ記載スルコト

(ハ) 保管能力

倉庫	貯藪室ノ立方坪	一立方坪ノ保管能力	倉庫ノ保管能力
一號倉庫	坪	石	石

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件

二號倉庫			
計			

四 乾藪設備ニ關スル事項

注意

本項ハ乾藪設備ノ所在場所ニ以上アル場所ニハ各所在場所毎ニ之ヲ記載スルコト

- (一) 所在地 郡市町村字番地
- (イ) 乾藪機ノ種類及一晝夜ノ本乾藪能力

乾藪機ノ種類	臺數	一臺ノ能力	計
、式、號			
、			
、			
、			
合計			

圖面並構造及作用ノ説明書添附別紙ノ通り

(ロ) 設備上屋(附屬下屋共)ノ圖面及略仕様添附別紙ノ通り

注意

- 一、設備上屋ト言フハ乾藪設備及汽罐ノ上屋ヲ爲ス

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

- 乾燥場及汽罐場ノ建築物ヲ指稱スルモノナリ
- 二、圖面ハ平面圖(一部二階造ノモノハ各階平面圖)及斷面圖ヲ添付スルコト
- 三、略仕様ノ作成ニ付テハ別紙「略仕様作成上ノ注意」ヲ参照スルコト
- 四、下屋アルモノハ本屋ノ圖面及略仕様中ニ含メテ之ヲ記載スルコト
- 五、乾藪設備ノ上屋(乾燥場)ト次項ノ藪取扱場トカ同一棟ノ建物内ニアル場合ニハ全部ヲ一圖面、一略仕様ニ作成スルモ差支ナシ但シ圖面中ニハ其ノ區分ヲ明瞭ナラシメ置クコト

(ハ) 藪取扱場(附屬下屋共)ノ圖面及略仕様添付別紙ノ通り

注意

- 一、圖面及略仕様ノ作成ニ付テハ前項圖面及略仕様ニ關スル注意ヲ参照スルコト
- 二、藪ノ受付場、秤量室、事務室其ノ他庶務用ノ場所ヲモ藪取扱場ト同一棟ニ設計スル場合ニハ圖面中ニ其ノ區分ヲ明瞭ニスルコト
- (二) 藪取扱場ニ於ケル生藪及半乾藪ノ處理方法竝ニ之ヲ使用スル機械及器具ノ種類及構造

倉庫又ハ乾藪所名稱 所在郡市町村字番地

注意

倉庫又ハ乾藪設備カ二箇所以上ニアル場合ハ所在場所毎ニ記載スルコト

一、建物

種類	員數	單價	金額	備考
倉庫		円	円	
同下屋				
乾燥場				
同下屋				
汽罐場				
藪取扱場				
同下屋				
計				

注意

- 一、同種類ノ建物カ二棟以上ノ場合ハ記號ヲ附シ一棟毎ニ記載スルコト
- 二、員數欄ニハ建坪數ヲ記載スルコト

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件

種類	員數	單價	金額	備考
貯藪室		円	円	構造ノ概要
昇降機				種類、動力ノ種類及一時間ノ能力
据付費				名稱、一晝夜ノ本乾能力
藪乾燥機				名稱、罐胴ノ長及徑、常用壓力
汽罐				

二、設備

- 三、同一棟ニテ階層ヲ異ニスル建物ニ付テハ階層ノ異ナル部分毎ニ單價ヲ記載スルコト
- 四、備考欄ニハ構造ノ種類各階建坪數、總延坪數延坪ニ對スル單價及新築、改築、増築又ハ買入ノ別ヲ記載スルコト
- 五、構造ノ種類ハ次ノ例ニ倣ヒ記載スルコト
「鐵筋コンクリート造三階建」、「木造附卸鐵板葺(下屋)」、「木造一部二階建瓦葺」等
- 六、倉庫内ニ設備スル貯藪室ノ費用ハ次項設備ニ要スル費用欄ニ記載スルコト

(例)

- (1) 生藪及半乾藪處理法
死藪藪其ノ他ノ汚染藪ヲ撰除シタル上、乾藪機ニ收容シ直乾ト爲スヲ原則トスレ共生藪ノ輻輳シタルトキハ一旦半乾燥ヲ施シタル後本乾燥トナスモノトス生藪及半乾藪ハ箕箱ニ收容シ別紙(農林省設計藪處理器具例參照)ノ如ク處理スルカ又ハ藪取扱場ニ畔ヲ造リ置クモノトス
 - (2) 箕箱ノ構造
添付別紙ノ通り(農林省設計藪處理器具例參照)
 - (3) 箕箱一枚ノ收容量
斗
 - (4) 藪取扱場中藪ヲ處理スヘキ坪數
坪
 - (5) 藪取扱場中藪ヲ處理スヘキ坪數
坪
 - (6) 處理能力
石
- 五 起工及竣工又ハ買入ノ豫定年月日
起工豫定年月日 大正 年 月 日
竣工豫定年月日 大正 年 月 日
- 注意
買入ヲ爲スモノニアリテハ買入豫定年月日ヲ記載スルコト
- 費用豫算書

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

据付費										
煙突										
据付費										
原動機										
据付費										
タンク										
据付費										
ポンプ										
据付費										
籾箱										
計										

注意

- 一、同種類ノモノニシテ名稱、規模、能力等ヲ異ニスルモノハ各別ニ記載スルコト
- 二、貯藪室ノ員數欄ニハ貯藪室ノ面坪ヲ記載スルコト
- 三、備考欄ニハ新設、改造又ハ買入ノ別ヲ記載スル

三、總計金額
業務規程
定款

職業別組合員數

職業別	組合員數	持分數
養蠶業者		
計		

注意

株式會社ノ場合ハ職業別株主數及其ノ所有株式數ヲ記載スルコト

(様式例第一)

乾藪共同販賣申合書

本組合ハ農林省ノ助成方針ニ基キ乾藪取引實施ノ爲メ毎年左記生産藪ノ全部(一部ノ場合ハ其ノ割合)ヲ、組合農業倉庫ニ寄託シ乾藪ノ上共同販賣ヲ行フコトヲ申合セ候也
年月日

組合員別收購數量見込

記

組合員氏名	春蠶藪	夏蠶藪	秋蠶藪	計
	實	實	實	實
計				

、養蠶組合
組合員 何 某◎

、組合農業倉庫
組合長理事何

某殿

、養蠶組合長
何 某◎

本組合ハ農林省ノ助成方針ニ基キ乾藪取引實施ノ爲メ毎年左記數量ノ組合員ノ生産藪ヲ適宜大量ノ荷口ニ取り纏メ貴組合農業倉庫ニ寄託シ乾藪ノ上共同販賣ヲ行フコトヲ契約致候也
年月日

春夏秋蠶別	組合員數	收購數量見込	乾藪販賣數量見込
春蠶藪		實	實
夏蠶藪			
秋蠶藪			
計			

(様式例第二)

乾藪共同寄託契約書

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第五條ニ依ル申請書ノ様式ニ關スル件

(一) 材種及仕上ケノ大要ヲ記載スルコト
塗工事

(二) ペンキ塗防腐劑塗其ノ他塗工事ニ付記載スルコト
二、鐵網コンクリート造

材 料

(一) コンクリート調合ノ割合ヲ記載スルコト
(二) セメントモルタル調合ノ割合ヲ記載スルコト

(三) 主要木材々種及主要材ノ大サ(見込ニテ可)ヲ記載スルコト

基礎、軸組、床構造、小屋構造、屋根形状勾配、屋根葺材料、内外構造、仕上雜作ノ大要及特種構造アルトキハ之ヲ記載スルコト

尙倉庫ノ仕様ニ付テハ特ニ耐火防濕構造ヲ詳細ニ記載シ且ツ前記各項ノ外本省ヨリ配付セル設計説明書ニ記載セル事項ヲ包含スルコト

貯藪室

藪倉庫ニ設備スル貯藪室ノ仕様書ハ本省ヨリ配付セル倉庫設計説明書ヲ参照シテ詳細ニ記載スルコト

乾燥場、藪取扱場、汽罐場、下屋

乾燥場、藪取扱場、汽罐場及下屋ノ略仕様ハ倉庫ノ仕様ニ準シ其ノ大要ヲ記載スルコト

設ケ又ハ通路ヲ設クルコトナクシテ收容スルモノトセハ貯藪室一坪ニ付平均二十八石ノ收容能力ヲ有スルモノナレハ此ノ標準ヲ以テ前記數量ヲ收容シ得ヘキ貯藪室ノ坪數ヲ定メ之ニ適當ノ通路(室外)階段又ハ昇降機取付場所ヲ見積リ倉庫ノ規模ヲ決定スルコト

參 照(農林省農務局設計例)

(イ) 間口二間、奥行二間半ノ貯藪室ノ中央ニ通路ヲ設ケテ收容シタル場合ノ能力一二九、五石即チ坪當リ二五、九石

(ロ) 間口二間半奥行二間半ノ貯藪室ニ通路ヲ設クルコトナクシテ收容シタル場合ノ能力一八七、二石即チ坪當リ三十石

(ハ) 前記兩者ノ平均坪當リ二十八石

三、乾 藪 機

(1) 乾藪機一晝夜ノ本乾燥能力ハ春蠶藪最高集中見込數量ニ對シ二分ノ一以上タルコトヲ要スルコト

(2) 乾燥機ノ規模ハ倉庫ニ寄託スル藪ヲ乾燥スルヲ目的トシ設備スルコト從テ寄託數量ト委託數量トハ大體一致スルコトヲ要ス

四、藪ノ取扱場

(1) 藪取扱場ノ規模ハ最高集中日二日間ノ集中見込數量

共同藪倉庫及共同乾藪所事業報告ニ關スル件

仕様及略仕様作成上ノ一般の注意

一、同一建物内ニ用途ヲ異ニスルモノ二以上アルトキハ其名稱毎ニ記載スルコト

二、仕様及略仕様共建物名稱、桁行梁間各階坪數(下屋ハ別ニ記ス)合計坪數、軒高等ヲ記載シ同一名稱ノモノ二以上アル場合ハ適當ノ記號ヲ付シ建物毎ニ記載スルコト

三、改造、買入、移築及修繕等ノ場合ハ前各項ニ做ヒ記載シ改造又ハ修繕ノ場合ニアリテハ其部分ノ坪數ヲ記載スルコト

藪倉庫及乾藪裝置(附屬藪取扱場)設備計畫ニ關スル參考

一、計畫ノ基礎トナルヘキ數量
共同寄託又ハ共同委託ニ關スル契約ヲ爲シタル數量ヲ基礎トシ之ニ地方ノ實際ノ事情ヲ參酌シ相當確實ナル見込ヲ査定シ之ヲ一ケ年間ノ共同寄託又ハ委託數量トシ此ノ數量ヲ基礎トシテ設備計畫ヲ爲スコト

二、藪倉庫
(1) 前項ノ共同寄託數量ニ對シ其ノ二分ノ一乃至三分ノ一ヲ保管シ得ヘキ規模ノ倉庫ヲ設備スルコト

(2) 乾藪ハ袋詰トシテ倉庫ノ貯藪室(高拾尺)内ニ通路ヲ處理シ得ル坪數ヲ有スルコト

(2) 生藪ヲ簞箱ニ收容シ別紙參考圖ノ如ク處理スルモノトセハ生藪千貫ヲ處理スルニ要スル坪數ハ約十四坪ナリ

(3) 藪取扱場ノ規模ハ荷受及秤量等ニ要スル箇所ヲ含マサル坪數ナルコト

共同藪倉庫及共同乾藪所事業報告ニ關スル件

大正十五年六月七日十五農局第一一四八號通牒
改正 昭和三年五月二十九日三蠶局第一七四號通牒

十五農局第一一四八號ヲ以テ及通牒候共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則第十九條ニ依ル事業月報、每期收支計算書及每期事業報告書ノ差出方左記ノ通變更相成候條六月分ヨリ左記ニ依リ報告セシメラレ度此段及通牒候也

記

一、事業月報

當該事業ニ付別冊様式第一號表乃至第六號表ニ依リテ作成シ翌月十日迄ニ之ヲ差出スコト但シ乾燥事業ノミヲ爲スモノニ在リテハ第六號表ニ依リ作成シタルモノノミヲ差出スコト

共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成關係規則

二、每期收支計算書及每期事業報告書
 產業組合及產業組合聯合會ニ在リテハ大正七年八月五日農商務省告示第二百五十二號農業倉庫收支計算書及事業報告書様式並ニ別紙様式第七號表ニ依リ作成シ之ニ大正十年八月十日農局第一一六九號通牒様式ニ依リ作成シタル財產目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ添附シテ遲滯ナク之ヲ差出スコト但シ乾燥ノ事業ノミヲ

爲スモノニ在リテハ大正七年八月五日農商務省告示第二百五十二號農業倉庫收支計算書及事業報告書ニ付テハ様式第九號表乃至第九號表ノ三ニ依リ作成シタルモノノミヲ差出スコト
 株式會社其他產業組合以外ノモノニ在リテハ前記ニ準ルコト

(第一號表)

受寄繭ノ入出庫數量

繭倉庫所在地
 保管能力

寄託者別	寄託者數	前月末現在		入庫		出庫		月末現在		備考
		數量	寄託者數	數量	寄託者數	數量	寄託者數	數量	寄託者數	
養蠶業者	計	春蠶繭								
		夏秋蠶繭								
製絲業者	計	春蠶繭								
		夏秋蠶繭								

繭賣買業者	繭賣買業者	其ノ他		合 計	
		春蠶繭	夏秋蠶繭	春蠶繭	夏秋蠶繭
繭賣買業者	計	春蠶繭			
		夏秋蠶繭			
合 計	計	春蠶繭			
		夏秋蠶繭			

注意

- 一、支庫アル場合ニ於テハ本支庫毎ニ別表ニ作成シ更ニ本支庫ヲ合併シタル一表ヲ作成スヘシ
 - 二、寄託者數ハ延數ニアラス
 - 三、本支庫間又ハ支庫間ノ入出庫ニ付テハ其ノ數量寄託者數ヲ備考欄ニ記載スヘシ
 - 四、數量ハ乾繭ノ重量及容量ヲ併記スヘシ
 - 五、受寄繭ニシテ前年ノ産繭及玉繭屑繭ハ之ヲ本表ニ計上記載セス各別表ニ記載スヘシ
 - 六、受寄繭ノ損傷等ニ因リ其ノ月末現在數量カ前月末現在數量ト入出庫數量トノ差引トノ和ニ一致セサル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
 - 七、受寄繭ノ讓渡ニ因リ寄託者ニ變更アリタル場合ニ於テハ之ヲ新ナル入出庫トシテ當該欄ニ記載シ尙其ノ數
- 共同繭倉庫及共同乾繭所事業報告ニ關スル件

共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成關係規則

(第一號表ノ二)

量及寄託者數ヲ備考欄ニ記載スヘシ
繭以外ノ受寄物品目別入出庫數量

繭倉庫所在地
保管能力

品目	前月末現在數量	入庫數量	出庫數量	月末現在數量	備考
合計					

注意

- 一、支庫アル場合ニ於テハ本支庫毎ニ別表ニ作成シ更ニ本支庫ヲ合併シタル一表ヲ作成スヘシ
- 二、本支庫間又ハ支庫間ノ入出庫ニ付テハ其ノ數量ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 三、穀物ニ在リテハ俵及石(併記)ヲ(重量ヲ使用スルモノニアリテハ重量ヲ以テ示スコトヲ妨ケス)穀物以外ノ物品ニ在リテハ廣ク使用セラル、單位ヲ以テ表スヘシ
- 四、受寄物ノ損傷等ニ因リ其ノ月末現在數量カ前月末現在數量ト入出庫數量ノ差引トノ和ニ一致セサル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 五、受寄物ノ讓渡ニ因リ寄託者ニ變更アリタル場合ニハ新ナル入出庫トシテ當該欄ニ記載シ尙其ノ數量ヲ備考欄ニ記載スヘシ

(第二號表)

養蠶業者寄託繭販賣ノ仲立若ハ取次數量

販賣先別	蠶繭別	數量	寄託者數	價額	對一石價格			備考
					最高	最低	平均	
製絲業者	春蠶繭							
	夏秋蠶繭							
繭賣買業者	春蠶繭							
	夏秋蠶繭							
其ノ他	計							
	春蠶繭							
合計	計							
	夏秋蠶繭							

注意

- 一、本支庫ヲ合併シテ一表ニ作成スヘシ
共同繭倉庫及共同乾繭所事業報告ニ關スル件

共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成關係規則

- 二、寄託者數ハ延數ニアラス
- 三、販賣價額、對一石ノ價格及掛目ハ乾燥料、保管料其ノ他乾繭保管ノ爲ニ養蠶業者ノ負擔トナルヘキ金額ヲ控除シ眞ニ養蠶業者ノ收入トナルヘキ額ヲ記載スヘシ
- 四、對一石價格ノ平均ハ總價額ヲ總數量ニテ除シタルモノヲ記載スヘシ
- 五、掛目ノ平均ハ總荷口ノ平均ヲ記載スヘシ
- 六、數量ハ乾繭ノ重量及容量ヲ併記スヘシ
- 七、前年度産繭及玉繭屑繭等ノ販賣ノ仲立若ハ取次ヲ爲シタル場合ニ於テハ各別表ニ記載スヘシ
- 八、販賣組合又ハ販賣組合聯合會カ繭倉庫ノ經營主體タル場合ニ於テ其ノ販賣部ノ事業トシテ受寄繭ヲ販賣シタル場合ニ在リテモ本表ニ記載スヘシ

(第三號表)

繭證券發行件數及證券面繭數量

寄託者別	春蠶繭		夏秋蠶繭		合計	備考
	件數	數量	件數	數量		
養蠶業者		貫石		貫石		
製絲業者						
繭賣買業者						
其他						
合計						

注意

(第四號表)

繭又ハ其ノ證券ニ對スル貸付、償還ノ件數及金額並ニ貸付ノ利率及歩合

前月末現在	貸付		償還		本月末現在		貸付利率(日歩)	貸付歩合
	件數	金額	件數	金額	件數	金額		
春繭		貫石		貫石		貫石	厘	厘
夏秋繭							厘	厘
合計								

注意

- 一、本支庫ヲ合併シテ一表ニ作成スヘシ
- 二、貸付利率及貸付歩合ノ普通ハ貸付件數ノ最モ多キモノヲ記載スヘシ
- 三、販賣組合又ハ販賣組合聯合會カ販賣代金ノ前渡ヲ爲シタル場合ニ在リテモ本表ニ記載スヘシ
- 四、數量ハ乾繭ノ重量及容量ヲ併記スヘシ

(第五號表)

貸付資金ノ借入及償還ノ金額並ニ借入利率

借入先	前月末現在	借入金	償還金額	本月末現在	借入利率(日歩)	備考
	円	円	円	円	厘	
					厘	
					厘	
					厘	

共同繭倉庫及共同乾繭所事業報告ニ關スル件

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成關係規則

藪ノ重量及容量ヲ記載スヘシ
五、乾燥機ヲ藪ノ乾燥以外ニ使用シタル場合ニハ品目及數量ヲ藪取扱場ヲ藪ノ乾燥取扱以外ニ使用シタル場合ニハ其ノ用途及使用期間ヲ附記スヘシ

月報作成上ノ注意

月報ノ作成ニ付テハ月報様式記載ノ注意書ノ外左記事項ニ付注意スルコト

- 一、月報ニハ何月分ナルカヲ明記スルコト
- 二、月報中一部ノ表ニ付當該事項ナキ場合ニハ其ノ旨ヲ明記スルコト
- 三、寄託者數及委託者數ハ共同寄託及共同委託ヲ爲スモノニ付テハ其ノ代表者ヲ一人トシテ計上スルコト
- 四、當月月報ノ月末現在ト翌月月報ノ前月末現在トヲ一致セシムルコト
- 五、藪ノ數量ハ心ス容量ト重量トヲ併記シ單位ハ容量ニ在リテハ石、重量ニ在リテハ貫ニ止メ端數ハ四拾五入スルコト
- 六、藪ノ容量(石)ハ生藪十貫ヲ一石ニ換算スルカ如キコトヲ避ケ正確ナル樹廻リニ依リテ換算シタルモノヲ計上記載スルコト
- 七、第一號表ニ於テ受寄藪ニ付賣買契約成立シタルモ未タ代金ノ決済ヲ了セサル爲メ寄託者ノ名義ヲ變更セザ

十二、第一號表及第六號表ノ合併ニハ廻送ニ依ル寄託及受託數量ノ重複ヲ來ササル様注意スルコト

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則中改正ニ關スル件

大正十五年九月一日十五
農第一〇三六九號次官通牒

今般共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則中改正公布相成候處右ハ主トシテ農業倉庫業法及同法施行規則ノ改正ニ伴ヒ共同藪倉庫事業ノ主體中ニ産業組合聯合會ヲ加ヘ之カ助成金交付申請ノ手續ヲ定メ既ニ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者カ助成金交付ノ申請ヲ爲ス場合又ハ新ニ産業組合聯合會等ニ組織ヲ變更シタル場合ニ於ケル助成金交付申請ノ手續又ハ交付ノ許可ノ效力ニ付便宜ノ取扱ヲ爲シ助成金交付ノ許可ヲ受ケタル者ヨリ農林大臣ニ對スル届出事項ヲ追補スルト同時ニ認可申請ノ事項ヲ整理シ其ノ手續ヲ簡易ナラシメ他ノ法令ニ依リ地方長官ニ於テ認可權ヲ有スル事項ニ付テハ助成規則ニ依ル農林大臣ノ認可ハ之ヲ省略スルコトト致シタル次第ニ有之從テ共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者ノ中産業組合、産業組合聯合會、町村農會、郡農會、市農會、同業組合及同業組合聯合

共同藪倉庫及共同乾藪裝置助成規則中改正ニ關スル件

ルモノト雖モ事實上所有權ノ移轉アリタルモノト認メ得ルモノニ付テハ讓渡ニ因リ寄託者ニ變更アリタル場合ニ於ケルト同様ノ取扱ヲ爲シ之ヲ新ナル出入庫トシテ當該欄ニ記載シ尙其ノ數量及寄託者數ヲ備考欄ニ記載スルコト

- 八、前項ニ該當スルモノハ販賣ノ仲立若ハ取次ヲ了シタルモノト看做シ賣買契約ヲ成立シタル月ニ之ヲ第二號表ニ記載シ其ノ數量販賣價格及未收代金額ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 九、第二號表ノ備考欄ニハ販賣先名ヲ記載スルコト
- 十、第六號表仕上數量若ハ倉庫送數量中ニ前月受託ノモノアリ又ハ當月受託シタルモノコレヲ翌月ニ仕上ヲ爲シ若ハ倉庫送りヲ爲シタルモノアリテ表中ノ關係數字カ符號セサルコトアル場合ニハ其ノ旨ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 十一、第六號表ニ於テ甲ノ乾藪所ニテ受託シタル藪ヲ乙ノ乾藪所ニ廻送シテ仕上ケタル場合ニハ相方ノ備考欄ニ其ノ旨及數量ヲ明記スルコト

會ノ定款又ハ會則ノ變更及右ノ者ニシテ農業倉庫業法第六條ノ認可ヲ受ケタル者ノ業務規程ノ變更ニ對シテハ産業組合法、農會法重要物產同業組合法及農業倉庫業法並之等法律ノ施行規則ニ依ル貴官ノ認可ヲ以テ足ルコトト相成候得共一面共同藪倉庫及共同乾藪事業ニ對シテハ今後共十分ニ當省方針ノ徹底ヲ期シ事業ノ遂行ニ遺憾ナカラシムル要アリ付テハ右ノ場合ニ於ケル認可ニ際シテハ必ス豫メ農林大臣ノ承諾ヲ受ケラレ之ニ依リ認可アリタル場合ニハ其ノ旨ヲ農林大臣ニ報告シ尙左記事項ニ付テモ注意相成度右特ニ及通牒候也

記

一、共同藪倉庫及共同乾藪裝置計畫ニ付テハ必ス計畫ノ際ヨリ當省ニ打合セラルヘキコト(從來動モスレハ當省助成方針ニ拘ラス計畫者自身ニ於テ又ハ之カ指導ヲ爲ス府縣ニ於テ共同藪倉庫及共同乾藪裝置設備ノ位置、箇所數、配置等ヲ獨斷決定シ之ニ基キテ組合會社等經營主體ヲ組織シタル上始メテ當省ニ打合ヲ爲シ又ハ助成金交付ノ申請ヲ爲シタル向アリ右ハ其ノ計畫及助成ニ支障ヲ來ス場合多キヲ以テ計畫ノ當初ヨリ必ス當省ニ十分ノ打合ヲ爲シ計畫事業ノ遂行上遺憾ナキヲ期セラルヘシ)

二、事業ノ計畫及施行ノ任ニ當ルヘキ役員、支配人ノ適否

共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成關係規則

ハ前ニモ通牒置ノ通事業ノ成敗ニ關スル重要ノ事項ナルヲ以テ眞ニ事業ノ目的ヲ達成スル上ニ於テ内外ニ對シ遺憾ナキ者ヲ選任セシムヘキコト(從來此ノ點ニ付遺憾ナシトセサル向アリ助成金交付申請書進達ノ際ニハ必ス其ノ經歷、性行、役員又ハ支配人トシテノ適否等ニ付十分ノ調査ヲ遂ケラレ其ノ調査ヲ添付セラルヘキハ勿論ナルモ其ノ選任後ニ於テハ不適者ノ改任ハ容易ナラサル場合ナシトセサルヘキヲ以テ之ニ付テモ出來得ル限り初メヨリ當初ニ打合セラルヘシ)

共同繭倉庫及共同乾繭裝置事業計畫ニ關スル件

昭和三年三月十五日三蠶第六一〇號次官通牒

乾繭取引ノ獎勵ニ伴ヒ共同繭倉庫及共同乾繭裝置ノ設置ヲ計畫スル者漸次多キヲ加ヘツツアルノ傾向ニ有之レカ計畫ニ際シテハ豫メ當省ニ打合セ相成度旨屢々及通牒置候處從來動モスレハ計畫者自身ニ於テ又ハ之レカ指導ヲ爲ス府縣ニ於テ獨斷ニ計畫ヲ樹立シ之ニ基キテ組合會社等ノ經營主體ヲ組織シタル上始メテ當省ニ打合セテ爲シ又ハ助成金交付申請ヲ爲シ來ル向アリ右ハ其ノ計畫及助成ニ支障ヲ來ス場合多キヲ以テ屢次ノ通牒ノ趣旨履行相成度尙ホ產業組

燥能力及最近一ケ年繭ノ取扱數量

一〇、地區内金融機關ニシテ乾繭ニ對スル金融ニ利用シ得ヘキモノノ所在地、名稱、資本金額

一一、地方廳ニ於テ乾繭取引ノ指導ニ關スル方針及之ニ對シ別ニ獎勵計畫アラハ其ノ計畫

乾繭販賣組合ト製絲販賣組合

ニ關スル件

昭和五年十二月十六日五蠶局第四八〇號蠶絲農務兩局長通牒

共同繭倉庫及共同乾繭裝置ノ助成ニ關シテハ乾繭取引ヲ行フ產業組合ヨリ助成金申請アリタル際ニハ特ニ組合員ノ乾繭取引ニ對スル決心ノ外之ニ對スル地方廳ノ意見ト方針トヲ訊シ且ツ組合製絲ト地域ヲ重複スルカ如キ場合ニハ兩種組合ノ併立ニ依リテ生スル相互ノ事業ノ不安定ヲ避ケル爲助成セサルコトト致シ居ル當省ノ方針ハ既ニ御諒知ノコトト存候然ルニ近來乾繭組合ト地域ヲ重複スル組合製絲ヲ設立スル計畫現ハレ或ハ地方廳ニ於テ之ヲ認可セラルル向モ有之候處右ハ兩種組合ノ基礎ヲ固クスル所以ニ無之候ニ付篤ト御留意相成度爲念及通牒候也

共同繭倉庫及共同乾繭裝置事業計畫ニ關スル件
乾繭販賣組合ト製絲販賣組合ニ關スル件
共同繭倉庫ニ製絲事業ヲ認ムルノ件

合組織ノモノニアリテハ特ニ之レカ指導上遺憾ナキヲ期スルノ要有之候條爾今之レカ計畫者アル場合ハ經營主體組織前左記書類添附ノ上必ス當省ニ打合セ相成度此段及通牒候也

記

- 一、定款、業務規程、農業倉庫業務規程
- 二、職業別組合員數見込及出資口數見込
- 三、最近區域内養蠶戶數
- 四、最近區域内產繭額及組合員產繭額
- 五、組合員乾繭取引數量見込及組合員外ノ繭倉庫利用數量見込
- 六、繭倉庫及乾繭裝置設置豫定場所、繭倉庫坪數、保管能力、乾繭機一晝夜ノ本乾燥能力
- 七、起業費ノ内譯及起業費財源ノ内譯
- 八、區域内若ハ附近ニ同一目的又ハ繭若ハ生絲ノ販賣ヲ爲ス產業組合又ハ其ノ聯合會ノ有無、若シアリトセハ其ノ所在地、名稱、區域、最近一ケ年ノ繭取扱數量、養蠶業者タル組合員數及彼此組合關係
- 九、區域内ニ產業組合以外ノ繭市場、乾繭所及繭倉庫ノ有無、若シアリトセハ其ノ所在地、名稱、市場設備ノ概要、倉庫ノ延坪數及保管能力、乾繭機一晝夜ノ本乾燥

合製絲ニ變更シ若ハ其ノ兼營ヲ爲サムトスルモノ有之候處右ニ付テハ慎重ニ處置セシムル要可有之候ニ付此ノ點ニ付テモ御注意相成度尙乾繭組合ノ地域内ニ組合製絲ノ設立計畫有之場合ハ豫メ本省ト打合相成度申添候

共同繭倉庫ニ製絲事業ヲ認ムルノ件

ノ件

昭和七年五月十八日七蠶第二六五五號次官通牒

當省助成ノ乾繭取引團體ニ於テ製絲兼營方ニ付豫テ希望申出ノ向尠カラス右ニ關シテハ尙考慮スヘキ點有之一般的ニハ方針變更致シ難キ次第ニ候處該助成團體中昨今ノ農村不況ニ伴ヒ團體員ノ產繭處理上製絲兼營ニ依ラサルヲ得サル事情ニ即面シ且兼營事業トシテ嗟歎ノ虞ナキモノニ限リ此際臨機ノ處置トシテ承認スルモ已ムヲ得サル儀ト被存候ニ付テハ貴管下助成乾繭取引團體ニシテ前記ニ該當スルモノ有之候ハベ其事情及計畫並ニ之ニ關スル貴官ノ意見ヲ具シ豫メ當省ト打合セテ了セラレタル上定款變更其他一切ノ實行手續ニ入ラシムル様取計ハレ度尙實施後ニ於ケル指導監督ニ付テ遺憾ナキ様配意相成度依命此段及通牒候也

三 繭檢定事業助成關係規則

繭檢定事業助成要項

昭和六年六月三十日六蠶第
二五二四號次官依命通牒

繭取引ノ公正ト繭絲品質ノ改善トヲ圖リ農村振興ニ資スル
爲昭和六年度ヨリ十ヶ年間ノ豫定ヲ以テ道府縣ノ繭檢定事
業ニ對シ別記繭檢定事業助成要項ニ依リ助成金ヲ交付スル
コトト相成候ニ付御了知ノ上當省施設ノ目的ヲ達成スル様
御配意相成度依命此段通牒候也

繭檢定事業助成要項

- 第一 農林大臣ハ繭絲ニ依ル繭ノ檢定事業ヲ獎勵スル爲本
要項ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス
- 第二 助成金ハ道府縣繭檢定所（道府縣蠶業試驗場ヲ含ム
以下同ジ）ニ於テ繭絲ニ依ル繭ノ檢定ヲ行フニ必要ナル
建物、工作物又ハ器具機械ノ新設、増設、改設又ハ買入
ニ要スル費用ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ道府縣ニ交付ス
- 第三 助成金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ノ
書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベ
シ
- 一 様式第一號ニ依ル事業計畫書

繭檢定事業助成要項

- 二 様式第二號ニ依ル設備要領書
 - 三 様式第三號ニ依ル費用豫算書
 - 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命
ズルコトアルベシ
 - 第四 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣第三ノ書類ニ記
載シタル事項ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林
大臣ノ認可ヲ受クベシ
 - 第五 助成金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣助成金ノ交付ヲ
請求セントスルトキハ工事完成又ハ物件買入終了後様式
第四號ニ依ル費用精算書ヲ添附シ請求書ヲ農林大臣ニ提
出スベシ
 - 第六 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助
成金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル助成金ノ全
部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ
 - 一 本要項又ハ助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
 - 二 事業ノ施行方法不適當ト認メタルトキ
- 附 則
- 第三中二月末日迄トアルハ昭和六年度ニ限り八月三十一日
迄トス

繭檢定事業助成關係規則

二 建物ノ圖面(各階平面圖、建圖及斷面圖)及仕様書別紙(各二通)ノ通
注意

- 一、支所アル場合ニ於テハ本所及各支所毎ニ之ヲ作成スルコト
- 二、改設ヲ爲サントスル建物ノ圖面ハ改設前ノモノ及改設後ノモノヲ添付スルコト
- 三 工作物及器具機械ノ種類及員數

種	類	員	數	備	考
計					

- 注意
- 第一項ノ注意ニ準ズルコト
 - 四 繰絲機、煮繭鍋、揚返機及乾繭機ノ圖面別紙(各二通)ノ通
 - 注意
 - 第二項ヘ注意ニ準ズルコト
 - 五 竣工又ハ買入豫定年月

第三號

費用豫算書

一 建物

種	類	員數	單價	金額	備	考
計			円	円		

二 工作物及器具機械

種	類	員數	單價	金額	備	考
計			円	円		

- 三 總計金額
- 注意
- 一、支所アル場合ニ於テハ本所及各支所毎ニ之ヲ作成スルコト
 - 二、申請年度ニ於テ助成ヲ受ケントスル建物、工作

第四號

費用精算書

一 建物

種	類	員	數	豫算額	精算額	増比	減較	備	考
計			平方米	円	円				

- 物及器具機械ニ付テノミ之ヲ記載スルコト
- 三、建物ノ員數欄ニハ延面積ヲ記載スルコト
 - 四、建物ニ付テハ備考欄ニ構造ノ種類及各階面積ヲ記載スルコト
 - 五、再繰機ニ付テハ備考欄ニ名稱及窓數ヲ記載スルコト
 - 六、「セリアレーン」ニ付テハ備考欄ニ名稱及手捲又ハ動力附ノ別ヲ記載スルコト
 - 七、水分検査機ニ付テハ備考欄ニ名稱及熱源ノ種類ヲ記載スルコト
 - 八、乾繭機ニ付テハ備考欄ニ名稱及一晝夜ノ本乾燥

- 能力ヲ記載スルコト
- 九、汽罐ニ付テハ備考欄ニ名稱、罐胴ノ長サ及徑並ニ常用壓力ヲ記載スルコト
 - 十、煙突ニ付テハ備考欄ニ構造ノ種類、高サ及徑ヲ記載スルコト
 - 十一、「タンク」及貯水池ニ付テハ備考欄ニ構造ノ種類及容量ヲ記載スルコト
 - 十二、「ポンプ」ニ付テハ備考欄ニ名稱、手押又ハ動力附ノ別及一秒間ノ揚水量ヲ記載スルコト
 - 十三、前各號ノ外備考欄ニ新設、増設、改設又ハ買入ノ別ヲ記載スルコト

二 工作物及器具機械

繭檢定事業助成要項

種	類	員	數	豫算額	精算額	比		備	考
						増	減		
計									
三 總計金額									
豫	算	額	精	算	額	増	比	減	較
		円		円		円		円	

注意

- 一、支所アル場合ニ於テハ本所及各支所毎ニ之ヲ作成スルコト
- 二、助成金交付ノ許可ヲ受ケ竣工又ハ買入ヲ了シタル建物、工作物及器具機械ニ付テノミ之ヲ記載スルコト
- 三、種類及員數欄ニハ申請書添附ノ費用豫算書(變更認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ變更後ノ費用豫算書)ニ記載シタル種類及員數ヲ記載スルコト
- 四、備考欄ニハ新設、増設、改設又ハ買入ノ別ヲ記載スルコト

繭檢定所設備標準

昭和六年七月一日六蠶局第二九二號通牒

當省新規施設トシテ本年度ヨリ施行スヘキ繭檢定事業ノ助成ニ關シテハ農林次官ヨリ依命通牒相成候處右通牒添附助

成要項ニ依リ助成スヘキ檢定所ノ工作物及器具、機械ノ種類構造等ニ付テ別記「繭檢定所設備標準」ニ依ルコトニ相成候條御了知相成度尙地方繭檢定機關ニ關シ今般新ニ農林省令ヲ以テ「道府縣繭檢定所規程」ヲ制定スルト共ニ「道府縣蠶業試驗場規程」ヲ改正セラレ候處右ハ地方ニ於ケル繭

檢定事業ハ原則トシテ右檢定所規程ニ依ル繭檢定所ヲシテ行ハシメ特別ノ事情アル場合ニ限り道府縣蠶業試驗場ニ於テ行フコトヲ認ムルノ趣旨ニ有之候條併テ御了知相成度此段及通牒候也

繭檢定所設備標準

- 第一 助成スベキ工作物及器具機械ノ種類
 繰絲機、煮繭鍋、滲透鍋、生絲揚返機、生絲整理器、再繰機、生絲檢查機、生絲檢查用照明裝置、生絲檢查用標準寫眞、乾繭機、秤、樹、濕度計、湯溫計、廻轉計、ストツプウオツチ、カウンター、選繭器、汽罐、原動機、煙突、給水裝置、蒸氣管裝置、動力傳導裝置
- 第二 助成スベキ繭檢定所ノ繰絲機、生絲揚返機及乾繭機
- 第三 助成スベキ繭檢定所ノ設備標準(三十釜ノ場合)

ノ構造標準

- 一 繰絲機ハ「ケンネル」式煮繰分業五緒繰トシ各窓毎ニ廻轉ヲ調節シ得ル構造ナルコトヲ要シ浮繰機ニ在リテハ自働索緒機ヲ裝置シタルモノナルコト
- 二 生絲揚返機ハ四廻揚トシ普通機ノ外自働停止裝置及廻轉計附機ヲ設備スルコト但シ自働停止裝置及廻轉計附機ノミヲ設備スルモ可ナルコト
- 三 乾繭機ハ
 (イ) 檢定供用繭ヲ袋詰ノママ乾燥スルニ適スル構造ナルコト
 (ロ) 換氣ノ完全ナルコト
 (ハ) 乾燥程度ニ不同ヲ生スル虞ナキモノナルコト

種	類	員	數	附	屬	品	備	考
繰	絲	機	三〇	小	小	六〇〇		
				梓	心			
				軸	一			
				窓	ニ			
				付	四			
				種	宛			
煮	繭	鍋	一六	小	桶	六〇		
				如	露			
滲	透	鍋	四	繭	揚	器		
				三	配	繭		
				器				
生	絲	揚	返	機				
				機				
				機				
普	通	機	二〇	大	梓	六〇		

繭檢定所設備標準

浮繰分業ノ場合ニ限リ設備スルコト
 自働停止裝置及廻轉計附機ノミ設備スル場
 合ニハ三〇窓ニテ足ルコト

カ ウ ン タ ー	ス ト ッ プ ウ オ ツ チ	廻 轉 計	湯 温 計	濕 度 計	樹	秤	檢 位 衡	檢 尺 器	生 絲 水 分 檢 査 機	生 絲 檢 査 用 標 準 寫 眞	生 絲 檢 査 用 照 明 裝 置	セ リ ブ レ ー ン	再 繰 機	生 絲 整 理 機	自 働 停 止 裝 置 及 廻 轉 計 附 機
四	二	一	五	四	三	三	二	三	三	四	一	一	一	一	一 二
											ス タ ン ド	黒 モ ー タ ー 板 一 五	フ ワ リ ン		大 枱
											一	一 五 一 ス タ ン ド	一 五 〇		四 八
											水 平 垂 直 兩 裝 置		一 〇 窓	括 箱 絲 捻 器 鈎 針	
						臺 秤 一 四 分 ノ 一 天 秤 一				イ ー ブ ン ネ ス ク リ ー ン ネ ス ニ ー ト ネ ス 各 一					生 絲 秤 量 秤 一
						一 〇 立 一	二 立 一	一 立 一		豫 備 室 附 電 熱					

擴 大 鏡	選 繭 器	汽 罐	煙 突	原 動 機	給 水 裝 置	蒸 氣 管 裝 置	動 力 傳 導 裝 置
一	一	一	一	二	一	一	一
		多 管 式 罐 胴 徑 四 尺 長 一 五 尺 常 用 壓 力 八 〇 封 度		モ ー タ ー 各 一 馬 力 一 臺 ハ レ ヂ ユ ー サ ー 附	貯 水 池 タ ン ク ポ ン プ 配 管 等 一 切		

四 製絲業共同施設獎勵關係規則

製絲業共同施設獎勵規則

昭和七年九月二十四日農林省令第二十四號

第一條 農林大臣ハ製絲業法第一條ニ規定スル製絲業者ノ共同施設ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ前條ノ製絲業者ガ共同施設ヲ爲ス目的ヲ以テ組織スル法人又ハ組合ノ施設スル器械生絲ノ揚返、東裝、荷造、検査又ハ販賣ニ必要ナル建物、工作物又ハ器具機械ノ新設、増設、改設又ハ買入ニ要スル費用ニ對シ之ヲ交付ス

第三條 獎勵金ノ額ハ前條ノ費用ノ二分ノ一以内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 設備要領書

三 費用豫算書

四 定款又ハ規約

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者工事ニ著手シタル

製絲業共同施設獎勵規則

トキ及工事ヲ完了シ又ハ物件ノ買入ヲ了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第六條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事又ハ買入物件ニ付農林大臣ノ指定シタル者ノ検査ヲ受クベシ

第七條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者工事ノ仕様ニ重要ナル變更ヲ加ヘ又ハ買入物件ノ變更ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ工事完了又ハ物件買入終了後請求書ニ精算書ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第九條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業計畫書ニ記載シタル目的ニ從ヒ其ノ設備ヲ使用スルコトヲ要ス

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ廢止シ又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケテ施設シタル物件ニ重要ナル變更ヲ加ヘ若ハ之ヲ讓渡セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

一 定款又ハ規約ヲ變更シタルトキ

二 事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ開始シタルトキ

三 代表者ニ變更アリタルトキ

第十二條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ每事業年度經過後
遲滞ナク事業報告書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提出スベ
シ

第十三條 農林大臣又ハ地方長官ハ必要アリト認ムルトキ
ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シ何時ニテモ其ノ事業
ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ事業執行若ハ財
産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコト
ヲ得

第十四條 前五條ノ規定ニ依ル義務ノ存續期間ハ獎勵金ノ
交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間トス

第十五條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長
官ヲ經由スベシ

第十六條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル者又ハ獎勵金ノ交
付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農
林大臣ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル
獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
一 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル
トキ
二 獎勵金ノ交付ノ條件ニ違反シタルトキ
三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第四條中二月末日迄トアルハ昭和七年度ニ限り十月三十一
日迄トス

製絲業共同施設獎勵ニ關スル件
昭和七年九月二十四日附錄
第四五一九號次官依命通牒

本邦ノ製絲業ハ中小規模ノ工場所在ニ分散シ之カ經營基礎
概ネ堅實ヲ缺キ斯業ノ統制ヲ亂リ其ノ改善ヲ阻クル所少ナ
カラサルヲ以テ之等中小製絲工場ニ對シ事業ノ共同經營ヲ
獎勵スルハ實ニ中小製絲工場ノ經營ヲ改善スルノミニ止マ
ラス延テハ製絲業全般ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ緊
要ナル事項ニ有之政府ハ本年度ヨリ製絲業共同施設獎勵計
畫ヲ樹テ今回之カ實施ノ爲製絲業共同施設獎勵規則ヲ制定
公布セラレ候ニ付テハ左記事項御了知ノ上本施設ノ目的達
成ノ爲御配意相成度依命此段及通牒候也

追テ貴管下ニ於テ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者アル場
合ニハ其ノ計畫書ヲ具シテ豫メ當省ト打合セラレテラレ
タル上具體的ノ實行手續ニ入ラシメラレ度尙申請書ヲ受
理シタルトキハ之ニ意見書ヲ添ヘ進達相成度申添候

一 獎勵金ハ左ノ條件ヲ具備スル共同施設ニ對シ之ヲ交付

スルコト

- (一) 特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外繰絲機ノ釜數百五十
釜以下ノ製絲工場ヲ以テ其ノ所屬工場トスルモノニシ
テ其ノ所屬工場ノ繰絲機ノ總釜數ハ三百釜以上ナルコ
ト
 - (二) 生絲ノ製造設備相互ニ統一セル製絲工場ヲ以テ其ノ
所屬工場トスルモノナルコト
 - (三) 所屬工場ニ於テ製造シタル生絲ニ付揚返、束裝、荷造
又ハ検査ヲ爲シタル上之ヲ共同販賣スルモノナルコト
 - (四) 所屬工場ノ原料繭統一ニ關スル施設ヲ行フモノナル
コト
- 二 事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト
- (一) 名稱及事務所
 - (二) 施設ノ目的及種類
 - (三) 所屬工場ノ名稱、所在地、繰絲機ノ釜數及一箇年ノ
生絲製造數量
 - (四) 揚返機ノ窓數
 - (五) 一箇年ノ生絲取扱數量
 - (六) 所屬工場ノ繰絲機及煮繭機ノ圖面(揚返ヲ共同セザ
ル場合ニハ揚返機ノ圖面ヲモ添付スルコト)
 - (七) 建物ノ種類及面積並ニ工作物及器具機械ノ種類及員
數
- 製絲業共同施設獎勵ニ關スル件

數(既設、新設、増設、改設及買入ニ區分シ一切ノ設
備ニ付之ヲ記載スルコト)

- (八) 起業費ノ收支概算
- (九) 事業費ノ收支概算
- (十) 原料繭統一ニ關スル施設
- (十一) 生絲ノ束裝及荷造ノ方法
- (十二) 生絲販賣方法及販賣代金分配方法
- (十三) 設備要領書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト(獎勵金ノ交
付ヲ受ケントスル設備ニ付テノミ之ヲ記載スルコト)
- (一) 工場ノ所在地
- (二) 敷地ノ面積
- (三) 建物ノ種類、面積及圖面(各階平面圖、建圖及斷面
圖)並ニ仕様書(新設、増設、改設及買入ノ別ヲ明記
スルコト)
- (四) 工作物及器具機械ノ種類及員數(新設、増設、改設
及買入ノ別ヲ明記スルコト)
- (五) 揚返機ノ圖面
- (六) 起工豫定年月
- (七) 竣工又ハ買入ノ豫定年月
- (八) 費用豫算書ニハ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル建物、工
作物及器具機械ニ付其ノ種類、面積又ハ員數、單價及金
額

製絲業共同施設獎勵關係規則

(六) 所屬工場ノ繰絲機及煮繭機ノ圖面
別紙添附ノ通り

(七) 建物ノ種類及面積並工作物及器具機械ノ種類及員數

(イ) 建物

種	類	面	積	備	考
			坪		
計					

注意

一、一切ノ建物ニ付記載スルコト
二、備考欄ニハ既設、増設、改設及買入ノ別並構造ノ概要ヲ記載スルコト
工作物及器具機械

品	目	員	數	備	考
計					

(九) 事業費ノ收支概算

(イ) 収入

科	目	金	額	備	考
			円		
計					

(ロ) 支出

科	目	金	額	備	考
			円		
計					

製絲業共同施設獎勵規則ニ依ル様式ニ關スル件

注意

前項ニ準ジ記載スルコト

(八) 起業費ノ收支概算

(イ) 収入

科	目	金	額	備	考
			円		
計					

(ロ) 支出

科	目	金	額	備	考
			円		
計					

(十)(十一)(十二) 原料繭統一ニ關スル施設
生絲ノ束裝及荷造ノ方法
生絲ノ販賣方法及販賣代金分配方法
設備要領書

(一)(二)(三) 工場ノ所在地
敷地ノ面積
建物ノ種類、面積及圖面並仕様書

種 類 面 積 備 考

種	類	面	積	備	考
			坪		
計					

圖面及仕様書別紙添附ノ通

注意

一、本項ニハ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル建物ニ付テノミ記載スルコト
二、備考欄ニ新設、増設、改設及買入ノ別並構造ノ概要ヲ記載スルコト

計									
三、總計金額									
豫算額	精算額	比	増	減	較				
円	円	円	円	円	円				

注意

- 一、獎勵金交付ノ許可ヲ受ケ竣工又ハ買入ヲ了シタル建物、工作物及器具機械ニ付テノミ之ヲ記載スルコト
- 二、種類及員數欄ニハ申請書添付ノ費用豫算書(變更認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ變更後ノ費用豫算書)ニ記載シタル種類及員數ヲ記載スルコト

第三編 主要關係團體定款並ニ諸規程

一 蠶絲業組合法ニ依ル團體

全國養蠶業組合聯合會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ道府縣養蠶業組合聯合會及道府縣ノ區域ヲ地區トスル養蠶業組合ノ聯絡ヲ圖リ其ノ共同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一 蠶品種ノ統一ニ關スル施設
- 二 養蠶業ノ指導獎勵ニ關スル施設
- 三 繭ノ取引方法ノ改善ニ關スル施設
- 四 養蠶業ニ關スル研究及調査
- 五 養蠶業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
- 六 會報ノ發行
- 七 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設

第三條 本會ハ全國養蠶業組合聯合會ト稱ス

第四條 本會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依ル

第五條 本會ノ事務所ハ東京市ニ置ク

第六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第七條 本會ハ事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

全國養蠶業組合聯合會會則

會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一 會員ノ名稱及事務所

二 經費賦課ノ基礎ト爲ルベキ事項

三 議員及豫備議員ノ配當數

會員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ會長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ

第八條 日本中央蠶絲會ニ於テ養蠶業ニ關スル統制施設ヲ

議決シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本會ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス

第九條 本會ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 本會ハ會員ニ對シ養蠶業ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 會員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本會ニ其ノ旨届出ツベシ第七條第二項第一號又ハ

第二號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第二章 役員及職員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- | | |
|-----|----|
| 會長 | 一人 |
| 副會長 | 一人 |
| 評議員 | 九人 |

第十三條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ第十五條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得

役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十六條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十七條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

會長ハ副會長ヲシテ左ノ事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

- 一 庶務ニ關スル事項
- 二 參百圓未満ノ金錢ノ收支ニ關スル事項

若千人

主事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ管掌ス

參事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處理ス

技師及技手ハ會長ノ命ヲ受ケ技術ニ從事ス

參事補ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ニ從事ス

第二十二條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給及旅費ヲ支給ス

第二十三條 本會ノ事業ニ關シ特別審議ヲ要スル場合ハ委員ヲ設クルコトヲ得

委員ノ選任、解任及委員會ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第三章 會議

第二十四條 本會ニ總會及評議員會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ、評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十五條 議員及議員事故アル場合之ニ代ハルベキ豫備議員ハ會員タル養蠶業組合聯合會又ハ養蠶業組合ニ於テ之ヲ選任ス

議員ノ定數ハ本會成立ノ日ノ屬スル事業年度ヨリ起算シ每四事業年度ヲ一期トシ各期ニ付左ノ標準ニ依リ各會員ニ配當シタルモノノ合計トス

一 會員タル養蠶業組合聯合會又ハ養蠶業組合ノ地區内

全國養蠶業組合聯合會會則

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ竝ニ會務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

會長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

- 一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項
- 二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項
- 三 寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十九條 會長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十條 役員ハ名譽職トス 役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第二十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事 一人

參事 若干人

技師 若干人

參事補 若干人

ニ存スル養蠶實行組合數一千組合未満ニ付一人トシ同一千組合以上ノ部分ニ付一千組合又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一人ヲ増加ス但シ一會員ニ付三人ヲ超ユルモノニ在リテハ之ヲ三人トス

前項ノ養蠶實行組合數ハ當該期ノ直前ノ事業年度ノ十二月三十一日現在ニ依リ之ヲ定ム但シ第一期ニ在リテハ本會成立ト同時ニ會員ト爲リタル養蠶業組合聯合會又ハ養蠶業組合ニ付テハ昭和七年一月十九日現在ニ依リ、本會成立後會員ト爲リタル養蠶業組合聯合會又ハ養蠶業組合ニ付テハ其ノ聯合會又ハ組合ノ成立當時ノ現狀ニ依ル

前二項ノ規定ハ豫備議員ニ付之ヲ準用ス

豫備議員二人以上アル場合ニ於テ議員事故アルトキ之ニ代ハルベキモノノ順位ハ會員タル養蠶業組合聯合會又ハ養蠶業組合ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二十六條 會員ハ議員又ハ豫備議員ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遲滞ナク之ヲ本會ニ届出ヅベシ

第二十七條 第十七條及第二十條ノ規定ハ議員及豫備議員ニ之ヲ準用ス

第二十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 收支豫算
 - 二 經費ノ分賦收入方法
 - 三 繭ノ生産調節ニ關スル施設並ニ繭ノ販賣數量及販賣價格ノ統制ニ關スル施設
 - 四 事業報告及收支決算
 - 五 借入金
 - 六 基本財産ノ造成、管理及處分
 - 七 會則ノ變更
 - 八 役員ノ選任及解任
 - 九 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任
 - 十 事業施行ニ關スル規程
- 第二十九條 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本會ノ役會又ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス
- 本會ハ正當ノ事由アルトキハ前項ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得
- 第三十條 總會ハ會長之ヲ招集ス
- 第三十一條 總會ハ通常總會及臨時總會トス
- 通常總會ハ毎年十一月又ハ十二月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
- 一 會長必要ト認ムルトキ
 - 二 總會ヲ組織スル者其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ

得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ヲ招集ヲ請求シタルトキ

三 評議員ガ會務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テ會長正當ノ事由ナクシテ二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第三十二條 總會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ三週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スベシ

前項ノ期間ハ臨時緊急ヲ要スル場合ニ在リテハ之ヲ二週間迄短縮スルコトヲ得

第三十三條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 總會ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ會長及副會長共ニ事故アルトキ、蠶絲業組合法第六十八條ノ規定ニ依リ準用スル同法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合又ハ本會則第三十一條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ招集シタル場合ニ於テハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

- 第三十五條 總會ノ議事ハ法令及本會則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
 - 第三十六條 第二十八條第三號、第七號及第八號ニ掲ゲル事項ハ總會ニ於テ總會ヲ組織スル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス
 - 第三十七條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ會長ハ書面ヲ以テ總會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ二週間ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ期限内ニ到達セザル意見ハ採決ノ數ニ加ヘザルモノトス
- 第三十八條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本會則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
- 第三十九條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス
- 一 開會ノ日時及場所
 - 二 總會ヲ組織スル者ノ數
 - 三 出席者數
 - 四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及贊否ノ數

第四十條 左ニ掲グル事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス

- 一 第十八條第五項各號ニ掲グル事項
- 二 會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第四十一條 評議員會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一 會長必要ト認メタルトキ
- 二 評議員三人以上ヨリ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ事由ヲ示シ評議員會ノ招集ヲ請求シタルトキ

會長必要ト認ムルトキハ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ評議員會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第四十二條 評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル但シ會務執行及財産ノ狀況ノ監査ニ關スル事項ヲ議スル場合ニ在リテハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第四十三條 評議員會ハ評議員過半數出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第四十四條 第三十條、第三十五條及第三十九條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第四章 會計

第四十五條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依リ賦課スルモノトス

- 一 平等制
- 二 養蠶實行組合數割
- 三 養蠶實行組合ノ組合員數割
- 第四十六條 本會ハ左ニ掲グル事項ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
 - 一 器具、機械又ハ設備ノ使用
 - 前項ノ使用料ニ關スル規程ハ總會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
- 第四十七條 經費又ハ使用料ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ
- 第四十八條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得
- 第四十九條 本會ハ基本財産ヲ設ク
 - 支途ヲ特定セザル寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス
 - 基本財産ノ造成、管理及處分ニ關スル規程ハ總會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム
- 第五十條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ
 - 一 財産臺帳
 - 二 經費徵收原簿
 - 三 出納簿

- 四 歳入歳出整理簿
 - 五 借入金臺帳
 - 六 備品臺帳
 - 第五十一條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス但シ總會ノ決議ニ依リ其ノ一部ヲ基本財産ニ繰入ルルコトヲ得
 - 第五十二條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス
- 第五章 過怠金
- 第五十三條 會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ過怠金ヲ課ス
 - 一 本會ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ
 - 二 本會ノ事業ノ執行ヲ妨ゲタルトキ
 - 會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ過怠金ヲ課ス
 - 一 第十條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ
 - 二 第四十七條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期日迄ニ之ヲ完納セザルトキ
- 第五十四條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第六章 解散
- 第五十五條 本會ノ解散ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アル

コトヲ要ス

- 第五十六條 本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス
- 第五十七條 清算人ハ就任後遲滞ナク財産目錄ヲ作成シ之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ
- 第五十八條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ總會ニ提出シ其ノ旨報告スベシ

全國蠶種業組合聯合會會則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ蠶種業組合ノ聯絡ヲ圖リ其ノ共同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 蠶品種ノ統一ニ關スル施設
 - 二 蠶種製造ノ指導獎勵ニ關スル施設
 - 三 蠶種ニ關スル研究及調査
 - 四 蠶種製造業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
 - 五 前各號ニ掲グルモノノ外蠶種業組合ノ聯絡ヲ圖リ其ノ共同ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設
- 第三條 本會ハ全國蠶種業組合聯合會ト稱ス
- 第四條 本會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依ル

全國蠶種業組合聯合會會則

第五條 本會ノ事務所ハ東京市ニ置ク

- 第六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
 - 第七條 本會ハ事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ置クモノトス
 - 一 會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス
 - 一 會員ノ名稱及事務所
 - 二 經費賦課ノ基準ト爲ルベキ事項
 - 三 議員及豫備議員ノ配當數
 - 會員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ會長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ
 - 第八條 日本中央蠶絲會ニ於テ蠶種製造業ニ關スル統制施設ヲ議決シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本會ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス
 - 第九條 本會ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第十條 本會ハ會員ニ對シ蠶種製造業ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
 - 第十一條 會員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本會ニ其ノ旨届出ヅベシ第七條第二項第一號又ハ第二號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ
- 第二章 役員及職員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 會長 一人
- 副會長 二人
- 評議員 十二人

第十三條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第十五條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十六條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十七條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第二十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

- 主事 一人
- 參事 若干人
- 技師 若干人
- 參事補 若干人
- 技手 若干人

主事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス

參事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス

技師及技手ハ會長ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

參事補ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十二條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給、旅費及退職給與金ヲ支給ス

第二十三條 本會ノ事業施行上ニ關スル諮詢ヲ爲ス爲顧問ヲ置ク

顧問ハ評議員會ニ諮問シ會長之ヲ囑託ス

第二十四條 本會ノ事業執行ニ關シ特別ニ審議ヲ要スル場合ハ委員ヲ置クコトヲ得

委員ノ選任、解任及委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 會議

第二十五條 本會ニ總會及評議員會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ評議員會ハ評議員ヲ以

全國蠶種業組合聯合會會則

會長ハ副會長ヲシテ左ノ事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

一 庶務ニ關スル事項

二 參百圓未満ノ金錢ノ收支ニ關スル事項

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ竝ニ會務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

會長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項

二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項

三 寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項

四 顧問ノ囑託ニ關スル事項

五 前各號ニ掲グルモノノ外會長ニ於テ必要ト認メタル事項

第十九條 會長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十條 役員ハ名譽職トス役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

テ之ヲ組織ス

第二十六條 議員及議員事故アル場合之ニ代ルベキ豫備議員ハ會員タル蠶種業組合ニ於テ之ヲ選任ス

議員ノ定數ハ本會成立ノ日ノ屬スル事業年度ヨリ起算シ毎四事業年度ヲ一期トシ各期ニ付左ノ標準ニ依リ各會員ニ配當シタルモノノ合計トス

一 左ノ算式ニ依リ算出シタル率ヲ千分率ト爲シタルモノ

ノ千分ノ二十五以下ニ付一人トシ尙千分ノ二十五ヲ超

ユル部分ニ付千分ノ二十五又ハ其ノ端數ヲ増ス毎二人

人ヲ増加ス但シ一會員ニ付六人ヲ超ユルモノニ在リテ

ハ之ヲ六人トス

6 會員タル蠶種業組合ノ組合員ノ蠶種製造年總額

10 x 全國ニ於ケル蠶種製造年總額

4 會員タル蠶種業組合ノ組合員數

10 x 全國ニ於ケル蠶種製造者數

前項ノ算式ニ於ケル會員タル蠶種業組合ノ組合員ノ蠶種製造年總額及組合員數竝ニ全國ニ於ケル蠶種製造年總額及蠶種製造者數ハ農林省ノ調査ニシテ當該期ノ最初ノ事業年度開始ノ時期ニ於ケル最近ノ時期ニ付調査シタルモノニ依リ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ豫備議員ニ之ヲ準用ス

豫備議員二人以上アル場合ニ於テ議員事故アルトキ之ニ代ルベキモノノ順位ハ會員タル蠶種業組合ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二十七條 會員ハ議員又ハ豫備議員ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度本會ニ届出ヅベシ

第二十八條 第十七條及第二十條ノ規定ハ議員及豫備議員ニ之ヲ準用ス

第二十九條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 蠶種ノ生産調節ニ關スル施設並ニ蠶種ノ販賣數量及販賣價格ノ統制ニ關スル施設
- 四 蠶品種ノ選定統一
- 五 事業報告及收支決算
- 六 借入金
- 七 基本財産ノ造成、管理及處分
- 八 會則ノ變更
- 九 役員ノ選任及解任
- 十 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任

十一 事業執行ニ關スル規程

第三十條 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ハ本會ノ役員又ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス

本會ハ正當ノ事由アルトキハ前項ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得

第三十一條 總會ハ會長之ヲ招集ス

第三十二條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回十一月又ハ十二月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

- 一 會長必要ト認ムルトキ
 - 二 總會ヲ組織スル者其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
 - 三 評議員ガ會務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 前項第二號ノ場合ニ於テ會長正當ノ事由ナクシテ二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得
- 第三十三條 總會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ三週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スベシ

前項ノ期間ハ臨時緊急ヲ要スル場合ニ在リテハ之ヲ二週間迄短縮スルコトヲ得

第三十四條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 總會ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ會長及副會長共ニ事故アルトキ、蠶絲業組合法第六十八條ノ規定ニ依リ準用スル同法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合又ハ本會則第三十二條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ招集シタル場合ニ於テハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第三十六條 總會ノ議事ハ法令及本會則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十七條 第二十九條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ總會ヲ組織スル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十八條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ會長ハ書面ヲ以テ總會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ十日

ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ

第三十九條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本會則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第四十條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス

- 一 開會ノ日時及場所
 - 二 總會ヲ組織スル者ノ數
 - 三 出席者數
 - 四 議事ノ要領
 - 五 議決シタル事項及贊否ノ數
- 第四十一條 左ニ掲グル事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 一 第十八條第五項ニ掲グル事項
 - 二 會長ニ於テ必要ト認メタル事項
- 第四十二條 評議員會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク
- 一 會長必要ト認メタルトキ
 - 二 評議員五人以上ヨリ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ事由ヲ示シ評議員會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 會長必要ト認ムルトキハ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ評議員會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ七日
ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ
第四十三條 評議員會ノ議長ハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ
定ム

第四十四條 評議員會ハ評議員過半数出席スルニ非ザレバ
會議ヲ開クコトヲ得ズ

第四十五條 第三十一條、第三十六條及第四十條ノ規定ハ
評議員會ニ之ヲ準用ス

第四章 會計

第四十六條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依リ
賦課スルモノトス

一 平等割

二 蠶種製造額割

第四十七條 經費ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指
定シテ之ヲ督促スベシ

第四十八條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クル
コトヲ得

第四十九條 本會ハ基本財産ヲ設ク

支途ヲ特定セザル寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ
編入ス
基本財産ノ造成及管理ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五十條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 經費徵收原簿

三 出納簿

四 歳入歳出整理簿

五 借入金臺帳

六 備品臺帳

第五十一條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス但
シ總會ノ決議ニ依リ其ノ一部ヲ基本財産ニ繰入ルルコト
ヲ得

第五十二條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第五十三條 會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以
下ノ過怠金ヲ課ス

一 本會ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ

二 本會ノ事業執行ヲ妨ゲタルトキ

會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ過怠金ヲ
課ス

一 第十條ノ規定ニ依リ調査又ハ報告ヲ爲ササルトキ

二 第四十七條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セ
ザルトキ

第五十四條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スル
コトヲ要ス

第六章 解散

第五十五條 本會ノ解散ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アル
コトヲ要ス

第五十六條 本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清
算人トス

第五十七條 清算人ハ就任後遅滞ナク財産目錄ヲ作成シ之
ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第五十八條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算
報告書ヲ總會ニ提出シ其ノ旨報告スベシ

全國産業組合製絲組合聯合會

會則

第一章 總則

第一條 本會ハ産業組合製絲組合相互ノ聯絡ヲ圖リ其ノ共
同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 産業組合製絲組合相互ノ聯絡及統制ニ關スル施設
- 二 原料繭及其ノ受入方法ノ統一ニ關スル施設
- 三 生絲ニ關スル規格ノ統一ニ關スル施設

全國産業組合製絲組合聯合會會則

四 産業組合製絲ノ指導獎勵ニ關スル施設

五 産業組合製絲ニ關スル研究及調査

六 産業組合製絲ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁

七 前各號ニ掲ゲルモノノ外會員ノ聯絡ヲ圖リ其ノ目的
ヲ達成スル爲必要ナル施設

第三條 本會ハ全國産業組合製絲組合聯合會ト稱ス

第四條 本會ノ地區ハ全國トス

第五條 本會ノ事務所ハ東京市ニ置ク

第六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日
迄トス

第七條 本會ハ事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 會員ノ名稱及事務所
- 二 經費賦課ノ基礎ト爲ルベキ事項
- 三 議員及豫備議員ノ配當數

會員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ會長ハ遅滞ナ
ク之ヲ訂正スベシ

第八條 日本中央蠶絲會ニ於テ産業組合製絲ニ關スル統制
施設ヲ議決シ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ本會ハ其
ノ統制施設ヲ行フモノトス

第九條 本會ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ

定ム

第十條 本會ハ會員ニ對シ産業組合製絲ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 會員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本會ニ其ノ旨届出ヅベシ第七條第二項第一號又ハ第二號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第二章 役員、職員、日本中央蠶絲會議員及相談役

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一人

副會長 二人

評議員 七人

第十三條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第十五條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十六條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求めル事ヲ要ス

第二十一條 役員ハ名譽職トス

役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第二十二條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事 一人

主事補 若干人

技師 若干人

技手 若干人

書記 若干人

主事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス

主事補ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス

技師又技手ハ會長ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

書記ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十三條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス

第二十四條 日本中央蠶絲會議員及豫備議員ハ本會ノ役員又ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十五條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ前條ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得

第二十六條 本會ニ相談役ヲ置クコトヲ得

全國産業組合製絲組合聯合會會則

第十七條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス其ノ代理ノ順序ハ會長ノ定ムル所ニ依ル

會長ハ副會長ヲシテ左ノ事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

一 庶務ニ關スル事項

二 三百圓未満ノ金錢ノ收支ニ關スル事項

第十九條 評議員ハ會務ニ關スル重要ナル事項ニ付會長ノ諮問ニ應ジ並ニ會務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ニ諮問スベキ事項左ノ如シ

一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項

二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項

三 寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項

四 其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項

第二十條 會長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

相談役ハ總會ノ推薦ニヨリ會長之ヲ囑託シ其ノ任期ハ役員ノ任期ニ準ズ

相談役ハ會長ノ諮問ニ應ジ且總會又ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ズ

第三章 會議

第二十七條 本會ニ總會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 議員及議員事故アル場合之ニ代ルベキ豫備議員ハ會員タル産業組合製絲組合ニ於テ之ヲ選任ス

議員ノ定數ハ本會設立ノ日ノ屬スル事業年度ヨリ起算シ

毎四事業年度ヲ一期トシ各期ニ付左ノ各號ニ依リ各會員

ニ配當シタルモノノ合計トス但シ一會員ニ付六人ヲ超ユ

ルモノニ在リテハ之ヲ六人トス

一 當該期ノ最初ノ事業年度ニ於ケル經費ノ分擔金年額

三百圓以下ニ付一人トシ尙三百圓ヲ超ユル部分ニ付五

百圓又ハ其ノ端數ヲ増ス毎一人ヲ増加ス

二 當該期ノ最初ノ事業年度後ニ會員ト爲リタル會員ニ

在リテハ會員ト爲リタル日ノ屬スル事業年度ニ於ケル

其ノ經費ノ分擔金年額ニ其ノ事業年度ニ於ケル本會ノ

經費ノ分賦總額ヲ以テ當該期ノ最初ノ事業年度ニ於ケ

ル本會ノ經費ノ分賦總額ヲ除シテ得タル率ヲ乘ジタル

額ニ依リ前號ノ規定ニ準ジ配當ス

前項ノ規定ハ豫備議員ノ定數ニ付之ヲ準用ス

豫備議員二人以上アル場合ニ於テ議員事故アルトキニ代ルベキモノノ順位ハ會員タル産業組合製絲組合ニ於テ之ヲ定ムベシ

第二十九條 會員ハ議員又ハ豫備議員ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度本會ニ届出ツベシ

第三十條 第十七條及第二十一條ノ規定ハ議員及豫備議員ニ之ヲ準用ス

第三十一條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會ノ議決ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 生絲ノ生産調節ニ關スル施設並ニ生絲ノ販賣數量及販賣價格ノ統制ニ關スル施設
- 四 生絲ノ規格統一
- 五 事業報告及收支決算
- 六 借入金
- 七 基本財産ノ造成、管理及處分
- 八 會則ノ變更

九 役員ノ選任及解任

十 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任

第三十二條 總會ハ會長之ヲ招集ス

第三十三條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年十一月又ハ十二月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

- 一 會長必要ト認ムルトキ
 - 二 總會ヲ組織スル者其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
 - 三 評議員ガ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 前項第二號ノ場合ニ於テ會長正當ノ事由ナクシテ二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得
- 第三十四條 總會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ三週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ會員ニ通知スベシ
- 第三十五條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ

限ニ在ラズ

第三十六條 總會ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ

會長及副會長共ニ事故アルトキ、蠶絲業組合法第六十八條ノ規定ニ依リ準用スル同法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合又ハ本會則第三十三條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ招集シタル場合ニ於テハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第三十七條 總會ノ議事ハ法令及本會則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十八條 第三十一條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ總會ヲ組織スル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十九條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ會長ハ書面ヲ以テ總會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ七日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ

第四十條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本會則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四十一條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス

- 一 開會ノ日時及場所
- 二 總會ヲ組織スル者ノ數
- 三 出席者數
- 四 議事ノ要領
- 五 議決シタル事項及贊否ノ數

第四十二條 本會ニ評議員會ヲ置ク

評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 會計

第四十三條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依リ賦課スルモノトス

- 一 平等割
- 二 釜數割
- 三 生絲産額割

第四十四條 本會ハ必要ニ應ジ使用料若ハ手数料ヲ徵收シ又ハ實費ノ辨濟ヲ受クルコトアルベシ

前項ノ使用料、手数料及實費ノ辨濟ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十五條 經費、使用料、手数料又ハ實費辨濟金ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

第四十六條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第四十七條 本會ハ基本財産ヲ設ク
支途ヲ特定セサル寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス基本財産ノ造成及管理ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十八條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 經費徵收原簿

三 出納簿

四 其ノ他必要ナル帳簿

第四十九條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス但シ其ノ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ編入スルヲ妨ゲズ

第五十條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第五十一條 會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

- 一 本會ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ
- 二 本會ノ事業ノ執行ヲ妨ゲタルトキ

第二條 本會ハ其ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 會員相互ノ聯絡及統制ニ關スル施設

二 生絲ニ關スル規格ノ統一及検査ニ關スル施設

三 製絲業ノ指導獎勵ニ關スル施設

四 生絲及副産物ノ販賣改善ニ關スル施設

五 製絲業ニ従事スル者ノ福利増進ニ關スル施設

六 製絲業ニ關スル研究及調査

七 製絲業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁

八 前各號ニ掲グルモノ、外會員ノ聯絡ヲ圖リ其ノ共同ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル施設

第三條 本會ハ全國製絲業組合聯合會ト稱ス

第四條 本會ノ地區ハ全國トス

第五條 本會ノ事務所ハ東京市ニ置ク

第六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第七條 本會ハ事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

會員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一 會員ノ名稱及事務所

二 經費賦課ノ基礎ト爲ルベキ事項

三 議員及豫備議員ノ配當數

會員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ會長ハ遲滞ナ

全國製絲業組合聯合會會則

會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 第十條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ

二 第四十五條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セザルトキ

第五十二條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第六章 解散

第五十三條 本會ノ解散ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五十四條 本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス

第五十五條 清算人ハ就任後遲滞ナク財産目錄ヲ作成シ之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第五十六條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ總會ニ提出シテ其ノ旨報告スベシ

全國製絲業組合聯合會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ製絲業組合ノ聯絡ヲ圖リ其ノ共同ノ目的ヲ達成スルヲ以テ目的トス

ク之ヲ訂正スベシ

第八條 日本中央蠶絲會ニ於テ製絲業ニ關スル統制施設ヲ議決シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本會ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス

第九條 本會ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 本會ハ會員ニ對シ製絲業ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十一條 會員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本會ニ其ノ旨届出ヅベシ第七條第二項第一號及第二號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十二條 會員ハ其ノ役員ノ選任、解任、收支豫算及經費ノ分賦收入方法、事業報告並ニ收支決算ヲ遲滞ナク本會ニ報告スルモノトス

第二章 役員、職員、日本中央蠶絲會議員、顧問及相談役

第十三條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

副會長 二名

評議員 十五名

第十四條 役員ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會

全國製絲業組合聯合會會則

三四一

長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スル事ヲ得ズ

第十六條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十七條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十八條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四ヶ年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十九條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

代理ノ順位ハ會長ノ定ムル所ニ依ル

會長ハ副會長ヲシテ左ノ事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

一 庶務ニ關スル事項

二 五百圓未満ノ金錢ノ收支ニ關スル事項

第二十條 會長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施

職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給、旅費、退職給與金及死亡給與金ヲ支給ス

前項ニ關スル規程ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十五條 職員ノ服務規律及處務ニ關スル規程ハ評議員會ニ諮問シ會長之ヲ定ム

第二十六條 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本會ノ役員又ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十七條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ前條ノ議員及豫備議員ヲ選任スルコトヲ得

第二十八條 本會ニ顧問及相談役ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總會ノ推薦ニ依リ相談役ハ評議員會ニ諮問シ會長之ヲ囑託ス其ノ任期ハ役員ノ任期ニ準ズ

顧問及相談役ハ會長ノ諮問ニ應ジ且總會又ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ズ

第三章 會議

第二十九條 會議ハ總會及評議員會ノ二種トス

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ組織シ評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十條 議員及豫備議員ハ會員タル製絲業組合ニ於テ之ヲ選任ス

ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十一條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ並ニ會務ノ執行及財產ノ狀況ヲ監査ス

會長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項

二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項

第二十二條 役員ハ名譽職トス

役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第二十三條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事 一名

參事 若干名

技師 若干名

技手 若干名

書記 若干名

主事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス

參事、技師、技手及書記ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ分擔ス

議員ノ定數ハ左ノ標準ニ依リ各會員ニ配當シタルモノノ合計トス

一 會員タル製絲業組合ノ組合員ノ設備總簽數一萬簽未滿ニ付一人トシ尙一萬簽以上ノ部分ニ付一萬簽又ハ其ノ端數ヲ増ス毎一人ヲ増加ス但シ一會員ニ付六人ヲ越ユルモノニ在リテハ之ヲ六人トス

前項ノ簽數ハ當該製絲業組合設立當時ニ於ケル現狀ニ依ル前二項ノ規定ハ豫備議員ノ定數ニ付之ヲ準用ス

豫備議員二人以上アル場合ニ於テ議員事故アルトキ之ニ代ルベキモノ、順位ハ會員タル製絲業組合ニ於テ之ヲ定ムベシ

第三十一條 會員ハ議員又ハ豫備議員ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ都度本會ニ届出ヅベシ

第三十二條 第十八條及第二十二條ノ規定ハ議員及豫備議員ニ之ヲ準用ス

第三十三條 本會則ニ定ムルモノノ外左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 收支豫算

二 經費ノ分賦收入方法

蠶絲業組合法ニ依ル團體

- 三 生絲ノ生産調節ニ關スル施設並ニ生絲ノ販賣數量及販賣價格ノ統制ニ關スル施設
 - 四 生絲ノ規格統一
 - 五 事業報告及收支決算
 - 六 借入金
 - 七 基本財産ノ造成、管理及處分
 - 八 會則ノ變更
 - 九 役員ノ選任及解任
 - 十 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任
 - 十一 本則執行其ノ他重要事項ニ關スル諸規程ノ制定並ニ變更
 - 十二 生絲及其ノ副産物ノ販賣改善ニ關スル施設
- 第三十四條 總會及評議員會ハ會長之ヲ招集ス
- 第三十五條 總會ハ通常總會及臨時總會トス
通常總會ハ毎年一回十一月ヨリ翌年一月ノ間ニ於テ之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
- 一 會長必要ト認ムルトキ
 - 二 總會ヲ組織スル者其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ヲ招集ヲ請求シタルトキ
 - 三 評議員業務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報

三四四

- 告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 前項第二號ノ規定ニ依リ總會招集ノ請求ヲ受ケタルトキハ會長ハ請求アリタル後二週間以内ニ總會ヲ招集スルコトヲ要ス
- 前項ノ場合ニ於テ會長正當ノ事由ナクシテ二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得
- 第三十六條 評議員會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
- 一 會長必要ト認ムルトキ
 - 二 評議員七名以上ヨリ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ評議員會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 第三十七條 會議ハ總會ニ在リテハ開會ノ日ヨリ三週間前ニ、評議員會ニ在リテハ開會ノ日ヨリ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ會議ヲ組織スル者ニ通知スベシ
- 前項ノ總會招集ノ期間ハ臨時緊急ヲ要スル場合ニ在リテハ二週間迄之ヲ短縮スルコトヲ得
- 第三十八條 左ニ掲グル事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ルモノトス
- 一 會務ノ執行及財産ノ狀況ニ關スル監査

第二十一條第二項ニ關スル事項

- 三 本會則ノ規定又ハ總會ノ委任ニ依リ評議員會ノ權限ニ屬スル事項
 - 四 其ノ他會長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第三十九條 會議ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スモノトス但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四十條 會議ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ會長及副會長共ニ事故アルトキ、蠶絲業組合法第六十八條ノ規定ニ依リ準用スル同法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合、本會則第三十五條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ招集シタル場合又ハ業務執行及財産ノ狀況監査ニ關スル事項ヲ議スル評議員會ニ在リテハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム
- 第四十一條 會議ノ議事ハ法令及本會則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十二條 第三十三條第三號、第四號、第八號、第九號及第十二號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ總會ヲ組織スル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

全國製絲業組合聯合會會則

三四五

- 第四十三條 總會又ハ評議員會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ會長ハ書面ヲ以テ會議ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會又ハ評議員會ノ議決ニ代フルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ十日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ此ノ期限以内ニ到着セザル意見書ハ採決ニ加ヘザルモノトス
- 第四十四條 會議ノ議事ニ關スル規程ハ本會則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
- 第四十五條 會議ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス
- 一 開會ノ日時及場所
 - 二 會議ヲ組織スル者ノ數
 - 三 出席者數
 - 四 議事ノ要領
 - 五 議決シタル事項及賛否ノ數
- 第四章 會計
- 第四十六條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依リ賦課スルモノトス
- 一 平等割

二 釜數割

第四十七條 本會ハ必要ニ應ジ使用料若ハ手数料ヲ徵收シ又ハ實費ノ辨償ヲ受クルコトアルベシ
前項ノ使用料、手数料及實費ノ辨償ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十八條 經費、使用料、手数料又ハ實費辨償金ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ
第四十九條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第五十條 本會ハ基本財産ヲ設ク

基本財産ノ造成及管理ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第五十一條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 經費徵收原簿

三 出納簿

四 其ノ他必要ナル帳簿

第五十二條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス

第五十三條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第五十四條 會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 本會ノ行フ統制施設ニ違反シタルトキ
二 本會ノ事業執行ヲ妨ゲタルトキ
會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 第十條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ
二 第四十八條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セザルトキ

第五十五條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルモノトス

第六章 解散

第五十六條 本會ノ解散ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五十七條 本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス

第五十八條 清算人ハ就任後遲滞ナク財産目錄ヲ作成シ之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第五十九條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ作製シ之ヲ會員ニ報告スベシ

橫濱生絲問屋業組合定款

第一章 總則

第一條 本組合ハ生絲取引ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 生絲ノ取引方法ノ改善及統一ニ關スル施設

二 生絲取引ニ關スル研究及調査

三 生絲取引ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁

四 前各號ニ掲グルモノノ外生絲取引ノ改良發達及統制ニ關スル施設

第三條 本組合ハ橫濱生絲問屋業組合ト稱ス

第四條 本組合ノ地區ハ橫濱市一圓トス

第五條 本組合ノ事務所ハ神奈川県橫濱市ニ置ク

第六條 本組合ノ公告ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 本組合ノ揭示場ニ揭示ス

第七條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第八條 本組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一 組合員ノ氏名又ハ名稱並ニ住所又ハ事務所及營業所

二 經費賦課ノ基礎ト爲ルベキ事項

組合員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ組合長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

橫濱生絲問屋業組合定款

第九條 日本中央蠶絲會ニ於テ生絲取引ニ關スル統制施設ヲ議決シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本組合ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス

第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

前項ノ検査員ハ第二十三條ノ職員中ヨリ組合長之ヲ命ズ但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヲ検査員ト爲スコトヲ得

第十一條 本組合ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本組合ハ組合員ニ對シ生絲取引ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 組合員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本組合ニ其ノ旨届出ヅベシ第八條第二項各號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長

一人

副組合長

一人

評議員

八人

第十五條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十六條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ第十七條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得

役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十八條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十九條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 組合長ハ本組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職

務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ竝ニ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

組合長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

- 一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項
- 二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項
- 三 蠶絲組合法施行令第一條ノ規定ニ依ル異議ノ申立ニ對スル決定ニ關スル事項
- 四 違約者處分ニ關スル事項
- 五 經費豫算ノ款内流用ニ關スル事項
- 六 主事ノ任免
- 七 其ノ他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十一條 組合長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十二條 役員ハ名譽職トス

役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第二十三條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

主事

一人

書記

若干名

囑託員

若干名

主事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス

書記及囑託員ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十四條 職員ノ俸給ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十五條 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本組合ノ役員又ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十六條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ前條ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得

第三章 會議

第二十七條 本組合ニ總會ヲ置ク

總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス

但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 生絲ノ取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設
- 四 取引方法ノ改善及統一

橫濱生絲問屋組合定款

五 事業報告及收支決算

六 借入金

七 基本財産ノ造成、管理及處分

八 定款ノ變更

九 役員ノ選任及解任

十 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任

十一 事業執行ニ關スル規程

十二 前各號ニ掲グルモノノ外組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十九條 總會ハ組合長之ヲ招集ス

第三十條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年二月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

- 一 組合長必要ト認ムルトキ
- 二 組合員總組合員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 三 評議員ガ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

前項第二號ノ場合ニ於テ組合長正當ノ事由ナクシテ二週

間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認

可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第三十一條 總會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ三日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員ニ通知スベシ

第三十二條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 總會ノ議長ハ組合長、組合長事故アルトキハ副組合長ヲ以テ之ニ充ツ組合長及副組合長共ニ事故アルトキ若ハ左ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

一 本定款第三十條第二項第三號及同條第三項ニ依リ總會ヲ招集シタルトキ

二 本定款第三十條第三項ニ依リ總會ヲ招集スル事能ハザルトキ農林大臣ニ於テ組合員ヲ指定シ之ヲシテ總會ヲ招集セシメタルトキ

第三十四條 總會ノ議事ハ法令及本定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十五條 第二十八條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ組合員ノ半數以上出席シ出席

者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十六條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組合長ハ書面ヲ以テ組合員ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ組合長ハ二日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ

第三十七條 組合員ハ總會ニ於テ他ノ組合員ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト見做ス

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十八條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本定款ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第三十九條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス

一 開會ノ日時及場所

二 組合員數

三 出席者數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及贊否ノ數

第四章 會計

第四十條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依リ賦課スルモノトス

一 平等割

二 取扱數量割

第四十一條 本組合ハ左ニ掲グル事項ニ付實費ノ辨濟ヲ受クルモノトス

一 組合ニ於テ發行スル刊行物

前項實費ノ辨濟ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條 經費又ハ實費辨濟金ヲ滯納スル者アルトキハ組合長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

第四十三條 本組合ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第四十四條 本組合ハ基本財産ヲ設ク

支途ヲ特定セザル寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス

第四十五條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 經費徵收原簿

三 出納簿

四 其ノ他事業執行上必要ト認メタル帳簿

横濱生絲問屋業組法定款

第四十六條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス但シ其ノ全部又ハ一部ヲ總會ノ決議ヲ經テ基本財産ニ繰入ルコトヲ得

第四十七條 本組合ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第四十八條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金貳千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ檢査ヲ拒ミタルトキ

二 本組合ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ

三 本組合ノ事業ノ執行ヲ妨ゲタルトキ

組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金貳百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 第十二條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ

二 第四十二條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セザルトキ

第四十九條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第六章 解散

第五十條 本組合ノ解散ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

蠶絲業組合法ニ依ル團體

第五十一條 本組合解散シタルトキハ組合長及副組合長ヲ以テ清算人トス
第五十二條 清算人ハ就任後遲滯ナク財産目錄ヲ作成シ之ノ様式第一號

ヲ總會ヲ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ
第五十三條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ總會ニ提出シ其ノ旨報告スベシ

第 號
橫濱生絲問屋 臨檢検査證票
組合
組合印
組合長 (副組合長) 評議員 (検査員)
氏 名

縦八十五耗 横六十耗

一 蠶絲業組合法第八條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得
二 前項ノ場合ニ於テハ當該役員又ハ検査員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ
三 定款第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得(以下略)
四 定款第十四條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金貳千圓以下ノ過怠金ヲ課ス
一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依リ臨檢又ハ検査ヲ拒ミタルトキ(以下略)

神戸生絲問屋業組合定款

第一章 總則

第一條 本組合ハ生絲取引ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一 生絲取引方法ノ改善及統一ニ關スル施設
二 生絲取引ニ關スル研究及調査
三 生絲取引ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
四 其ノ他本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認メタル事項

五 前各號ニ掲グルモノノ外生絲取引ノ改良發達及統制ニ關スル施設

第三條 本組合ハ神戸生絲問屋業組合ト稱ス

第四條 本組合ノ地區ハ神戸市一圓トス

第五條 本組合ノ事務所ハ兵庫縣神戸市ニ置ク

第六條 本組合ノ公告ハ本組合ノ揭示場ニ揭示ス

第七條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

日迄トス

第八條 本組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一 組合員ノ氏名又ハ名稱並ニ住所又ハ事務所及營業所

二 經費賦課ノ基礎トナルベキ事項

組合員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ組合長ハ遲滯ナク之ヲ訂正スベシ

第九條 全國生絲問屋業組合聯合會又ハ日本中央蠶絲會ニ於テ生絲取引ニ關スル統制施設ヲ議決シ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ本組合ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス

第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

前項ノ検査員ハ第二十三條ノ職員中ヨリ組合長之ヲ命ズ

神戸生絲問屋業組合定款

但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヲ検査員トナスコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ當該役員又ハ検査員臨檢又ハ検査ヲ爲サントスルトキハ様式第一號ニ依リ證票ヲ携帯スルモノトス

第十一條 本組合ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本組合ハ組合員ニ對シ生絲取引ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 組合員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滯ナク本組合ニ其ノ旨届出ヅベシ第八條第二項各號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長 一名

副組合長 一名

評議員 七名

第十五條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十六條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

三五三

第十七條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得

役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十八條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十九條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四ケ年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 組合長ハ本組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ並ニ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第二十一條 組合長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ

總會ハ總組合員ヲ以テ組織シ評議員會ハ評議員ヲ以テ組織ス

第二十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ全國生絲問屋業組合聯合會又ハ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 生絲ノ取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設
- 四 取引方法ノ改善及統一
- 五 事業報告及收支決算
- 六 借入金
- 七 基本財産ノ造成、管理及處分
- 八 定款ノ變更
- 九 役員ノ選任及解任
- 十 全國生絲問屋業組合聯合會又ハ日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任
- 十一 事業執行ニ關スル規程
- 十二 前各號ニ掲グルモノノ外組合長ノ必要ト認メタル事項

第二十九條 總會及評議員會ハ組合長之ヲ招集ス

神戸生絲問屋業組合定款

求ムルコトヲ要ス

第二十二條 役員ハ名譽職トス
役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第二十三條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

- 主事 一名
- 書記 若干名
- 囑託員 若干名

主事ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス
書記及囑託員ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十四條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス

第二十五條 全國生絲問屋業組合聯合會ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本組合ノ役員又ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス
全國生絲問屋業組合聯合會ナキ爲日本中央蠶絲會ノ會員トナリタル場合ニ於ケル日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本組合ノ役員又ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十六條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ前條ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 本組合ニ總會及評議員會ヲ置ク

第三章 會議

第三十條 總會ハ通常總會及臨時總會トス
通常總會ハ毎年一月之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

- 一 組合長必要ト認ムルトキ
 - 二 組合員總組合員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
 - 三 評議員ガ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 第三十一條 會議ヲ招集セントスルトキハ總會ニ在リテハ少クトモ五日日前ニ、評議員會ニ在リテハ少クトモ二日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ會議ヲ組織スル者ニ通知スベシ
- 第三十二條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且ツ輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十二條ノ二 評議員會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク
- 一 組合長必要ト認ムルトキ
 - 二 評議員三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ評議員會ノ招集ヲ請求シタルトキ

第三十二條ノ三 左ニ掲グル事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ル

モノトス

一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項

二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項

三 蠶絲業組合法施行令第一條ノ規定ニ依ル異議ノ申立ニ對スル決定ニ關スル事項

四 其ノ他組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第三十三條 總會ノ議長ハ組合長、組合長事故アルトキハ

副組合長ヲ以テ之ニ充ツ組合長及副組合長共ニ事故アル

トキ、蠶絲業組合法第五十六條ノ規定ニ依リ準用スル同

法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合又ハ本定款第三十

條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ招集シタル場合ニ於

テハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

評議員會ノ議長ハ評議員ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第三十四條 總會ノ議事ハ法令及本定款ニ別段ノ定アル場

合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可ク同數ナ

ルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十五條 第二十八條第三號、第四號、第八號及第九號

ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ組合員ノ半數以上出席シ出席

者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十六條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノ

ニ付テハ組合長ハ書面ヲ以テ組合員ノ意見ヲ徵シ總會ノ

議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ組合長ハ二

日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ

第三十七條 組合員ハ總會ニ於テ他ノ組合員ニ委任シテ其

ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト

看做ス

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出ス

ルコトヲ要ス

第三十八條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本定款ニ規定アル

モノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第三十九條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ

記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スル

モノトス

一 開會ノ日時及場所

二 組合員數

三 出席者數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及贊否ノ數

第四章 部 會

第四十條 本組合ハ業務執行上ノ便ヲ圖ル爲左ノ部會ヲ置ク

第四十六條 本組合ハ基本財産ヲ設ク

支途ヲ特定セザル寄附ヲ受ケタル時ハ之ヲ基本財産ニ編

入ス

第四十七條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 經費徵收原簿

三 出納簿

四 其ノ他事業執行上必要ト認メタル帳簿

第四十八條 每會計年度ニ於テ生ズル剩餘金ハ翌年度ニ繰

越シ收入豫算ニ編入ス但シ其ノ全部又ハ一部ヲ總會ノ決

議ヲ經テ基本財産ニ繰入ル、コトヲ得

第四十九條 本組合ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第六章 過怠金

第五十條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ壹千圓以

下ノ過怠金ヲ課ス

一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ檢

査ヲ拒ミタルトキ

二 本組合ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ

三 本組合ノ事業ノ執行ヲ妨ゲタルトキ

組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貳百圓以下ノ過怠

金ヲ課ス

第一部會 輸出向生絲問屋業者

第二部會 内地向生絲問屋業者

第四十一條 部會ハ其ノ部ニ屬スル諸般ノ事務ヲ處理シ且

其ノ部業務ノ發展ニ必要ナル申合規約ヲ設クル事ヲ得但

シ本定款並ニ諸規程及會議ノ決議ニ反スルコトヲ得ズ

第五章 會 計

第四十二條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ左ノ種別ニ

依リ賦課スルモノトス

一 平等割

二 生絲出入荷割

第四十三條 本組合ハ左ニ掲グル事項ニ付使用料若ハ手數

料ヲ徵收シ又ハ實費ノ辨濟ヲ受クルモノトス

一 組合ニ於テ發行スル刊行物

二 組合ニ於テ行フ諸施設

前項ノ使用料、手數料及實費ノ辨濟ニ關スル規程ハ別ニ

之ヲ定ム

第四十四條 經費、使用料、手數料又ハ實費辨濟金ヲ滯納

スル者アルトキハ組合長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベ

シ

第四十五條 本組合ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受ク

ルコトヲ得

蠶絲業組合法ニ依ル團體

一 第十二條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ
二 第四十四條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セザルトキ

前各號ニ掲グルモノ、外必要ニ應シ總會ノ議決ニヨリ金壹千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第五十一條 過怠金徴收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第七章 解散

様式第一號

第五十二條 本組合ノ解散ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス
第五十三條 本組合解散シタルトキハ組合長及副組合長ヲ以テ清算人トス
第五十四條 清算人ハ就任後遲滞ナク財産目錄ヲ作成シ之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ
第五十五條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ總會ニ提出シ其ノ旨報告スベシ

面 表

第 號	神戸生絲問 屋業組合 臨檢検査證票
氏 名	組合長(検査員)
横 55 厘	縦 65 厘
	組合印

面 裏

一 蠶絲業組合法第八條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査セシムル事ヲ得
前項ノ場合ニ於テハ當該役員又ハ検査員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ
二 定款第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得(以下略)
三 定款第五十條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス
一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ検査ヲ拒ミタルトキ(以下略)

横濱生絲輸出業組合定款

第一章 總則

第一條 本組合ハ生絲ノ取引並ニ輸出ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 生絲ノ取引並ニ輸出方法ノ改善及統一ニ關スル施設

二 生絲ノ取引並ニ輸出ニ關スル研究及調査

三 生絲取引ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁

四 生絲ニ關スル一般法令ヲ調査研究シ其改廢並ニ制定ニ關スル建議又ハ請願ヲ爲シ行政廳及公共團體ノ諮問ニ對シ意見ヲ答申スルコト

五 前各號ニ掲グルモノ、外生絲ノ取引並ニ輸出ノ改良發達及統制ニ關スル施設

第三條 本組合ハ横濱生絲輸出業組合ト稱ス

第四條 本組合ノ地區ハ横濱市一圓トス

第五條 本組合ノ事務所ハ横濱市ニ置ク

第六條 本組合ノ公告ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 本組合ノ揭示場ニ揭示スルコト

第七條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

横濱生絲輸出業組合定款

第八條 本組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

一 組合員ノ氏名又ハ名稱並ニ住所又ハ事務所及營業所

二 經費賦課ノ基礎ト爲ルベキ事項

組合員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ組合長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ

第九條 日本中央蠶絲會ニ於テ生絲取引ニ關スル統制施設ヲ議決シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本組合ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス

第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

前項ノ検査員ハ第二十三條ノ職員中ヨリ組合長之ヲ命ズ但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヲ検査員ト爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ當該役員又ハ検査員臨檢又ハ検査ヲ爲サントスルトキハ様式第一號ニ依ル證票ヲ携帶スルモノトス

第十一條 本組合ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本組合ハ組合員ニ對シ生絲取引ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 組合員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本組合ニ其ノ旨届出ヅベシ第八條第二項各號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第十四條 第二章 役員、職員、日本中央蠶絲會議員及顧問
組合長 一人
副組合長 二人
評議員 五人

第十五條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十六條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ
第十七條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十八條 役員ニ副員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十九條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四ケ年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四ケ年トス但シ補闕ノ役員ハ名譽職トス

役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

本組合ハ總會ノ決議ニ依リ顧問若干名ヲ置クコトヲ得顧問ハ組合長ノ諮問ニ應ジ總會ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第二十三條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス
主事 一人
書記 若干人
主事ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス
書記ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十四條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス
第二十五條 日本中央蠶絲會議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本組合ノ役員又ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十六條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ前條ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得

第二十七條 本組合ニ總會ヲ置ク
總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會議ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三章 會議

關ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス

役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 組合長ハ本組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ竝ニ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
組合長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項
二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項
三 蠶絲業組合法施行令第一條ノ規定ニ依リ異議ノ申立ニ對スル決定ニ關スル事項

第二十一條 組合長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十二條 役員ハ名譽職トス

一 收支豫算
二 經費ノ分賦收入方法
三 生絲ノ取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設
四 取引竝ニ輸出方法ノ改善及統一
五 事業報告及收支決算
六 借入金
七 基本財産ノ造成、管理及處分
八 定款ノ變更
九 役員ノ選任及解任
十 日本中央蠶絲會議員及豫備議員ノ選任及解任
十一 事業執行ニ關スル規程
十二 生絲ノ取引竝ニ輸出ニ關スル海外トノ交渉
二十九條 總會ハ組合長之ヲ招集ス

第三十條 總會ハ通常總會及臨時總會トス
通常總會ハ毎年十月ヨリ十一月ノ間ニ之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一 組合長必要ト認ムルトキ
二 組合員總組合員ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
三 評議員ガ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ

横濱生絲輸出業組合定款

報告スル爲總會ノ召集ヲ請求シタルトキ
前項第二號ノ場合ニ於テ組合長正當ノ事由ナクシテ二週
間以内ニ總會ヲ召集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認
可ヲ受ケ之ヲ召集スルコトヲ得

第三十一條 總會ヲ召集セントスルトキハ少ナクトモ三日
前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員ニ通知ス
ベシ

第三十二條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ
議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ
限ニ在ラズ

第三十三條 總會ノ議長ハ組合長、組合長事故アルトキハ
副組合長ヲ以テ之ニ充ツ組合長及副組合長共ニ事故アル
トキ、蠶絲業組合法第五十六條ノ規定ニ依リ準用スル同
法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合又ハ本定款第三十
條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ召集シタル場合ニ於
テハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第三十四條 總會ノ議事ハ法令及本定款ニ別段ノ定アル場
合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可ク同數ナ
ルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十五條 第二十八條第三號、第四號、第八號及第九號ニ
掲グル事項ハ總會ニ於テ組合員ノ半數以上出席シ出席者

第四章 會計

第四十條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依
リ賦課スルモノトス

- 一 平等割
- 二 生絲輸出數量割

第四十一條 經費ヲ滯納スル者アルトキハ組合長ハ期限ヲ
指定シテ之ヲ督促スベシ

第四十二條 本組合ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受ク
ルコトヲ得

第四十三條 本組合ハ基本財産ヲ設ク

支途ヲ特定セザル寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ
編入ス

第四十四條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

- 一 財産臺帳
- 二 經費徵收原簿
- 三 出納簿

第四十五條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス

第四十六條 本組合ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第四十七條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以
下ノ過怠金ヲ課ス

ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十六條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノ
ニ付テハ組合長ハ書面ヲ以テ組合員ノ意見ヲ徵シ總會ノ
議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ組合長ハ三
日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ

第三十七條 組合員ハ總會ニ於テ他ノ組合員ニ委任シテ其
ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト
看做ス

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出ス
ルコトヲ要ス

第三十八條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本定款ニ規定アル
モノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第三十九條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ
記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スル
モノトス

- 一 開會ノ日時及場所
- 二 組合員數
- 三 出席者數
- 四 議事ノ要領
- 五 議決シタル事項及贊否ノ數

一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ檢
査ヲ拒ミタルトキ

二 本組合ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ

三 本組合ノ事業ノ執行ヲ妨ゲタルトキ

組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ過怠
金ヲ課ス

一 第十二條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ

二 第四十一條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セ
ザルトキ

第四十八條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スル
コトヲ要ス

第六節 解散
第四十九條 本組合ノ解散ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意
アルコトヲ要ス

第五十條 本組合解散シタルトキハ組合長及副組合長ヲ以
テ清算人トス

第五十一條 清算人ハ就任後遲滞ナク財産目錄ヲ作成シ之
ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第五十二條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算
報告書ヲ總會ニ提出シ其ノ旨報告スベシ

第 號

横濱生絲 臨檢検査證票
輸出業組合

組合印

組合長(副組合長、評議員、検査員)

氏 名

一 蠶絲業組合法第八條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該役員又ハ検査員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

二 定款第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得(以下略)

三 定款第四十七條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ検査ヲ拒ミタルトキ(以下略)

神戸生絲輸出業組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ生絲ノ取引並ニ輸出ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 生絲ノ取引並ニ輸出方法ノ改善及統一ニ關スル施設

二 生絲ノ取引並ニ輸出ニ關スル研究及調査

三 生絲取引ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁

四 生絲ニ關スル一般法令ヲ調査研究シ其ノ改廢並ニ制定ニ關スル建議又ハ請願ヲ爲シ行政廳及公共團體ノ諮問ニ對シ意見ヲ答申スルコト

五 前各號ニ掲グルモノノ外生絲ノ取引並ニ輸出ノ改良發達及統制ニ關スル施設

第三條 本組合ハ神戸生絲輸出業組合ト稱ス

第四條 本組合ノ地區ハ神戸市一圓トス

第五條 本組合ノ事務所ハ神戸市ニ置ク

第六條 本組合ノ公告ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 本組合ノ揭示場ニ揭示スルコト

第七條 本組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第八條 本組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備ヘ置クモノトス

組合員名簿ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 組合員ノ氏名又ハ名稱並ニ住所又ハ事務所及營業所
 - 二 經費賦課ノ基礎ト爲ルベキ事項
- 組合員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ組合長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ

第九條 日本中央蠶絲會ニ於テ生絲取引ニ關スル統制施設ヲ議決シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ本組合ハ其ノ統制施設ヲ行フモノトス

第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

前項ノ検査員ハ第二十三條ノ職員中ヨリ組合長之ヲ命ズ但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヲ検査員ト爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ當該役員又ハ検査員臨檢又ハ検査ヲ

爲サントスルトキハ様式第一號ニ依ル證票ヲ携帯スルモノトス

第十一條 本組合ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本組合ハ組合員ニ對シ生絲取引ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 組合員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキハ遲滞ナク本組合ニ其ノ旨届出ツベシ第八條第二項各號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第二章 役員、議員、顧問及職員

第十四條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

- 組合長 一名
- 副組合長 一名
- 評議員 三名

第十五條 役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第十六條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第十七條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得

役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモ

ノトス

第十八條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ招集シ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス

第十九條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス
役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十條 組合長ハ本組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ並ニ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

組合長ハ左ニ掲グル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス
一 總會ニ提出スベキ議案ニ關スル事項
二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項
三 蠶絲業組合法施行令第一條ノ規定ニ依ル異議ノ申立ニ對スル決定ニ關スル事項

第二十一條 組合長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時

急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第二十二條 役員ハ名譽職トス
役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得
本組合ハ總會ノ決議ニ依リ顧問若干名ヲ置クコトヲ得顧問ハ組合長ノ諮問ニ應ジ總會ニ出席シテ意見ヲ開陳スルコトヲ得

第二十三條 本組合ニ左ノ職員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス
主事 一人
書記 若干名
主事ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管掌ス
書記ハ組合長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二十四條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス
第二十五條 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ハ總會ニ於テ本組合ノ役員又ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

第二十六條 本組合ハ正當ノ事由アルトキハ前條ノ議員及豫備議員ヲ解任スルコトヲ得

第三章 會議

第二十七條 本組合ニ總會ヲ置ク

總會ハ總組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス但シ第三號ニ掲グル事項ニシテ日本中央蠶絲會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 生絲取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設
- 四 取引並ニ輸出方法ノ改善及統一
- 五 事業報告及收支決算
- 六 借入金
- 七 基本財産ノ造成、管理及處分
- 八 定款ノ變更
- 九 役員ノ選任及解任
- 十 日本中央蠶絲會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任
- 十一 事業執行ニ關スル規程
- 十二 生絲ノ取引並ニ輸出ニ關スル海外トノ交渉
- 第二十九條 總會ハ組合長之ヲ招集ス
- 第三十條 總會ハ通常總會及臨時總會トス
通常總會ハ毎年十月ヨリ十一月ノ間ニ之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一 組合長必要ト認ムルトキ

二 組合員總組合員ノ三分之一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

三 評議員ガ業務執行及財政ノ狀況ヲ監査シ之ヲ總會ニ報告スル爲總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
前項第二號ノ場合ニ於テ組合長正當ノ事由ナクシテ二週間以内ニ總會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

第三十一條 總會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ七日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員ニ通知スベシ

第三十二條 總會ニ於テハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 總會ノ議長ハ組合長、組合長事故アルトキハ副組合長ヲ以テ之ニ充ツ組合長及副組合長共ニ事故アルトキ、蠶絲業組合法第五十六條ノ規定ニ依リ準用スル同

法第三十四條第三項若ハ第四項ノ場合又ハ本定款第三十條第二項第三號ノ請求ニ依リ總會ヲ招集シタル場合ニ於テハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム

第三十四條 總會ノ議事ハ法令及本定款ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十五條 第二十八條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ組合員ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十六條 總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組合長ハ書面ヲ以テ組合員ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ組合長ハ七日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ

第三十七條 組合員ハ總會ニ於テ他ノ組合員ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席者ト看做ス

前項ノ委任ヲ受ケタル者ハ代理權ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十八條 總會ノ議事ニ關スル規程ハ本定款ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第三十九條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名又ハ記名捺印スルモノトス

一 開會ノ日時及場所

二 組合員數

三 出席者數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及贊否ノ數

第四章 會計

第四十條 本組合ノ經費ハ組合員ノ負擔トシ左ノ種別ニ依リ賦課スルモノトス

一 平等割

二 生絲輸出數量割

第四十一條 經費ヲ滯納スル者アルトキハ組合長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

第四十二條 本組合ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第四十三條 本組合ハ基本財産ヲ設ク

支途ヲ特定セザル寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス

第四十四條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 經費徵收原簿

三 出納簿

第四十五條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス

第四十六條 本組合ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第四十七條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ檢査ヲ拒ミタルトキ

二 本組合ノ行フ統制施設ニ違背シタルトキ

三 本組合ノ事業ノ執行ヲ妨ゲタルトキ

組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五十圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 第十二條ノ規定ニ依ル調査又ハ報告ヲ爲サザルトキ

様式第一號 縱六五種 横五五種

二 第四十一條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ之ヲ完納セザルトキ

第四十八條 過怠金徵集ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第六章 解散

第四十九條 本組合ノ解散ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五十條 本組合解散シタルトキハ組合長及副組合長ヲ以テ清算人トス

第五十一條 清算人ハ就任後遲滞ナク財産目錄ヲ作成シ之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第五十二條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク決算報告書ヲ總會ニ提出シテ其ノ旨報告スベシ

第 號
神戸生絲輸出業組合臨檢検査證票
組合印
氏 名
組合長(検査員)

神戸生絲輸出業組合定款

一	蠶絲業組合法第八條 蠶絲業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ役員又ハ検査員ヲシテ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得
二	前項ノ場合ニ於テハ當該役員又ハ検査員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ
三	定款第十條 本組合ノ行フ統制施設ニ關シ必要アル場合ニ於テハ役員又ハ検査員ハ組合員ノ事務所若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得(以下略)
四	定款第十七條 組合員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス
五	正當ノ事由ナクシテ第十條ノ規定ニ依ル臨檢又ハ檢査ヲ拒ミタルトキ(以下略)

日本中央蠶絲會會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ蠶絲業組合聯合會及蠶絲業組合ノ聯絡並ニ蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 蠶絲業組合聯合會及蠶絲業組合ノ聯絡及統制ニ關スル施設
 - 二 蠶絲業ニ關スル研究及調査
 - 三 蠶絲類ノ販路擴張ニ關スル施設
 - 四 蠶絲業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
 - 五 前各號ニ掲グルモノノ外蠶絲業ノ改良發達及統制ヲ圖ルニ必要ナル施設
- 第三條 本會ハ日本中央蠶絲會ト稱ス
- 第四條 本會ノ地區ハ全國ノ區域ニ依ル
- 第五條 本會ノ事務所ハ東京市ニ置ク
- 第六條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第七條 本會ニ於テ左ニ掲グル蠶絲業ノ統制ニ關スル施設ヲ決議シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ會員ハ其ノ決議ニ從ヒ統制ニ關スル施設ヲ實行シ且自己ノ會員又ハ組

合員ヲシテ其ノ決議ニ從ヒ統制ニ關スル施設ヲ實行セシムルコトヲ要ス

- 一 生産ノ調節ニ關スル施設
 - 二 取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設
- 第八條 本會ノ會員左ニ掲グル蠶絲業ノ統制ニ關スル施設ヲ行ハントスルトキハ本會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス但シ本會ノ決議ニ依リ行フモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 生産ノ調節ニ關スル施設
 - 二 取引數量及取引價格ノ統制ニ關スル施設
- 本會ノ會員前項ニ規定スル施設ニ付本會ノ承認ヲ受ケントスルトキハ其ノ施設ヲ行ハントスル事由及施設ノ概要ヲ具シ承認申請書ヲ本會ニ提出スベシ
- 前項ノ承認申請書ニハ總會ノ議事録ノ添附スベシ
- 第九條 本會ノ行フ調停又ハ仲裁ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十條 本會ハ會員ニ對シ蠶絲業ニ關スル事項ノ調査又ハ報告ヲ求ムルコトヲ得
- 第十一條 會員ハ左ニ掲グル事項ヲ遲滞ナク本會ニ報告スベシ
- 一 會則又ハ定款ノ變更
 - 二 事務所ノ移轉
 - 三 役員ノ選任、解任及退任

- 四 本會ノ議員及豫備議員ノ選任、解任及退任
- 五 收支豫算及經費ノ分賦收入方法
- 六 事業報告及收支決算

第二章 役員、職員及其ノ他

- 第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一人
 - 副會長 一人
 - 評議員 十四人
- 第十三條 役員ハ總會ニ於テ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得
- 第十四條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ
- 第十五條 本會ハ正當ノ事由アルトキハ役員ヲ解任スルコトヲ得役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スルモノトス
- 第十六條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ設ケタル役員ノ任期ハ他ノ役員ノ殘任期間トス
- 役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

- 會長ハ副會長ヲシテ庶務ニ關スル事項及金錢ノ收支ニ關スル事項ヲ分掌セシムルコトヲ得
- 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ並ニ會務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
- 第十八條 會長ハ總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルモノハ之ヲ專決處分スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ
- 第十九條 役員ハ名譽職トス
- 役員ニハ總會ノ議決ヲ經テ報酬、手當又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得
- 第二十條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任免ス但シ主事及參事ノ任免ハ評議員會ニ之ヲ諮問スルモノトス
- 主事 一人
- 參事 若干人
- 書記 若干人
- 主事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ管承ス
- 參事及書記ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ分擔ス

蠶絲業組合法ニ依ル團體

三七二

第二十一條 職員ニハ別ニ定ムル規程ニ依リ俸給、旅費、退職給與金及死亡給與金ヲ支給ス

(横濱生絲問屋業組合 三人)
(神戸生絲問屋業組合 二人)

第二十二條 本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

生絲輸出業組合 五人

顧問ハ評議員會ニ諮問シ會長之ヲ囑託ス

(横濱生絲輸出業組合 三人)
(神戸生絲輸出業組合 二人)

顧問ハ會長ノ諮問ニ應ジ且總會又ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ議決ニ加ハルコトヲ得ズ

第二十三條 蠶絲業ニ關スル調査又ハ研究ヲ爲ス爲必要アルトキハ本會ニ委員及囑託員ヲ置クコトヲ得

委員及囑託員ハ會長之ヲ囑託ス

第三章 會議

第二十四條 會議ハ總會及評議員會ノ二種トス

總會ハ會長、副會長、議員及特別議員ヲ以テ之ヲ組織シ評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十五條 議員ハ各會員ニ於テ之ヲ選任スルモノトス

議員ノ定數ハ三十人トシ左ノ如ク各會員ニ之ヲ配當ス

- 全國養蠶業組合聯合會 五人
- 全國蠶種業組合聯合會 五人
- 全國産業組合製絲組合聯合會 五人
- 全國製絲業組合聯合會 五人
- 生絲問屋業組合 五人

- 第二十六條 會員ハ議員事故アル場合之ニ代ハルベキ豫備議員ヲ選任スベシ
- 第二十七條 第十六條及第十九條第一項ノ規定ハ議員及豫備議員ニ之ヲ準用ス
- 第二十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス
 - 一 收支豫算
 - 二 經費ノ分賦收入方法
 - 三 第七條ニ掲グル蠶絲業ノ統制ニ關スル施設
 - 四 事業報告及收支決算
 - 五 借入金
 - 六 基本財産ノ造成、管理及處分
 - 七 會則ノ變更
 - 八 役員ノ選任及解任
 - 九 第八條ノ承認
 - 十 第九條、第二十一條及第四十三條ノ規程

十一 其ノ他重要ナル事項

第二十九條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回十一月ヨリ翌年一月ノ間ニ於テ之ヲ開キ臨時總會ハ左ノ場合ニ之ヲ開ク

- 一 會長必要ト認ムルトキ
- 二 總會ヲ組織スル者其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ
- 三 評議員會務ノ執行及財産ノ狀況監査ノ結果之ヲ總會ニ報告スル必要アルニ因リ總會ノ招集ヲ請求シタルトキ

キ前項第二號又ハ第三號ノ規定ニ依ル總會招集ノ請求アリタルトキハ會長ハ二週間以内ニ總會ヲ招集スベシ

第三十條 評議員會ハ左ニ掲グル事項ヲ議決スルモノトス

- 一 會長ヨリ諮問アリタル事項
- 二 本會則、本會則ニ基ク規程又ハ總會ノ委任ニ依リ評議員會ノ權限ニ屬セシメタル事項

第三十一條 左ニ掲グル事項ハ評議員會ニ之ヲ諮問スルモノトス

- 一 總會ニ提出スベキ議案
- 二 臨時總會ノ招集
- 三 寄附ノ受諾又ハ拒否

日本中央蠶絲會會則

三七三

四 豫算ノ同一款内ニ於ケル各項間ノ經費ノ流用

第三十二條 會議ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外會長之ヲ招集ス

第三十三條 會議ヲ招集セントスルトキハ總會ニ在リテハ少クトモ三週間前ニ、評議員會ニ在リテハ少クトモ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ會議ヲ組織スル者ニ通知スルモノトス

前項ノ期間ハ臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ總會ニ在リテハ二週間迄、評議員會ニ在リテハ三日迄之ヲ短縮スルコトヲ得

第三十四條 會議ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ緊急且輕微ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 會議ノ議長ハ會長ヲ以テ、會長事故アルトキハ副會長ヲ以テ之ニ充ツ會長及副會長共ニ事故アルトキ、蠶絲業組合法第七十九條ノ規定ニ依リ準用スル同法

第三十六條 會議ノ議事ハ法令又ハ本會則ニ別段ノ定アル席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ム

場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十七條 第二十八條第三號、第七號、第八號及第九號ニ掲グル事項ハ總會ニ於テ總會ヲ組織スル者ノ半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第三十八條 會議ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ會長ハ書面ヲ以テ會議ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ會議ノ議決ニ代フルコトヲ得

第三十九條 會議ノ議事ニ關スル規程ハ本會則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四章 會計

第四十條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔トシ經費ノ分賦收入方
法ノ定ムル所ニ依リ之ヲ會員ニ賦課スルモノトス

第四十一條 經費ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

第四十二條 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第四十三條 本會ニ基本財産ヲ設ク

基本財産ノ造成及管理ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十四條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ
一 財産臺帳

二 經費徵收原簿
三 出納簿

四 其ノ他必要ナル帳簿
第四十五條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス但シ總會ノ決議ニ依リ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ繰入ルルコトヲ得

第四十六條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月三十一日トス

第五章 過怠金

第四十七條 會員第七條又ハ第八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貳百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

一 故ナクシテ第十條ノ規定ニ依リ調査又ハ報告ヲ怠リタルトキ

二 第四十一條ノ督促ヲ受ケ指定ノ期限迄ニ經費ヲ完納セザルトキ

第四十八條 過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルモノトス

第六章 解散

第四十九條 本會ノ解散ハ會員總數ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第五十條 本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス

第五十一條 清算人ハ就任後遲滯ナク財産目錄ヲ作成シ之ヲ總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムベシ

第五十二條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作成シ會員ニ之ヲ報告スベシ

日本中央蠶絲會總會議事規程

第一條 議員及特別議員ノ席次ハ議長之ヲ定ム

第二條 總會ハ法令又ハ會則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外議員十名以上及特別議員二名以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第三條 議事ヲ開始シタルトキハ議長ハ先ヅ諸般ノ報告ヲ爲シ次ニ出席者中ヨリ議事録署名人二名ヲ指名スベシ

第四條 總會ニ於テ必要ト認ムルトキハ委員ヲ設クルコトヲ得

委員ノ選舉ハ投票ニ依ル但シ便宜議長ノ指名ニ依ルコトヲ得

第五條 委員ハ委員會ヲ開キ委員長一名ヲ互選スベシ

委員長ハ委員會ノ經過ヲ總會ニ報告スベシ

第六條 議長開議ヲ宣告セザル前及散會延會又ハ中止ヲ宣

告シタル後ハ議事ニ付發言スルコトヲ得ズ

第七條 發言セントスルモノハ起立シテ其ノ席次番號又ハ自己ノ氏名ヲ告ゲ議長ノ許可ヲ受クベシ

第八條 動議ハ書面ヲ以テ議長ニ提出シ又ハ會議ニ於テ口頭ヲ以テ陳述スベシ

第九條 動議ハ賛成者アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

動議議題ト爲リタルトキハ其ノ賛成者ノ同意ヲ經ルニ非ザレバ發議者ニ於テ之ヲ撤回スルコトヲ得ズ

第十條 議案ヲ提出セントスル者ハ議員又ハ特別議員五名以上ノ贊成者ヲ得テ之ヲ議長ニ差出スベシ

前項ニ依リ議案ヲ提出セントスル者ハ總會三日前迄ニ議案ノ題目及其ノ概要ヲ會長ニ通告スベシ但シ緊急ヲ要スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決ス但シ總會ノ決議ニ依リ讀會ヲ省略スルコトヲ得

第一讀會ニ於テハ議案ヲ朗讀、説明シ且質疑ヲ行ヒ議案ノ採否ヲ決ス但シ議長ハ議案ノ朗讀ヲ省略スルコトヲ得前項ノ場合委員ヲ設ケ議案ノ調査又ハ審議ヲ付託シタルトキハ其ノ報告ヲ俟テ之ヲ決スベシ

第二讀會ハ議案ノ各部ニ付審議ス